

# 京田辺市子ども・子育て支援事業計画



京田辺市



## ご あ い さ つ



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者一人ひとりの幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

本市では、「明日を担う子どもたちへの支援」を目的に、平成17年度に京田辺市次世代育成支援行動計画を策定しました。計画期間中には、保育所（園）の移転新築事業を進め、病児保育、子育て短期支援事業のスタート、また、子育て世帯へ経済的負担の軽減を図るため子育て支援医療費の対象年齢の拡大や、さらに情報提供のツールとして「子育てマップ」「遊び場マップ」の作成・発行を行い、年々増える多様な子育てニーズに対応してきました。

このたび、子ども・子育て支援のさらなる取り組みとして、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、『みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 ー子ども輝きが、すべての市民を結ぶー』を基本理念とし、「子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり」「子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり」「子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり」を基本目標としました。これにより、家庭や地域の温かいまなざしと支えの中で、子どもたちが成長していく輝きが、世代を超えてすべての市民を結び、それによって明るい未来が描けるまちを目指すものです。

この計画の実現に向けては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、行政サービスの拡充のみならず、市民・市民活動団体などがそれぞれの役割を担い、連携し、子育て家庭への支援に取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定に熱心にご審議をいただきました京田辺市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、市民ニーズ調査等にご協力いただいた多くの市民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

京田辺市長 石 井 明 三



# 目次

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	3
3	計画の策定体制	4

---

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

---

1	本市の人口動態などの現状	7
2	ニーズ調査から見られる現状	34
3	京田辺市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	50
4	本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	56

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1	基本理念	59
2	基本的な視点	60
3	基本目標	62
4	計画の体系	66

---

## 第4章 施策の展開

---

基本目標1	子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり	70
基本目標2	子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり	85
基本目標3	子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり	100

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策 並びに放課後子ども総合プランに基づく取組

---

1	教育・保育提供区域の設定	107
2	各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	108
3	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保方策	112
4	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	125
5	放課後子ども総合プランに基づく取組	125

---

## 第6章 計画の進行管理

---

1	施策の実施状況の点検	127
2	国・府などとの連携	127

---

## 資料編

---

1	京田辺市子ども・子育て会議設置条例	129
2	策定経過	131
3	京田辺市子ども・子育て会議委員名簿	133
4	用語解説（50音順）	134

## 1 計画策定の趣旨



わが国では、近年の出生数減少や出生率低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても、現在の傾向が続けば50年後には日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

本市の人口推移と推計をみると、総人口は年々増加しており、年齢3区分ごとにみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成24年以降減少傾向、年少人口（15歳未満）は微増傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は急激に増加し、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。また、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。京田辺市家庭児童相談室においても近年、相談内容は虐待に関するものなど多岐にわたり、新規相談件数も増加してきています。

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市では、平成17年度に「京田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、3歳未満児の保育ニーズや、「小一の壁」に見られる留守家庭児童会のニーズの高まりへの対応などが課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すこととされています。

また、都道府県、市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられています。

そこで、本市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、これまでの京田辺市次世代育成支援行動計画を踏まえながら、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした、「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



## 2 計画の位置づけと期間

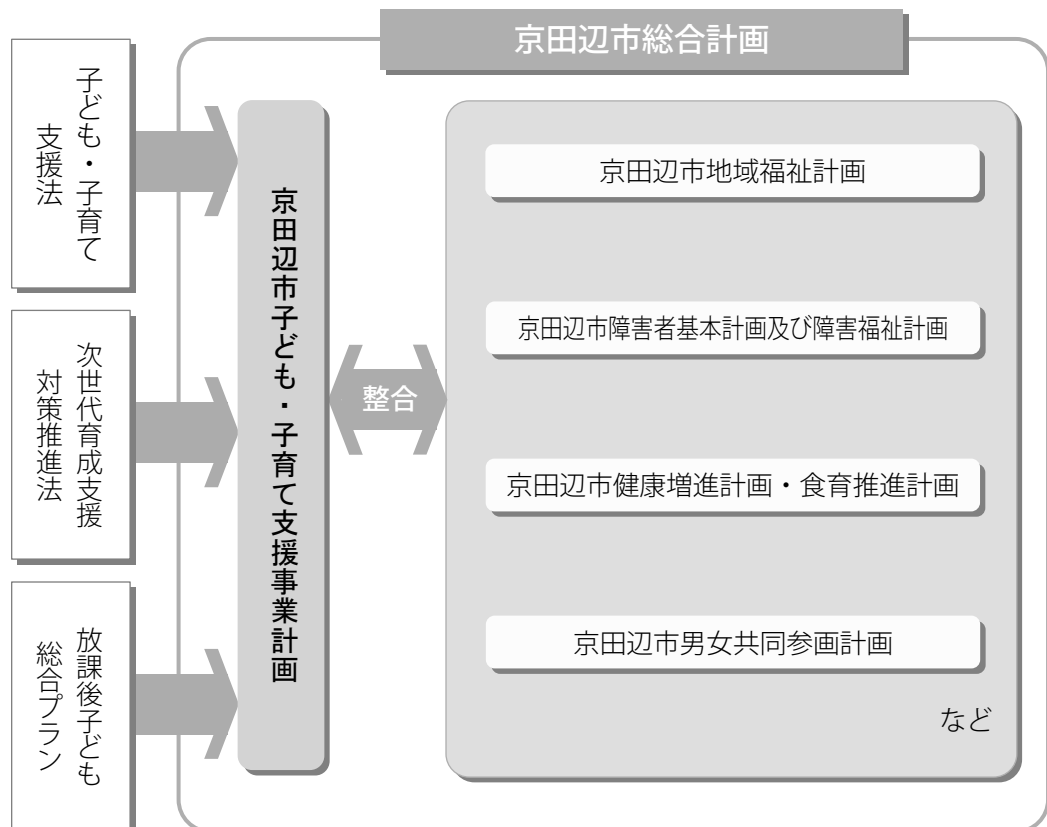
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村行動計画として策定するものです。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進するとともに、本計画の策定にあたっては、京田辺市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、本市では本計画を、京田辺市次世代育成支援行動計画の考えや取組を踏襲した、本市における子ども・子育て支援事業を総合的に推進していく計画と位置づけます。

さらに、国では、「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的、一体的な整備を進める方針を示しましたので、本計画へ反映させることとします。

【 計画の位置づけ 】




## (2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

計画の進捗管理については、京田辺市子ども・子育て会議において、計画の実施状況を評価し、事業の実施状況などを毎年ホームページで公表します。また、必要に応じて、計画期間の中間年にあたる平成29年度に見直しを実施します。

計画は、国や京都府、近隣市と連携し、相互に協力して推進します。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					

## 3 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

対象者	標本数	配布・回収方法	調査期間	回収数 回収率
就学前児童の保護者	1,500件	郵送による 配布・回収	平成26年2月10日～ 2月26日	1,024件 68.3%
就学児童の保護者	1,500件	郵送による 配布・回収	平成26年2月10日～ 2月26日	1,032件 68.8%
妊婦調査	325件	妊婦健診受診者 パパママセミナー 母子手帳発行時	平成26年4月16日～ 4月30日	203件 62.5%
子育て担い手調査	186件	郵送による回収	平成26年7月22日～ 8月15日	168件 90.3%

## (2) 「京田辺市子ども・子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者などの意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する「京田辺市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

## (3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

### 【 パブリックコメント実施概要 】

意見募集期間	平成26年12月26日～平成27年1月26日
意見募集方法	<p>計画（素案）を市ホームページに掲載するとともに、下記の場所で閲覧を実施。ホームページ添付ファイルによる電子メール及び閲覧場所に備え付けの応募用紙により、市民からの意見を募集。</p> <p>【閲覧場所】</p> <p>市役所子育て支援課・学校教育課、北部住民センター、中部住民センター、三山木福祉会館、市内7保育所（園）、市立8幼稚園、市立9小学校、市立3中学校、府立田辺高等学校、同志社国際中学校・高等学校</p>
意見募集結果	<p>意見提出者：16人（持参15人、電子メール1人）</p> <p>意見総数：28件</p>



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態などの現状

(1) 人口推移と推計

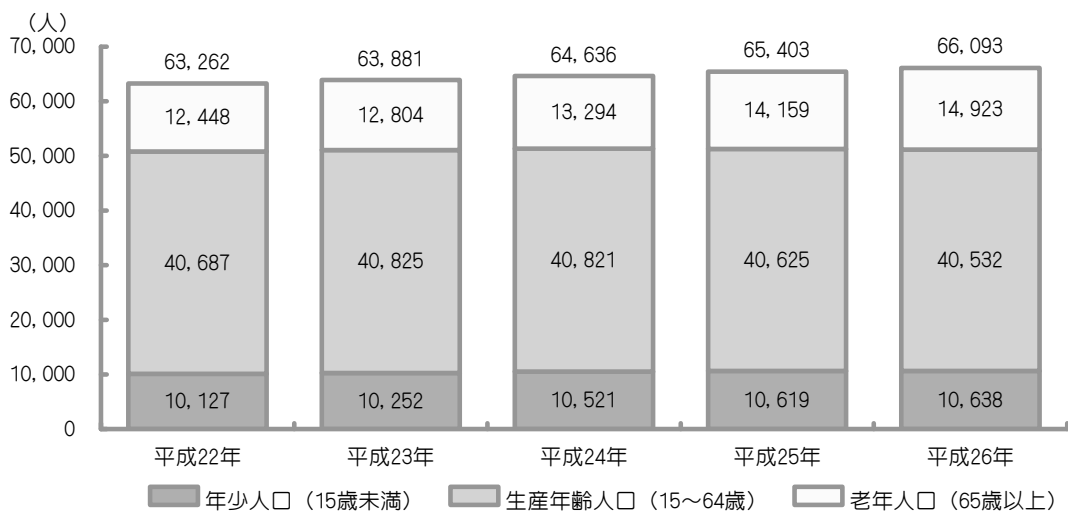


① 人口推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加しており、平成26年4月1日現在で66,093人と、平成22年に比べ約2,800人増加しています。年齢3区分ごとにみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成24年以降減少傾向、年少人口（15歳未満）は微増傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は急激に増加しています。

それに伴い、年齢3区分別人口構成の推移も、年少人口（15歳未満）の割合は横ばいであるのに対し、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

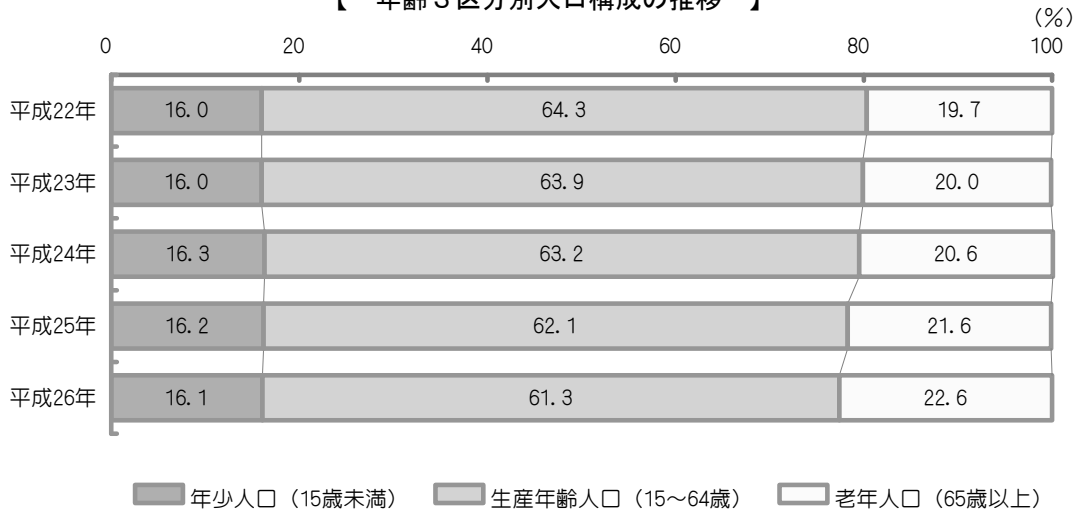
【 人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22年～平成24年は外国人人口を加味）

※ 平成24年7月から、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録法が廃止されました。この法改正により、外国人の方にも「住民基本台帳法」が適用され、日本人と同様に、構成される世帯全員が記載された住民票が発行可能となりました。

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

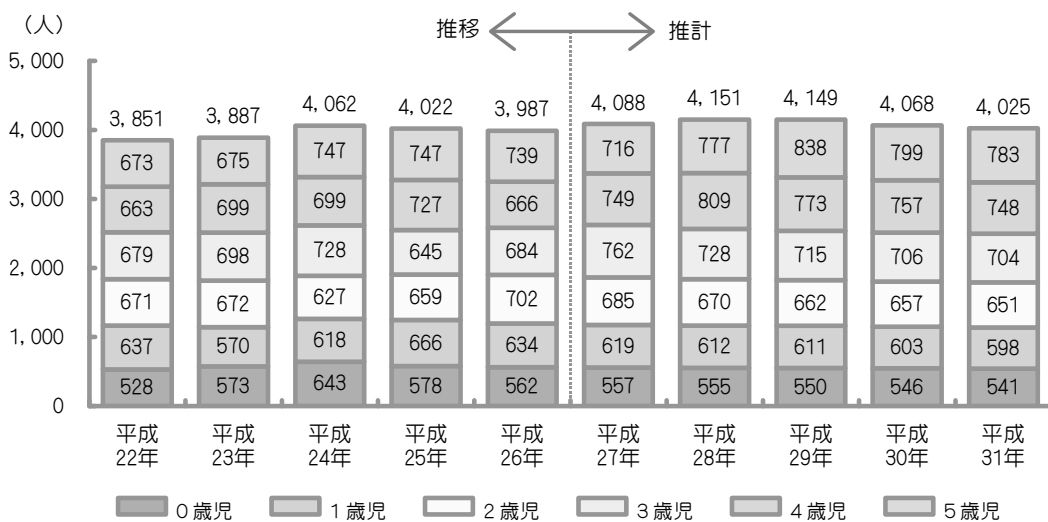


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在平成22年～平成24年は外国人人口を加味）

② 子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口の推移と推計をみると、0歳児から5歳児の子どもの人口は、平成24年まで増加していましたが、平成25年以降減少し平成26年4月1日現在で3,987人となっています。平成27年以降の推計人口は、平成28年をピークに緩やかに減少していくと推測されます。

【 子どもの人口（0～5歳児）の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計人口は平成25年4月1日現在の住民基本台帳を元に算出したもの

【 年齢別児童数の推移と推計 】

推移 ←————→ 推計

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
0歳	528人	573人	643人	578人	562人	557人	555人	550人	546人	541人
1歳	637人	570人	618人	666人	634人	619人	612人	611人	603人	598人
2歳	671人	672人	627人	659人	702人	685人	670人	662人	657人	651人
3歳	679人	698人	728人	645人	684人	762人	728人	715人	706人	704人
4歳	663人	699人	699人	727人	666人	749人	809人	773人	757人	748人
5歳	673人	675人	747人	747人	739人	716人	777人	838人	799人	783人
小計	3,851人	3,887人	4,062人	4,022人	3,987人	4,088人	4,151人	4,149人	4,068人	4,025人
6歳	712人	686人	675人	756人	766人	778人	738人	797人	860人	818人
7歳	738人	723人	709人	716人	768人	797人	802人	762人	820人	884人
8歳	683人	743人	743人	702人	719人	793人	810人	817人	777人	837人
9歳	736人	689人	732人	742人	708人	740人	806人	822人	832人	787人
10歳	672人	745人	714人	763人	741人	722人	750人	817人	835人	840人
11歳	742人	679人	732人	710人	770人	761人	731人	761人	830人	848人
小計	4,283人	4,265人	4,305人	4,389人	4,472人	4,591人	4,637人	4,776人	4,954人	5,014人
12歳	680人	746人	694人	756人	726人	779人	770人	737人	769人	833人
13歳	655人	697人	744人	690人	761人	735人	798人	788人	756人	787人
14歳	658人	657人	716人	762人	692人	786人	745人	810人	800人	768人
小計	1,993人	2,100人	2,154人	2,208人	2,179人	2,300人	2,313人	2,335人	2,325人	2,388人

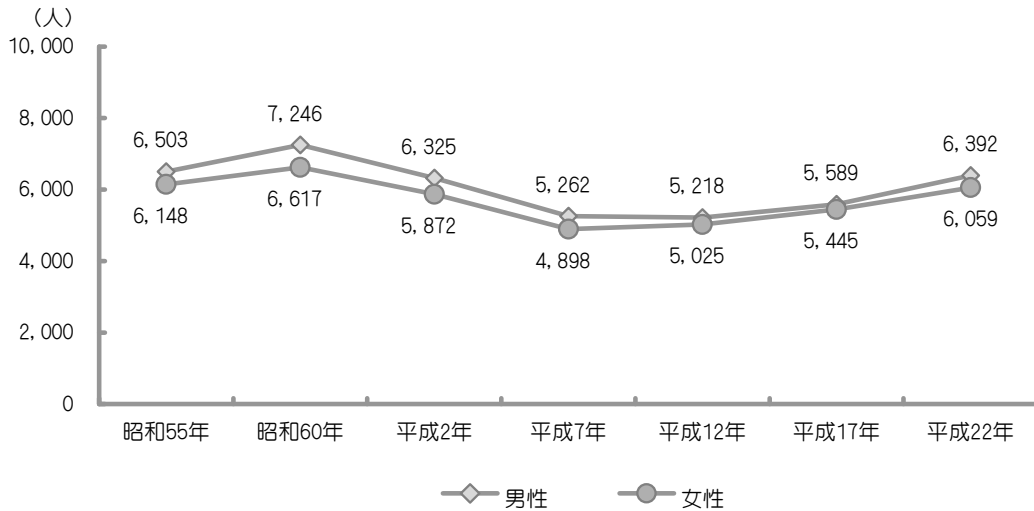
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計児童数は平成25年4月1日現在の住民基本台帳を元に算出したもの

### ③ 18歳未満人口の推移

本市の男女別18歳未満人口の推移をみると、昭和60年（1985年）の男女の計13,863人から平成7年（1995年）の10,160人へと4,000人近く減少しましたが、平成22年（2010年）には12,451人となり、増加傾向を示しています。男女別では、平成22年（2010年）で男性が女性に比べ333人多くなっています。

【 男女別18歳未満人口の推移 】



資料：国勢調査

### ④ 人口動態

本市の人口動態の推移をみると、自然動態では毎年出生が死亡を上回る自然増を示しています。社会動態においても、毎年転入が転出を上回る社会増の状況が続いており、総人口の増加傾向を示しています。

【 人口動態の推移 】

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成14年	545人	366人	179人	3,203人	3,034人	169人	396人
平成15年	514人	374人	140人	3,395人	2,962人	433人	609人
平成16年	554人	372人	182人	3,447人	2,787人	660人	870人
平成17年	590人	368人	222人	3,820人	2,755人	1,065人	1,310人
平成18年	583人	379人	204人	2,999人	2,734人	265人	469人
平成19年	579人	348人	231人	3,008人	2,684人	324人	555人
平成20年	607人	402人	205人	3,151人	2,607人	544人	749人
平成21年	587人	384人	203人	3,001人	2,595人	406人	609人
平成22年	570人	416人	154人	2,996人	2,434人	562人	716人
平成23年	590人	439人	151人	2,904人	2,344人	560人	711人
平成24年	566人	490人	76人	3,276人	2,403人	873人	949人
平成25年	572人	532人	40人	3,003人	2,694人	309人	349人

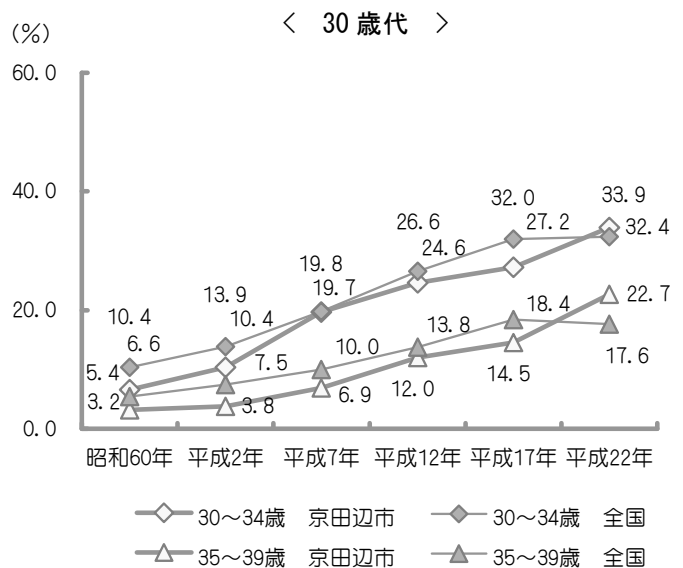
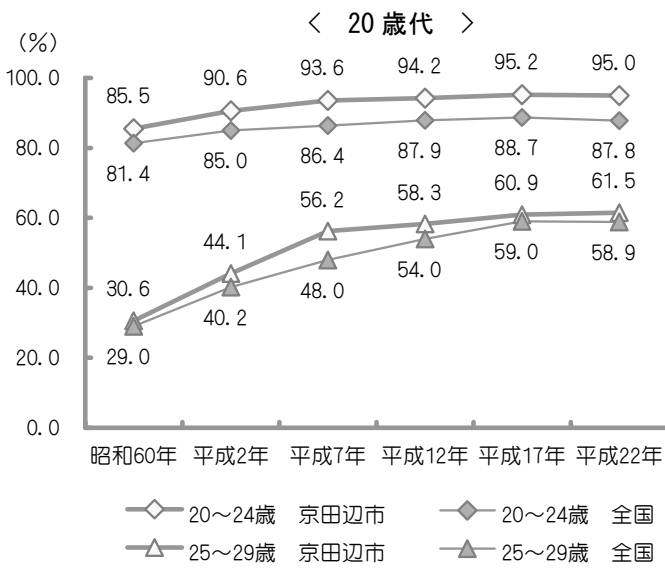
資料：京田辺市統計書



⑤ 未婚率の推移

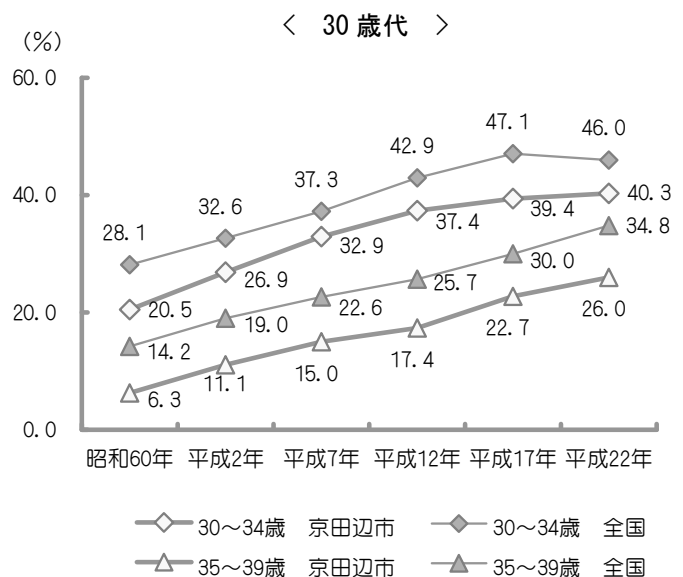
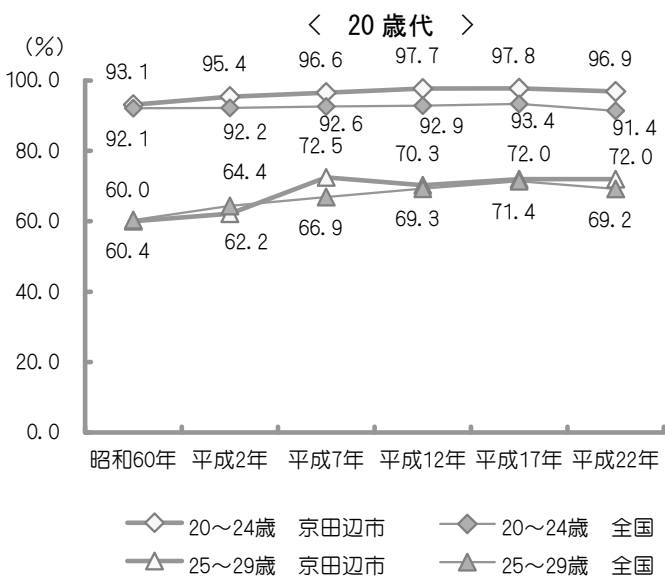
本市の年齢別未婚率の推移をみると、女性の25～29歳の未婚率は、昭和60年（1985年）の30.6%から平成22年（2010年）の61.5%へと約2倍に上昇しています。また、男女とも20～24歳の未婚率は、国の平均よりも高い状況となっていますが、これは市内にある大学に通う大学生の占める割合が多いことに起因すると考えられます。全国の傾向と同様に、各年齢層とも年々未婚率が高くなり、本市においても晩婚化もしくは未婚化が進んでいる状況がみられます。

【 年齢別未婚率の推移（女性） 】



資料：国勢調査

【 年齢別未婚率の推移（男性） 】



資料：国勢調査

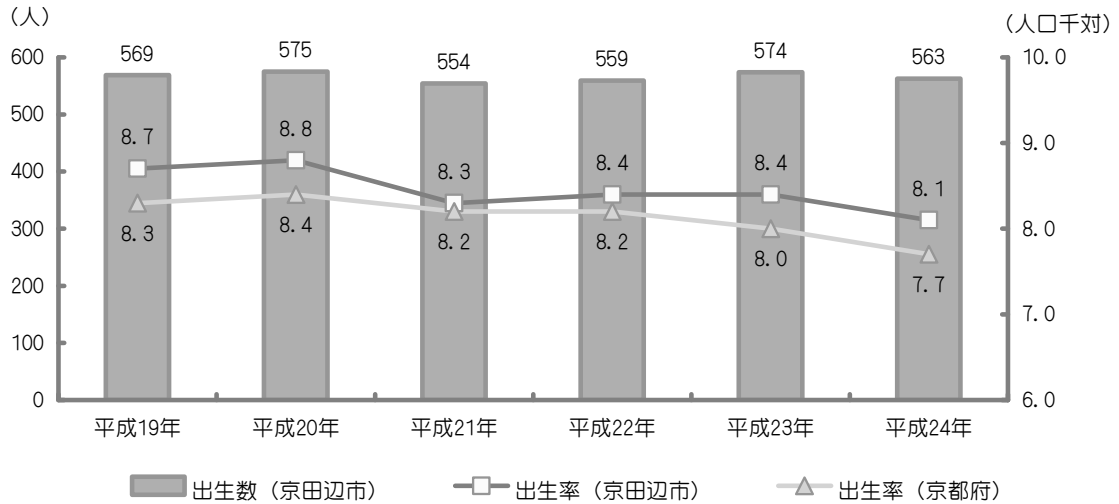
※ 「未婚率」とは、一度も結婚をしたことがない人の割合

## ⑥ 出生の動向

本市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は各年で増減していますが、おおむね横ばいです。平成24年で563人となっています。

出生率は、各年で京都府を上回っているものの、平成20年の8.8ポイントをピークに減少傾向にあり、平成24年では8.1ポイントに下がっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



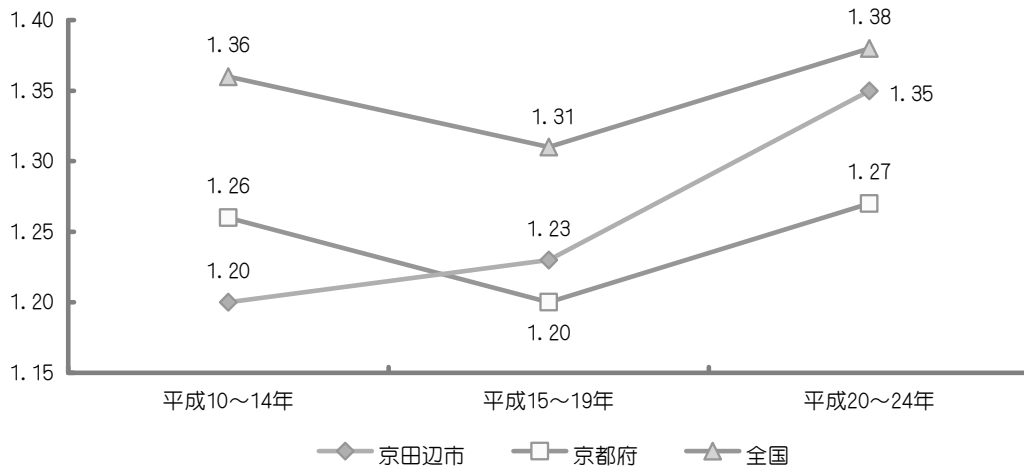
資料：人口動態統計

## ⑦ 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本市の合計特殊出生率は、徐々に上昇しており、平成15年以降は京都府よりも高くなっています。一方、全国に比べると、本市の合計特殊出生率は低くなっています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計特殊報告

## ⑧ 昼間人口

本市における昼間人口率は、15～24歳では140%を超えているものの、25～49歳では90%未満となっており、他市町村で就労している人が多いことがうかがえます。

【 年齢別昼夜間人口 】

	昼間人口	夜間人口	昼間人口率
15歳未満	10,084人	10,067人	100.2%
15～19歳	9,030人	6,167人	146.4%
20～24歳	9,719人	5,759人	168.8%
25～29歳	2,610人	2,939人	88.8%
30～34歳	3,352人	4,088人	82.0%
35～39歳	4,623人	5,610人	82.4%
40～44歳	3,729人	4,331人	86.1%
45～49歳	3,319人	3,761人	88.2%
50～54歳	2,862人	3,175人	90.1%
55～59歳	3,462人	3,829人	90.4%
60～64歳	4,809人	5,250人	91.6%
65～69歳	4,377人	4,474人	97.8%
70～74歳	3,038人	3,115人	97.5%
75～79歳	2,267人	2,296人	98.7%
80～84歳	1,519人	1,521人	99.9%
85歳以上	1,477人	1,471人	100.4%
合計	10,084人	10,067人	100.2%

資料：国勢調査（平成22年）

※ 昼間人口率＝昼間人口/夜間人口×100

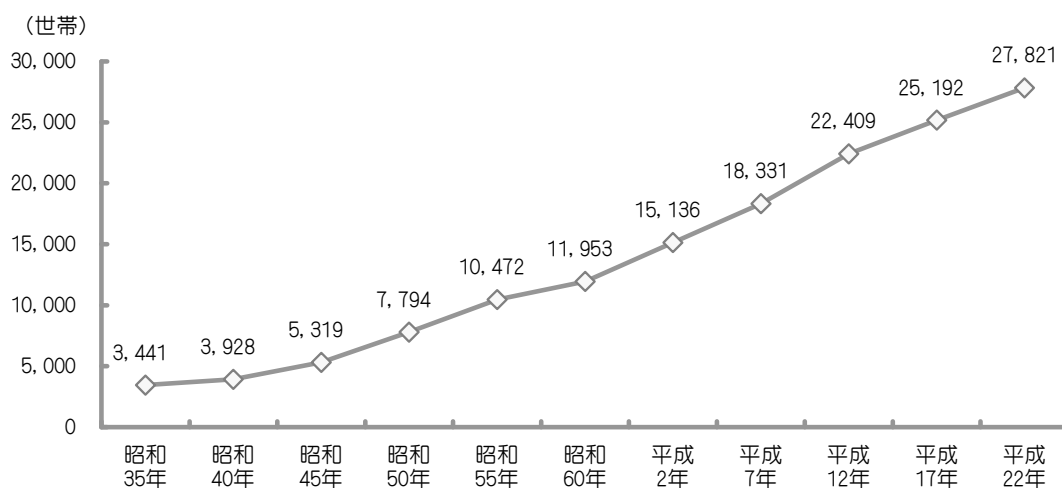
## (2) 世帯の動向

### ① 世帯数と世帯人員

本市の世帯数の推移を見ると、増加傾向を示しており、平成2年の15,136世帯から平成22年には27,821世帯と、20年間で12,685世帯増加しています。

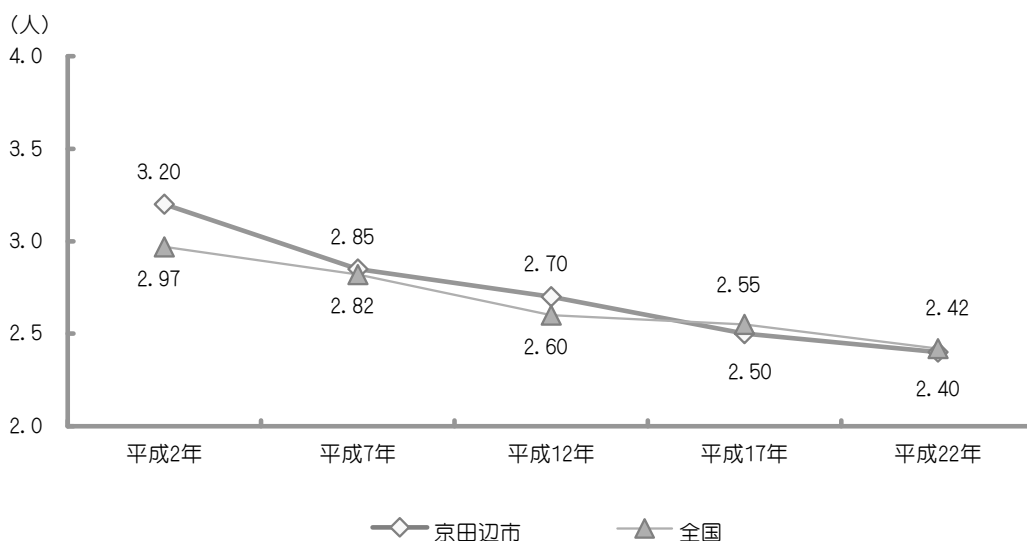
一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成2年の3.20人から平成22年には2.40人となっています。また、平成17年から全国を下回っています。

【 世帯数の推移 】



資料：国勢調査

【 1世帯あたり人員の推移 】

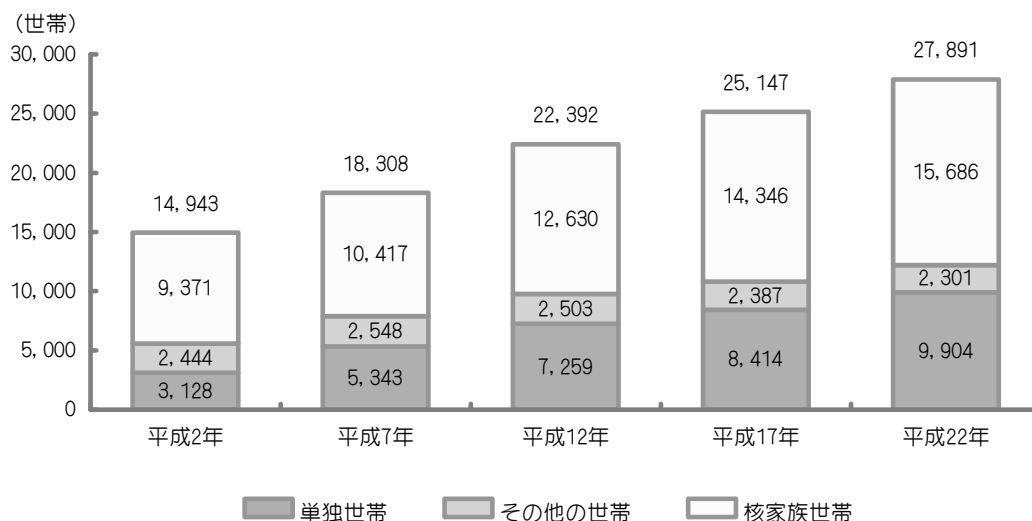


資料：国勢調査

② 一般世帯における世帯構成

本市の一般世帯における世帯構成の推移をみると、核家族世帯と単独世帯が年々増加し、平成22年には核家族世帯は15,686世帯、単独世帯は9,904世帯となっています。

【 一般世帯における世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

③ 婚姻数・離婚数

本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数は増減を繰り返し、平成25年には223件となっています。

離婚数は平成20年以降、減少傾向で推移していましたが、平成25年で再び増加し、96件となっています。

【 婚姻数・離婚数の推移 】

	婚姻数	離婚数
平成18年	292件	101件
平成19年	246件	87件
平成20年	328件	105件
平成21年	287件	85件
平成22年	287件	99件
平成23年	199件	78件
平成24年	286件	75件
平成25年	223件	96件

資料：人口動態統計

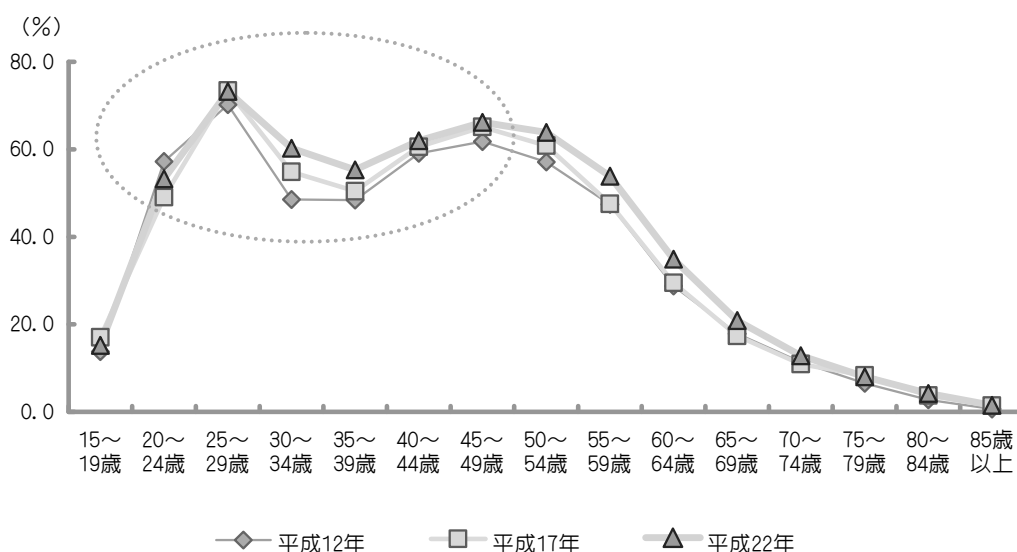
### (3) 女性の労働状況

#### ① 女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成12年に比べ30歳代の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

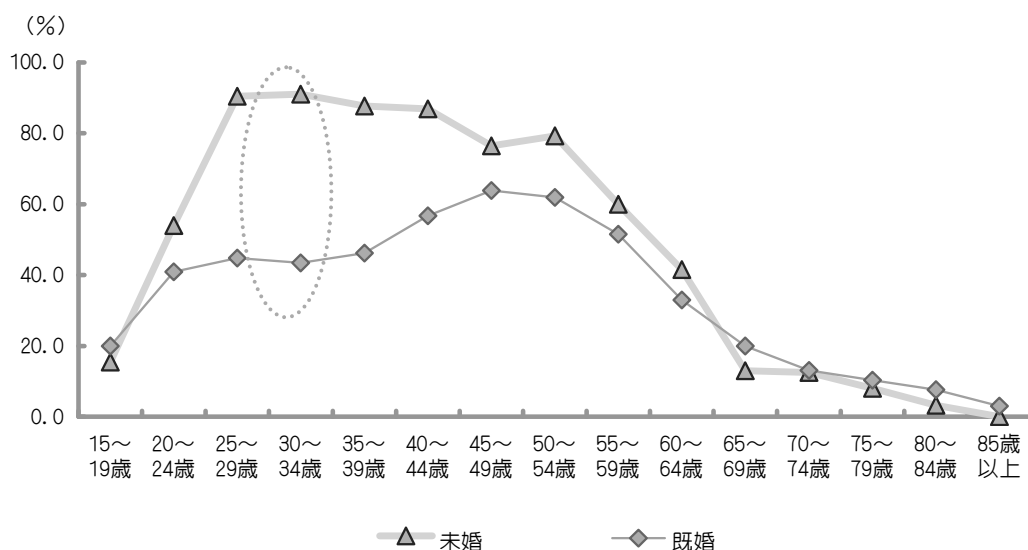
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、25～44歳においては、特に未婚女性に比べ既婚女性の労働力率が低く、特に30～34歳では47.6ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

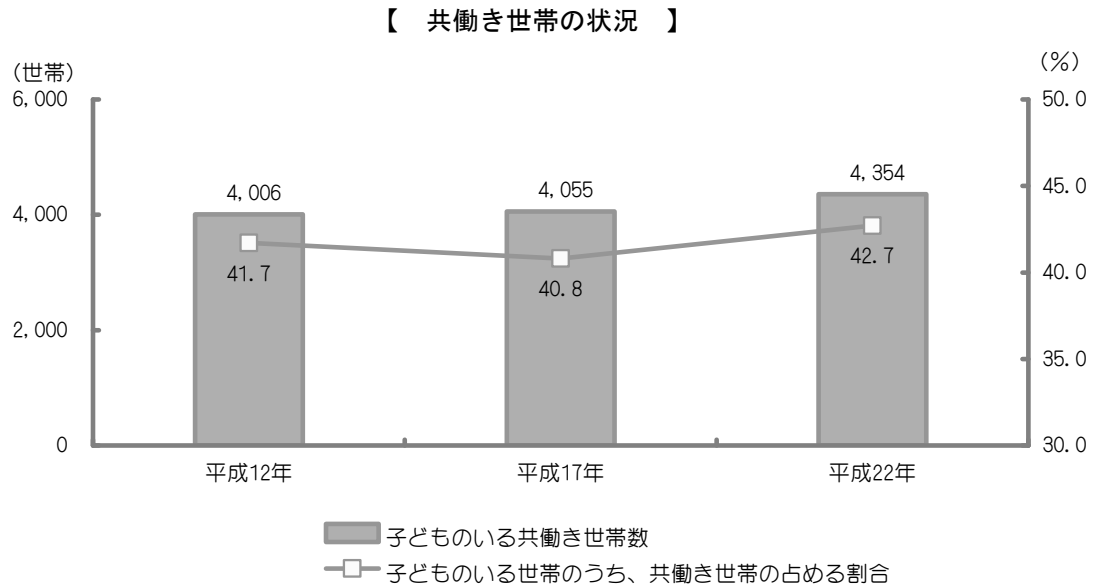


資料：国勢調査

② 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は、増加傾向にあり、平成22年で4,354世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、約4割で横ばいとなっています。



## (4) 子どもと子育てをめぐる状況

### ① 就学前児童の状況

#### ア 子どもが日中過ごす場所

子どもが日中過ごす場所として、0歳児では約1割、1～2歳児では3割の人が保育所（園）を利用しています。3歳児以降は、3割強の人が保育所（園）を利用し、6割強程度の人が幼稚園を利用しています。

【 就学前児童の状況（平成26年度） 】

		合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
総数		3,987人 (100.0%)	562人 (100.0%)	634人 (100.0%)	702人 (100.0%)	684人 (100.0%)	666人 (100.0%)	739人 (100.0%)
保育所（園）	公立	562人	22人	91人	107人	113人	109人	120人
	私立	589人	27人	99人	112人	103人	131人	117人
	計	1,151人 (28.9%)	49人 (8.7%)	190人 (30.0%)	219人 (31.2%)	216人 (31.6%)	240人 (36.0%)	237人 (32.1%)
幼稚園	公立	668人				205人	222人	241人
	私立	646人				226人	182人	238人
	計	1,314人 (33.0%)				431人 (63.0%)	404人 (60.7%)	479人 (64.8%)
在家庭		1,522人	513人	444人	483人	37人	22人	23人

資料：子育て支援課、学校教育課（4月1日現在）

※ 私立幼稚園の児童は、市外の私立幼稚園に通う児童数を含めた数値



イ 幼稚園児数の推移

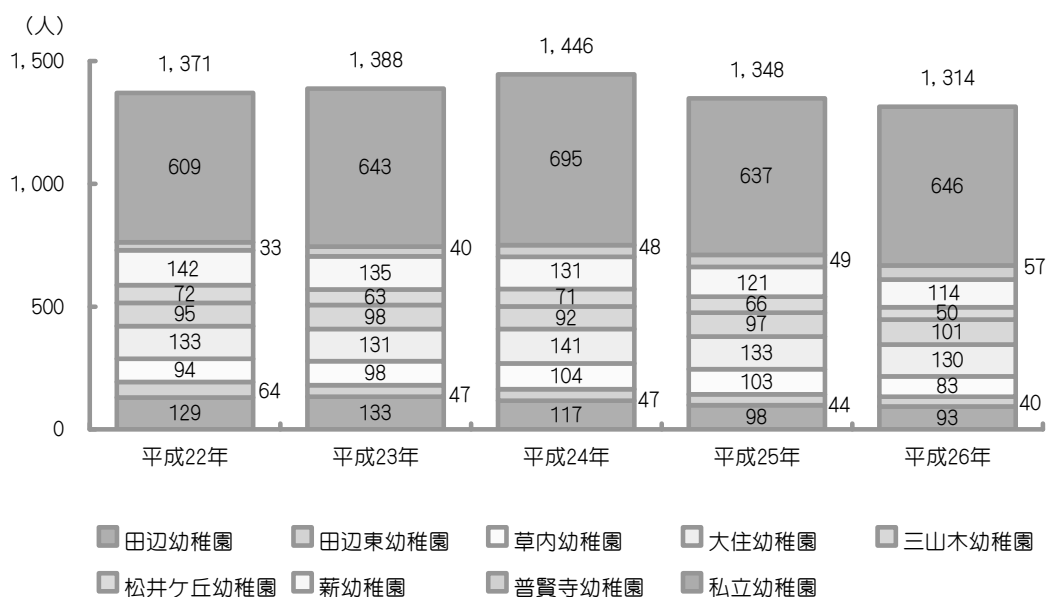
幼稚園児数は、平成22年度から平成26年度にかけて、私立幼稚園では37人増加しているものの、公立幼稚園では94人減少しており、全体では57人減少しています。

【 幼稚園児数の推移 】

幼稚園名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度との増減
田辺幼稚園	129人	133人	117人	98人	93人	-36人
田辺東幼稚園	64人	47人	47人	44人	40人	-24人
草内幼稚園	94人	98人	104人	103人	83人	-11人
大住幼稚園	133人	131人	141人	133人	130人	-3人
三山木幼稚園	95人	98人	92人	97人	101人	6人
松井ヶ丘幼稚園	72人	63人	71人	66人	50人	-22人
新幼稚園	142人	135人	131人	121人	114人	-28人
普賢寺幼稚園	33人	40人	48人	49人	57人	24人
公立幼稚園：小計	762人	745人	751人	711人	668人	-94人
私立幼稚園：小計	609人	643人	695人	637人	646人	37人
合計	1,371人	1,388人	1,446人	1,348人	1,314人	-57人

資料：学校教育課（4月1日現在）

※ 私立幼稚園の園児数は、市外の私立幼稚園に通う児童数を含めた数値



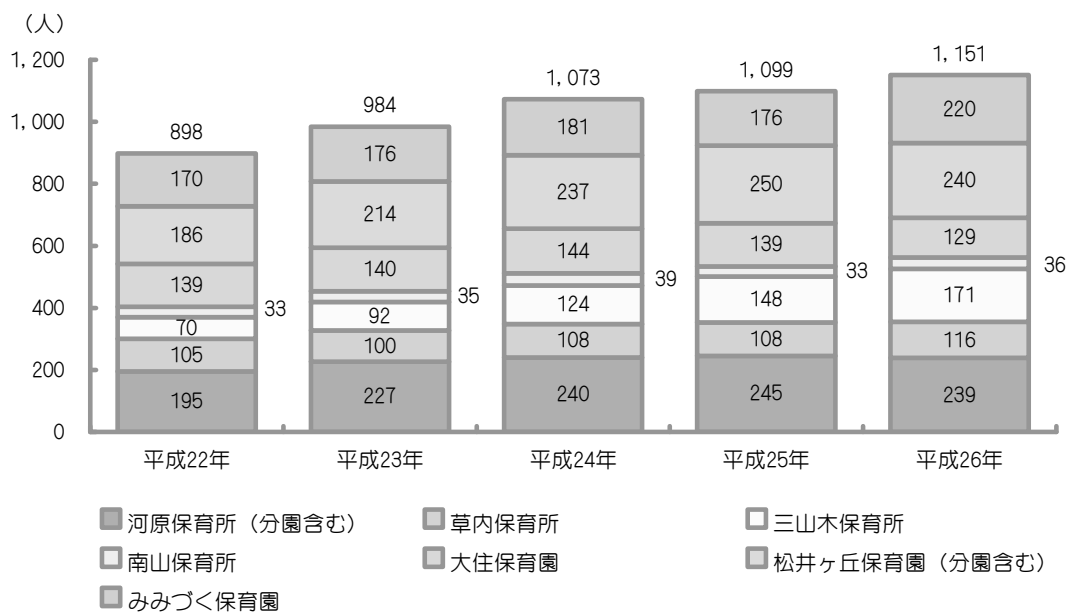
## ウ 保育所（園）児童数の推移

保育所（園）児童数は、公立保育所、民間保育園ともに増加しており、全体では平成22年度から平成26年度で253人増加しています。

【 保育所（園）児童数の推移 】

保育所（園）名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度との増減
河原保育所（分園含む）	195人	227人	240人	245人	239人	44人
草内保育所	105人	100人	108人	108人	116人	11人
三山木保育所	70人	92人	124人	148人	171人	101人
南山保育所	33人	35人	39人	33人	36人	3人
公立保育所：小計	403人	454人	511人	534人	562人	159人
大住保育園	139人	140人	144人	139人	129人	-10人
松井ヶ丘保育園（分園含む）	186人	214人	237人	250人	240人	54人
みみづく保育園	170人	176人	181人	176人	220人	50人
民間保育園：小計	495人	530人	562人	565人	589人	94人
合計	898人	984人	1,073人	1,099人	1,151人	253人

資料：子育て支援課（4月1日現在）



② 小学生児童の状況

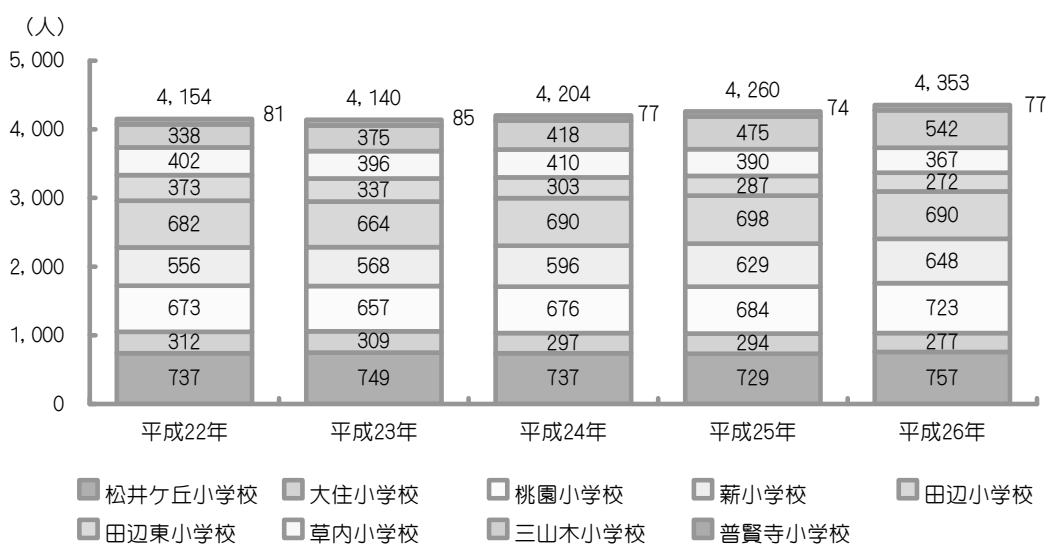
ア 小学生児童数の推移

小学生児童数は、薪小学校及び三山木小学校で大幅に増加しており、全体では平成22年度から平成26年度で199人増加しています。

【 小学生児童数の推移 】

学校名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度との増減
松井ヶ丘小学校	737人	749人	737人	729人	757人	20人
大住小学校	312人	309人	297人	294人	277人	-35人
桃園小学校	673人	657人	676人	684人	723人	50人
薪小学校	556人	568人	596人	629人	648人	92人
田辺小学校	682人	664人	690人	698人	690人	8人
田辺東小学校	373人	337人	303人	287人	272人	-101人
草内小学校	402人	396人	410人	390人	367人	-35人
三山木小学校	338人	375人	418人	475人	542人	204人
普賢寺小学校	81人	85人	77人	74人	77人	-4人
合計	4,154人	4,140人	4,204人	4,260人	4,353人	199人

資料：学校教育課（5月1日現在）



## イ 留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況

留守家庭児童会は、保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供し、放課後における児童の健全育成を行っています。

平成 26 年度には 613 人の児童が入会しており、利用者数は平成 22 年度から 111 人増加しています。

利用者の内訳をみると、低学年になるほど利用者数が多くなっています。

### 【 留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 22 年度との増減
クラス実施数	15 クラス	15 クラス	15 クラス	15 クラス	15 クラス	—
定員数（人）	670 人	670 人	670 人	670 人	690 人	20 人
在籍児童数（人）	502 人	547 人	541 人	555 人	613 人	111 人

資料：社会教育・スポーツ推進課（5月1日現在）

### 【 留守家庭児童会における学年別在籍状況 】

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生
在籍児童数（人）	204 人	188 人	141 人	80 人
小学校児童数（人）	752 人	751 人	697 人	687 人

資料：社会教育・スポーツ推進課（平成 26 年 5 月 1 日現在）

**ウ 放課後子どもプラン実施状況**

放課後子どもプランは、児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施しています。

**【 放課後子どもプラン実施状況 】**

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (9月現在)
実施数	88 回	83 回	36 回
参加者数	3,410 人	3,687 人	1,553 人

資料：社会教育・スポーツ推進課

※ 参加者数は、施設の年間合計

**③ 幼稚園事業**

幼稚園では通常の教育のほかに、下記の事業を実施しています。

**【 幼稚園事業 】**

平成 26 年 (2014 年) 度実施

事業名	事業の内容	実施 幼稚園
預かり保育事業	教育時間終了後も引き続き在園児を預かり、保護者の子育てを支援する 月・火・木・金曜日の 14 時～16 時 (松井ヶ丘幼稚園は月～金曜日の教育時間終了後～18 時)	全 園
2 歳児親子 なかよし学級	2 歳児と保護者に親子で遊ぶ場を提供し、成長・発達を促すとともに親同士 の交流の場とする 毎月 1～2 回実施	全 園

資料：学校教育課

#### ④ 保育所（園）保育事業

保育所（園）では、通常の保育に加え、多様化する保育ニーズに応えるため、さまざまな保育事業を実施し、仕事と子育ての両立や、子育てに対する支援を行っています。

#### 【 保育所（園）保育事業 】

平成 26 年（2014 年）度実施

事業名		事業の内容	実施保育所（園）
乳児保育促進事業		産後 8 週間後（生後 57 日目）から就労する場合の保育の実施	全保育所（園）
延長保育事業		通常の保育時間を超える早朝保育：午前 7 時～8 時 30 分 夕方：午後 4 時 30 分～7 時（土曜午前 11 時 30 分～午後 4 時）	全保育所（園）
一時保育事業		保護者が週 1～3 日パートなどで断続的に就労したり、保護者の傷病やリフレッシュなどを目的に、月 14 日以内を限度に一時的に保育を実施	河原保育所
保育所（園） 地域活動事業	保育所（園）体験事業	保育所（園）や幼稚園に入っていない子どもを対象に、保育所（園）開放を行い、他の子ども達と一緒に遊んだり、子育て相談などを実施	草内・三山木・南山保育所
	世代間交流事業	地域の高齢者と保育所（園）児童が行事などを通じて触れ合い、高齢者は子育て支援に関わるとともに、保育所（園）においては地域に開かれた活動として実施	草内・三山木・南山・松井ヶ丘・みづく保育所（園）
	育児講座など	子育て講座などを開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図る事業	松井ヶ丘保育園
保育所分園事業		保育所の分園として利便性の高い駅前施設などで保育を実施し、待機児童の解消を図る事業	松井ヶ丘保育園分園（バステルキッズ） 河原保育所分園
病児・病後児保育事業		病氣中や病氣の回復期にあり家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施する事業	医療法人浜口キッズクリニック「にっこにこ」 医療法人社団石鎚会「やすらぎ保育園」
子育て相談事業		就学前の子育てについて、保育士が電話や面接などで相談に応じる	全保育所（園）
障がい児保育事業		保育に欠けるとともに障がいがある児童、また、発達上配慮を要する児童の保育体制を整え、保育の実施を通じて子どもの発達支援を行う	全保育所（園）

資料：子育て支援課

⑤ 地域における子育て支援事業

ア 児童館事業

児童館では、子どもたちの豊かな育ちを促すため、さまざまな事業を実施しています。

【 児童館事業 】

平成25年(2013年)度実施

年度	事業名	事業内容					合計
		親子教室	なかよしクラブ	ふれあい広場	育児相談	その他(育児サークルなど)	
平成21年度	大住児童館	3,308人	6,704人	14,010人	0人	1,068人	25,090人
	田辺児童館	1,006人	109人	482人	136人	0人	1,733人
	南山こどもセンター	0人	1,821人	0人	0人	1,429人	3,250人
	普賢寺児童館	6,871人	5,227人	537人	6人	41人	12,682人
平成22年度	大住児童館	3,410人	6,339人	14,507人	0人	915人	25,171人
	田辺児童館	1,014人	59人	500人	169人	0人	1,742人
	南山こどもセンター	0人	1,902人	0人	0人	1,074人	2,976人
	普賢寺児童館	6,051人	3,422人	761人	12人	980人	11,226人
平成23年度	大住児童館	3,092人	6,900人	12,024人	0人	781人	22,797人
	田辺児童館	1,346人	161人	168人	160人	0人	1,835人
	南山こどもセンター	0人	2,483人	0人	0人	864人	3,347人
	普賢寺児童館	6,412人	3,019人	478人	3人	382人	10,294人
平成24年度	大住児童館	3,344人	7,833人	11,586人	0人	872人	23,635人
	田辺児童館	1,248人	207人	100人	245人	0人	1,800人
	南山こどもセンター	495人	3,490人	0人	0人	940人	4,925人
	普賢寺児童館	5,575人	3,168人	482人	5人	544人	9,774人
平成25年度	大住児童館	3,518人	7,764人	12,163人	0人	967人	24,412人
	田辺児童館	1,280人	235人	101人	118人	0人	1,734人
	南山こどもセンター	902人	4,406人	0人	0人	727人	6,035人
	普賢寺児童館	5,909人	2,677人	427人	6人	986人	10,005人

資料：子育て支援課

※ 各年度とも田辺児童館の親子教室は、「親子びよびよ教室」として育児の中で心配や不安のある3歳未満児とその保護者を対象に実施

平成25年(2013年)度実施

事業名	事業の内容	実施場所
児童発達支援事業 (京田辺市児童デイサービス事業所)	就学前の心身の発達に弱さやつまづきなど育ちのための支援を必要とする子どもに、事業所に通所する方法で少人数グループにより、発達を促す働きかけを行う事業 延べ1,283人	田辺児童館

資料：田辺児童館

## イ 地域における子育て支援事業

子どもが保育所（園）・幼稚園などに入所せず、在宅で保育している親が子どもとともに主に利用している事業があります。

地域子育て支援センターは大住保育園に併設しているほか、平成21年（2009年）度からは2か所目の支援センターとして河原保育所内に開設しています。

### 【 地域における子育て支援事業 】

平成26年（2014年）度実施

事業名・団体名	事業の内容
地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援を総合的に実施（幼稚園・保育所（園）における園庭開放・親子遊び・子育てサロン） ・地域子育て支援事業 育児サークル支援・子育て相談・講習会・お便り発行 ・子育てひろば事業 子育て中の親子の交流と遊び場・子育てに関する情報の提供や相談を実施
えぶろんママ（子育て支援ボランティア）の育成	育児サークルなどにえぶろんママを派遣し、親子に遊びを提供したり相談などを行うボランティアについて活動支援を行う
地域の育児サークルの支援	育児サークルの自主的な活動を支援し、サークル交流会の実施や活動場所の提供、講師派遣などの支援を実施
子育て情報の提供	ホームページ、子育てマップ、遊び場マップ、各種パンフレットの活用
児童福祉週間の実施	国の児童福祉週間にあわせて、本市においても子どもに対する理解を深めるために、5月5日を中心とする週間において子どもに係る事業を実施（こいのぼりの掲揚、親子ふれあい交流、プール無料開放、映画会など）
ファミリー・サポート・センター事業	地域における子どもの預かりなどを行うために、「おねがい会員」「まかせて会員」相互が登録を行い援助し合う事業で、主に乳幼児・小学校の低年齢の子どもを持つ家庭へのサポートを実施
子どもの主張大会	市内の小・中学生が日常生活や学校などで体験したことや考えていること、また、主張したいことを発表する機会を設け、社会の一員としての自覚を高めるとともに、次代を担う児童の健全育成について、市民の見解と協力を深める契機とするために実施

資料：子育て支援課



## ⑥ 親と子の健康づくり支援

親と子の健康づくりは、健診、相談、家庭訪問、健康教室などの保健事業を中心に実施しています。健診・相談事業は、高い受診率となっており、特に1歳半健診までは9割を超える受診率となっています。

家庭訪問事業のうち、新生児訪問は平成21年（2009年）度後期から第1子のみでなく、生後4か月までの乳児を全て訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」へと拡充しました。

## 【 親と子の健康づくり支援事業（各種母子保健事業） 】

平成26年（2014年）度実施

事業名	事業の内容
不妊治療費助成事業 （市助成分）	妊娠を希望し、不妊治療を受けている夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る
妊婦健康診査費助成事業	妊娠中の異常を早期に発見し、妊婦の健康の向上及び安全な出産と健康な子の出生を支援する
妊婦歯科健康診査助成事業	妊婦の歯科健康診査及び歯みがき指導を実施し、妊婦の健康増進を図るとともに、母親のむし歯菌が子どもに感染することを予防する
母子健康手帳の交付 父子健康手帳の交付	妊娠期から乳幼児期までの母子の健康に関する情報の管理を行うとともに、父親に妊娠・出産の理解を深め出産後の子育てがスムーズにできることを目的に交付する
パパママセミナー	妊娠中からの母性・父性を育み、夫婦で子育てに取り組む意識を高めると共に参加者同士の交流を図り、出産後における子育ての仲間づくりの場を目的に実施する
産後ホームヘルパー派遣事業	産婦の体調不良などによる家事・育児が困難な核家族などに、ヘルパーを派遣し乳児の健全な育成と産婦の健康増進を図る
家庭訪問事業	4か月の乳児、障がいや発達上に課題を持つ児童、虐待が疑われる児童などの家庭への訪問を通じて乳幼児の健全育成支援を行う （こんにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業など）
乳幼児健診・発達相談事業	先天異常や病気などを早期に発見し、医療につなげると共に、育児環境・栄養などの保健指導などを通じて乳幼児の健やかな成長と良好な母子関係などへの支援を行う
予防接種事業	各種予防接種を実施し、子どもの疾病予防及び蔓延を予防する

## ⑦ 各種手当支給事業など

子ども及びひとり親家庭に係る手当などの支給などを行い、経済的側面から子育て支援を図っています。

各種手当などは、子どもの人口増に伴い対象件数は増加傾向にあります。特に、子育て支援医療費は、入院外は平成 22 年度に小学 3 年生、平成 24 年度に小学 6 年生、平成 26 年度に中学生まで、入院は平成 22 年度に中学生まで、対象年齢を拡大したことから助成額が大幅に増加しています。

### 【 子育て支援医療費助成制度 】

種別 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	4,724 人	10,369 人	10,829 人	10,976 人	10,600 人
件数	68,578 件	87,694 件	97,898 件	110,979 件	109,578 件
医療費助成額	10,390 千円	152,696 千円	178,522 千円	215,209 千円	215,238 千円

資料：子育て支援課

### 【 児童手当 】

種別 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	4,045 件	4,016 件	1 件	5,856 件	5,927 件
支給総額	502,505 千円	86,520 千円	60 千円	1,028,225 千円	1,239,045 千円

資料：子育て支援課

### 【 子ども手当 】

種別 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	—	5,679 件	5,440 件	5,819 件	—
支給総額	—	1,215,032 千円	1,410,183 千円	221,935 千円	—

資料：子育て支援課

### 【 児童扶養手当 】

種別 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	369 件	398 件	415 件	420 件	429 件
支給総額	176,475 千円	178,521 千円	193,239 千円	194,871 千円	197,969 千円

資料：子育て支援課

【 特別児童福祉手当 】(市単独)

種別	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	件数	442 件	457 件	460 件	486 件	501 件
支給総額	12,502 千円	12,970 千円	13,498 千円	13,130 千円	13,278 千円	

資料：子育て支援課

【 心身障害児童特別手当・特定心身障害児童特別手当 】(市単独)

種別	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	心身障害 児童特別 手当	件数	110 件	127 件	109 件	120 件
支給総額		3,116 千円	3,259 千円	3,230 千円	3,514 千円	3,814 千円
特定心身 障害児童 特別手当	件数	—	—	20 件	23 件	26 件
	支給総額	—	—	494 千円	641 千円	737 千円
合計件数		—	—	129 件	143 件	154 件
総支払い額		—	—	3,725 千円	4,154 千円	4,550 千円

資料：子育て支援課

【 高等職業訓練給付金等事業 】

種別	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	件数	3 件	4 件	9 件	8 件	8 件
支給総額	780 千円	1,974 千円	9,208 千円	10,592 千円	8,836 千円	

資料：子育て支援課

【 助産施設入所措置 】

種別	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	件数	3 件	3 件	6 件	4 件	5 件
支給総額	1,128 千円	1,145 千円	2,466 千円	1,589 千円	2,203 千円	

資料：子育て支援課

【 私立幼稚園就園奨励費 】

種別	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	件数	328 件	374 件	399 件	395 件	405 件
支給総額	27,179 千円	32,658 千円	36,698 千円	37,966 千円	40,356 千円	

資料：学校教育課

⑧ 家庭児童相談室によせられた相談件数

家庭児童相談室は 18 歳までの子どもに係る相談に対応しており、相談種別は多様な内容となっています。その中でも近年、虐待に関するものなど内容も多岐にわたっており、そのうち新規件数も増加してきています。

【 家庭児童相談室によせられた相談件数 】

相談種別		年度	平成 23 年度 対応件数		平成 24 年度 対応件数		平成 25 年度 対応件数	
			うち平成 23 年度新規	うち平成 24 年度新規	うち平成 25 年度新規			
養護相談	児童虐待相談	108 件	38 件	99 件	40 件	139 件	51 件	
	その他相談	55 件	38 件	81 件	40 件	95 件	51 件	
その他相談	保健相談	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	
	障害相談	肢体不自由	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		視聴覚障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		言語発達障害など	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		重症心身障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		知的障害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		自閉症など	2 件	2 件	3 件	1 件	5 件	0 件
	非行相談	ぐ犯行為など	2 件	2 件	0 件	0 件	1 件	1 件
		蝕法行為など	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	育児相談	性格行動	4 件	3 件	1 件	0 件	9 件	8 件
		不登校	15 件	6 件	11 件	0 件	9 件	5 件
		適正	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		育児・しつけ	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	その他		2 件	2 件	1 件	1 件	3 件	2 件
計		190 件	93 件	196 件	82 件	262 件	119 件	

資料：子育て支援課

## ⑨ 子どもの虐待に係る状況について

平成16年に「児童虐待の防止などに関する法律」の一部が改正され、平成17年4月1日から市町村の児童虐待対応の強化や市民の児童虐待の通告義務の拡大などが図られました。その後、本市においても関係機関との連携強化などの取組が進み、福祉・保健・医療・教育や地域などの児童虐待防止のための関係機関から構成される「京田辺市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

本市では転入が多く、地域とのつながりが希薄になっているなど子育てにおける環境が変化している状況などから、徐々に虐待の通告、及び相談件数が増えてきています。

また、近年では子どもや家庭を巡る問題が複雑・多様化してきており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのきめ細かい連携による援助が求められてきています。

また、定期的な安全確認のための訪問や関係機関での見守りなどを密に行わなければならない事例も出てきています。

## ア 本市の世帯における虐待種別と割合

平成25年（2013年）度

- ・ネグレクト（36.0%） … 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、同居人などによる虐待行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること
- ・身体的虐待（28.8%） … 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ・心理的虐待（33.8%） … 児童に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、児童が同居する配偶者やきょうだいなどに対する暴力など。その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・性的虐待（1.4%） … 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること

【 児童虐待ケース数 】

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
虐待ケース件数	101人	120人	108人	99人	139人	
うち、新規ケース件数	28人	55人	38人	40人	51人	
うち、終結件数	36人	50人	49人	11人	47人	
児童相談所関係	児童相談所関与ケース件数	34人	36人	33人	37人	43人
	うち、援助を依頼した件数	9人	6人	8人	7人	17人
	うち、ケースを送致した件数	0人	0人	0人	0人	1人
	うち、一時保護した件数	5人	3人	1人	7人	6人
	うち、施設入所措置した件数	2人	1人	1人	0人	2人

資料：子育て支援課

⑩ 子育てと地域社会

ア 子どもの遊び場等

本市の都市公園の状況は下記のとおりです。

【 都市公園の設置状況 】

区分	名称
総合公園	田辺公園
運動公園	田辺木津川運動公園、草内木津川運動公園
近隣公園	諏訪ヶ原公園、同志社山手さくらの丘公園、防賀川公園（整備中）
街区公園	169カ所

資料：施設管理課（平成26年（2014年）度）

イ 地域における団体活動

子どもたちの主体性を伸ばし、健全育成に取り組んでいる団体活動として、地域の子ども会をはじめ、各種子育て関係団体や民生児童委員・主任児童委員によるものがあります。

また、スポーツ少年団をはじめ、さまざまな文化・スポーツ活動団体についても、子どもたちに活動や体験の機会を提供しています。

【 小学校区別子ども会数 】

小学校区	大住	松井ヶ丘	桃園	新	田辺	田辺東	草内	三山木	普賢寺
団体数	9団体	2団体	4団体	4団体	6団体	2団体	3団体	11団体	4団体
会員数	286人	261人	852人	685人	732人	637人	250人	609人	69人

資料：中央公民館（平成26年（2014年）度）

## 2 ニーズ調査から見られる現状

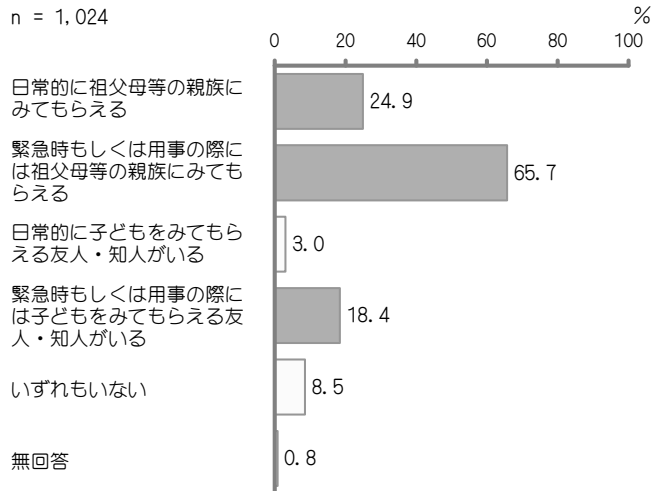
### (1) お子さんをご家族の状況について

#### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が65.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が24.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が18.4%となっています。

#### 【就学前児童調査】

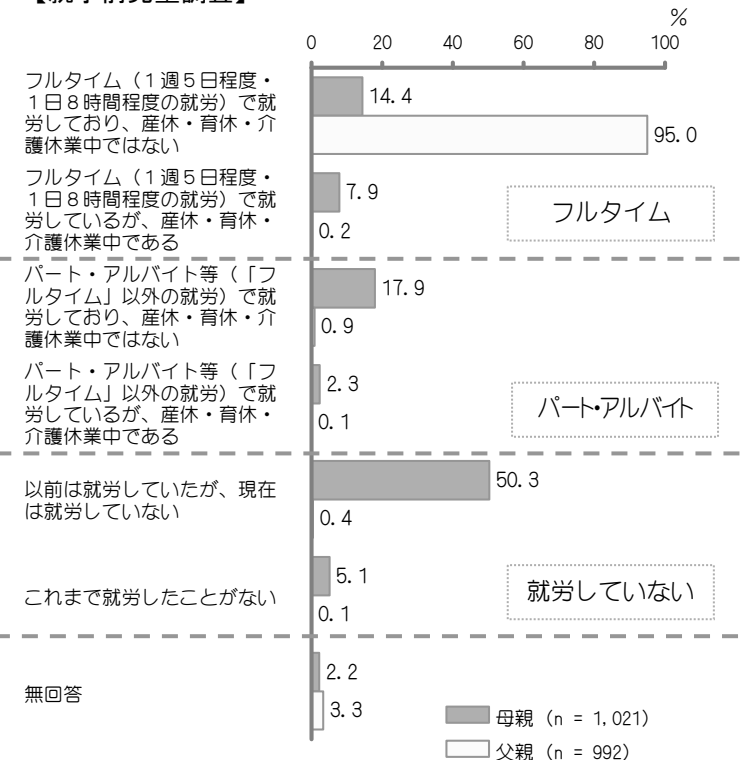
n = 1,024



#### ② 母親と父親の就労状況

- 母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が50.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が17.9%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が14.4%となっています。
- 父親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が95.0%と最も高くなっています。

#### 【就学前児童調査】



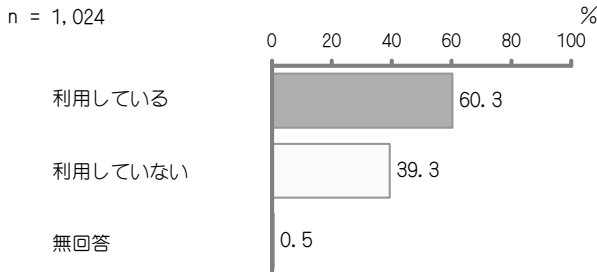
※ 「n」は、回答があった有効回答者数を示しています。



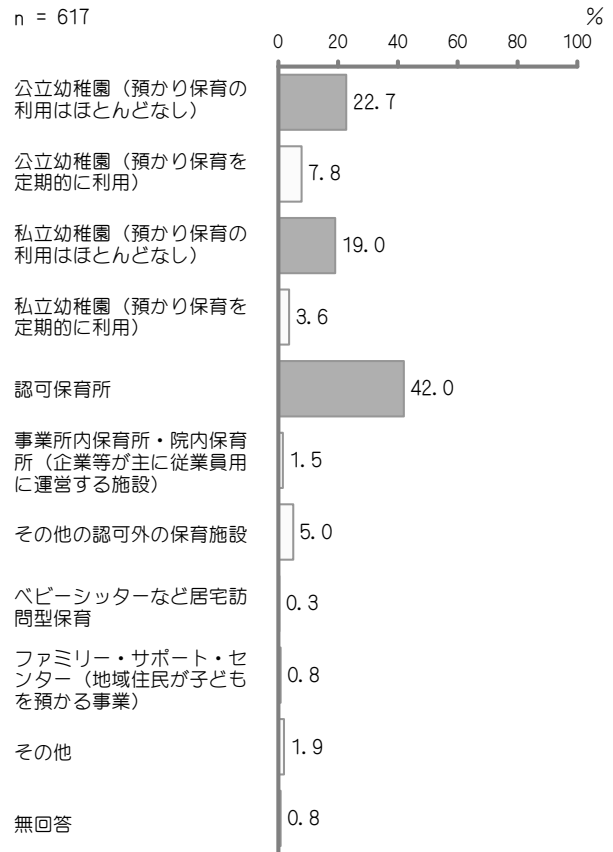
## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

### ① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



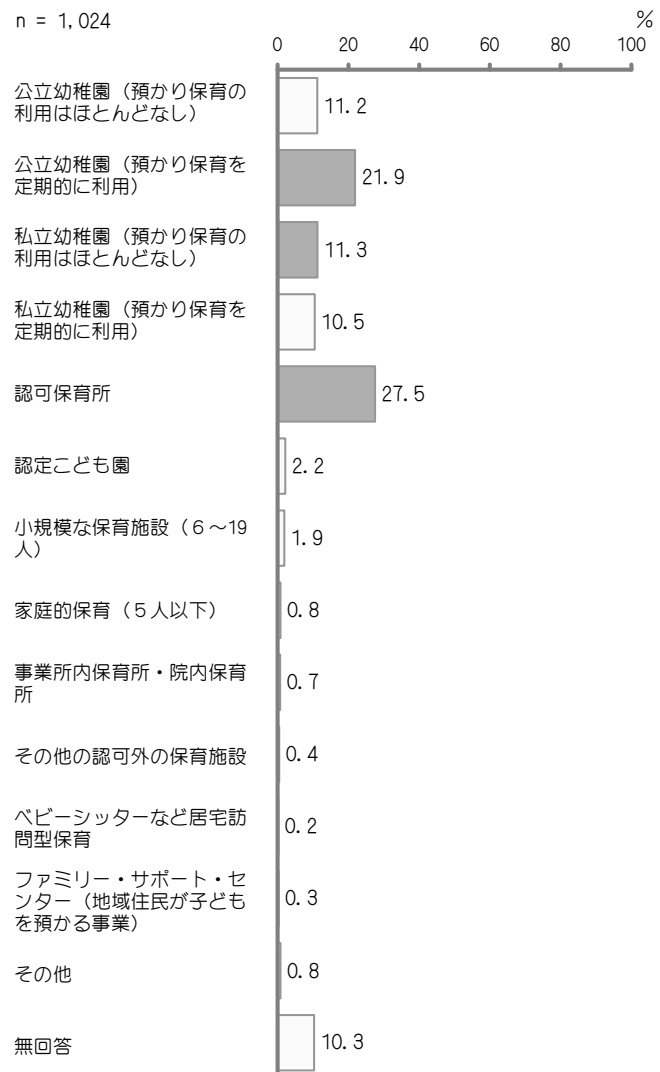
- ・ 幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育事業」を利用している割合は全体で 60.3% となっています。
- ・ その内訳は「認可保育所」の割合が 42.0% と最も高く、次いで「公立幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が 22.7%、「私立幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が 19.0% となっています。

## ② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、していないにかかわらず、平日利用したい教育・保育の事業として、「認可保育所」の割合が27.5%と最も高く、次いで「公立幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」の割合が21.9%、「私立幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が11.3%となっています。

### 【就学前児童調査】

n = 1,024



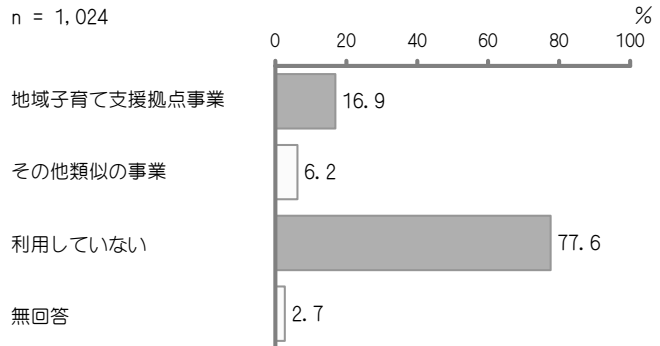
### (3) 子育て支援事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）の利用状況について、「利用していない」の割合が77.6%と最も高くなっています。

#### 【就学前児童調査】

n = 1,024



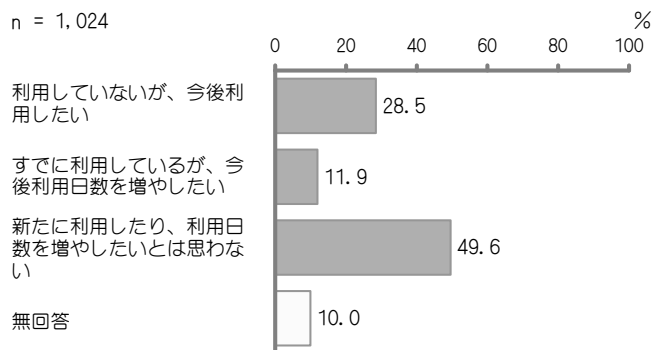
※ 「地域子育て支援拠点事業」とは、地域子育て支援センター、子育てひろば事業のことです。

#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

・地域子育て支援拠点事業の利用希望について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が49.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が28.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が11.9%となっています。

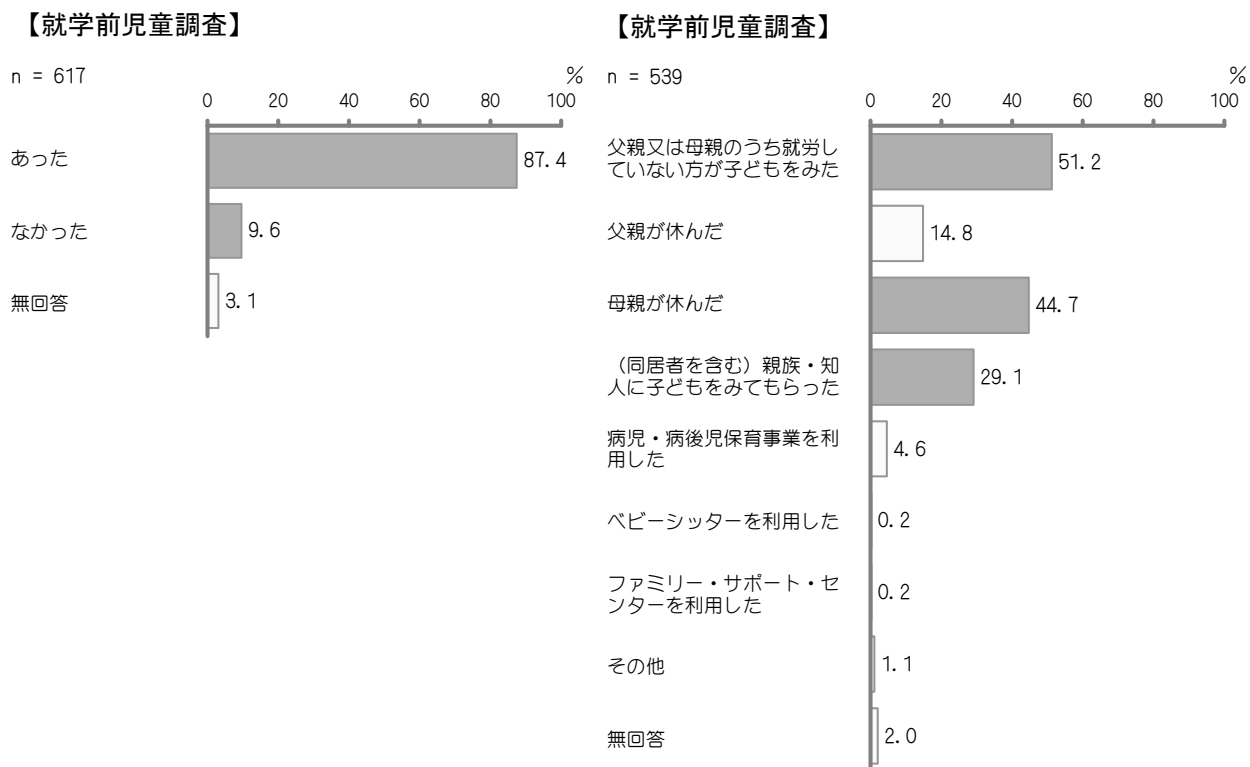
#### 【就学前児童調査】

n = 1,024



## (4) 一時預かりなどの短時間サービスについて

### ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法



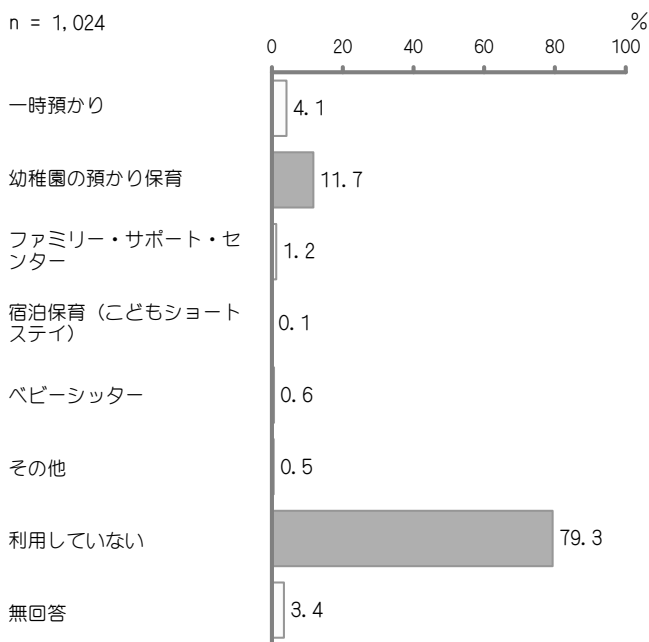
- ・ 1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が87.4%、「なかった」の割合が9.6%となっています。
- ・ 対処方法として、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が51.2%と最も高く、次いで「母親が休んだ」の割合が44.7%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が29.1%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

・日中の定期的な教育・保育や病気のため以外に、私用、親の通院、就労などの目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が79.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が11.7%となっています。

【就学前児童調査】

n = 1,024



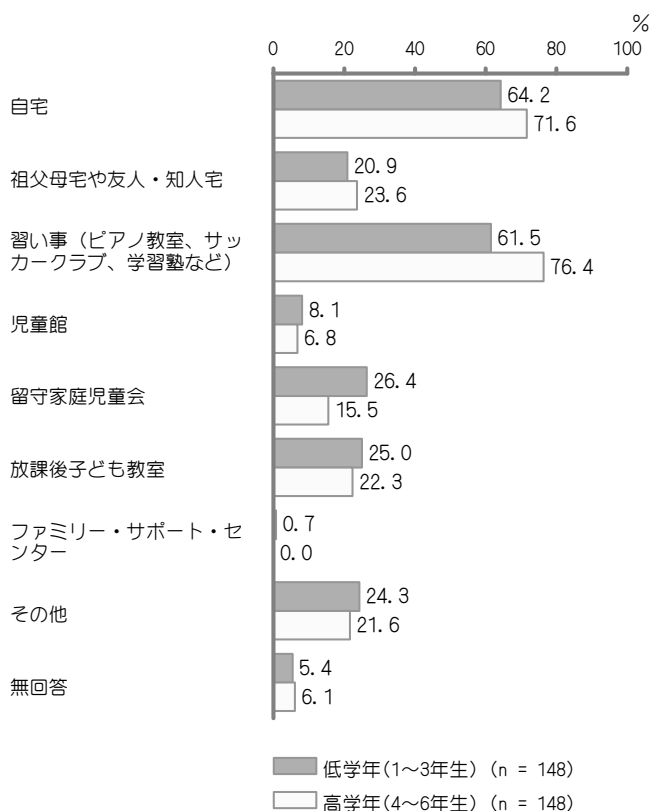
(5) 小学校就学後の放課後 (平日の小学校終了後) の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の希望

・お子さんが小学校に就学してから放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年(1～3年生)では、「自宅」の割合が64.2%と最も高く、次いで「習い事」の割合が61.5%、「留守家庭児童会」の割合が26.4%となっています。

・小学校高学年(4～6年生)では、「習い事」の割合が76.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が71.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が23.6%となっています。

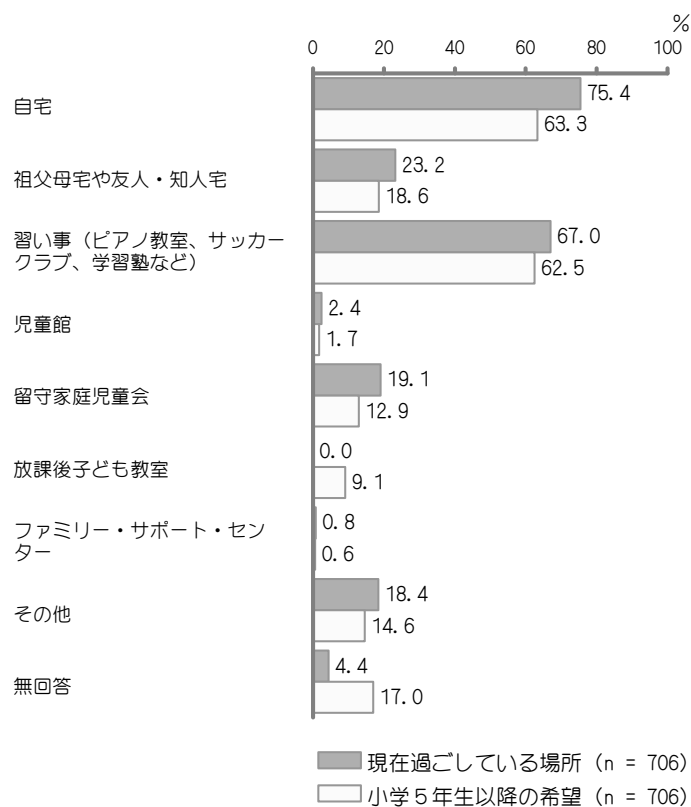
【就学前児童調査】



## ② 小学生の保護者の希望

- お子さんが、現在、放課後の時間をどのような場所で過ごしているかについて、「自宅」の割合が75.4%と最も高く、次いで「習い事」の割合が67.0%、「留守家庭児童会」の割合が19.1%となっています。
- 小学5年生以降の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が63.3%と最も高く、次いで「習い事」の割合が62.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が18.6%となっています。

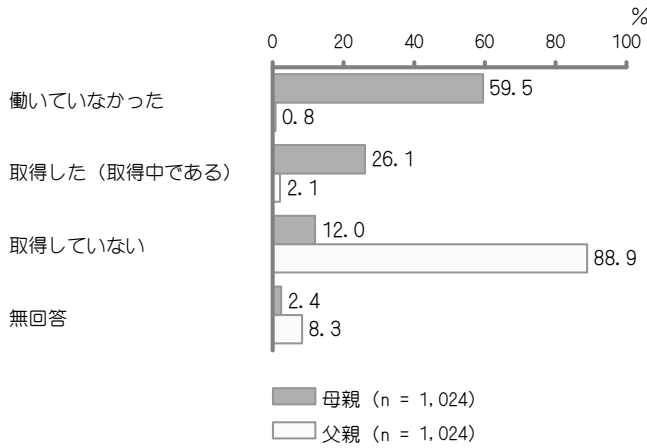
【小学生調査】



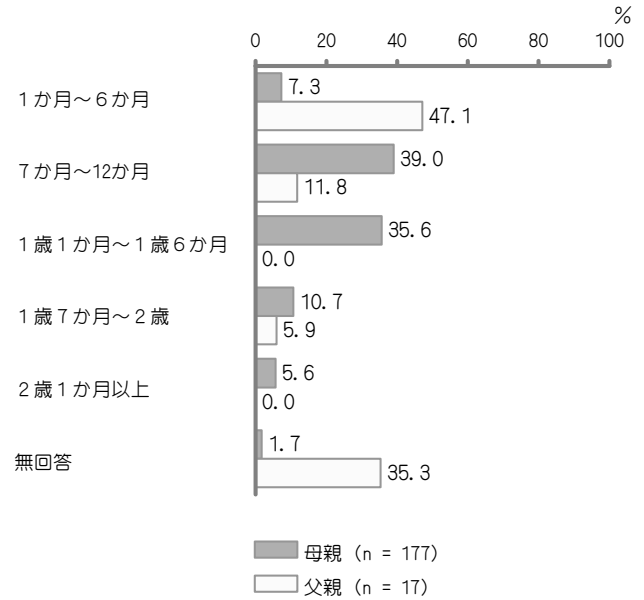
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の期間（復帰した時の子どもの年齢）

【 育児休業の取得状況(就学前児童調査) 】



【 育児休業の期間(就学前児童調査) 】

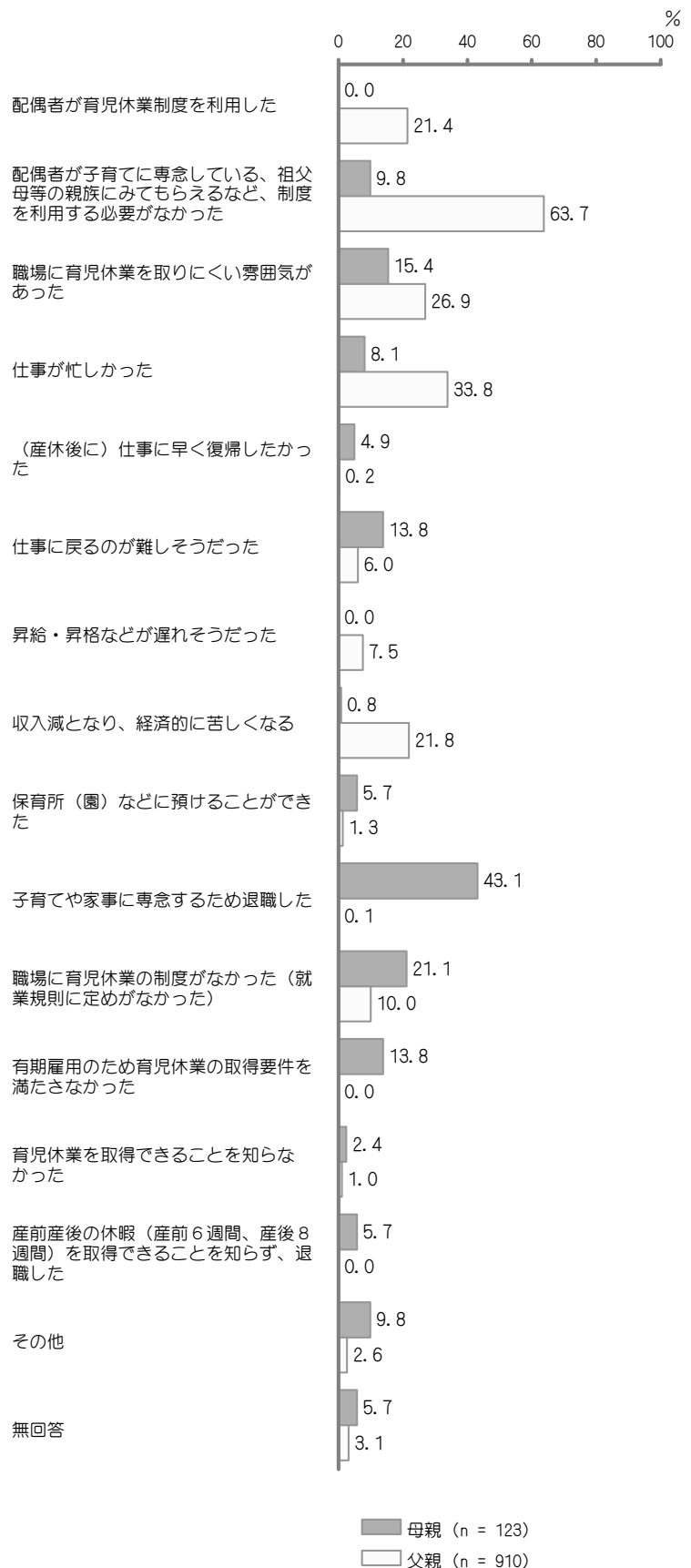


- 育児休業を取得した（取得中である）について、母親では26.1%、父親では2.1%となっています。
- 育児休業の期間（復帰した時の子どもの年齢）について、母親では、「7か月～12か月」の割合が39.0%と最も高く、次いで「1歳1か月～1歳6か月」の割合が35.6%、「1歳7か月～2歳」の割合が10.7%となっています。
- 父親では、「1か月～6か月」の割合が47.1%と最も高く、次いで「7か月～12か月」の割合が11.8%、「1歳7か月～2歳」の割合が5.9%となっています。

## ② 取得していない理由

- 育児休業を取得していない理由について、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が43.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が21.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が15.4%となっています。
- 父親では、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が63.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が33.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が26.9%となっています。

【就学前児童調査】

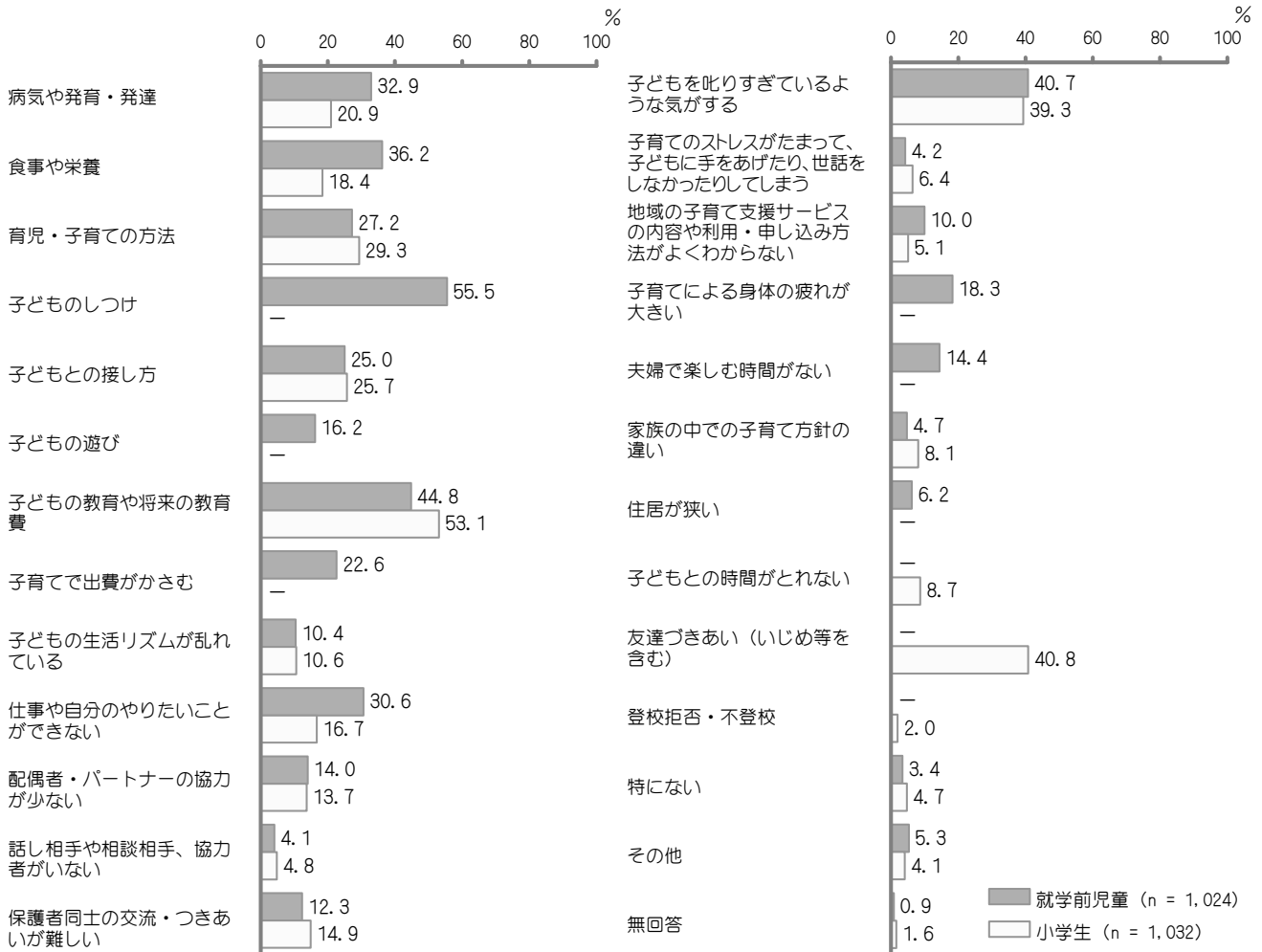




## (7) 子育て全般について

### ① 子育てで不安なこと

【就学前児童・小学生調査】

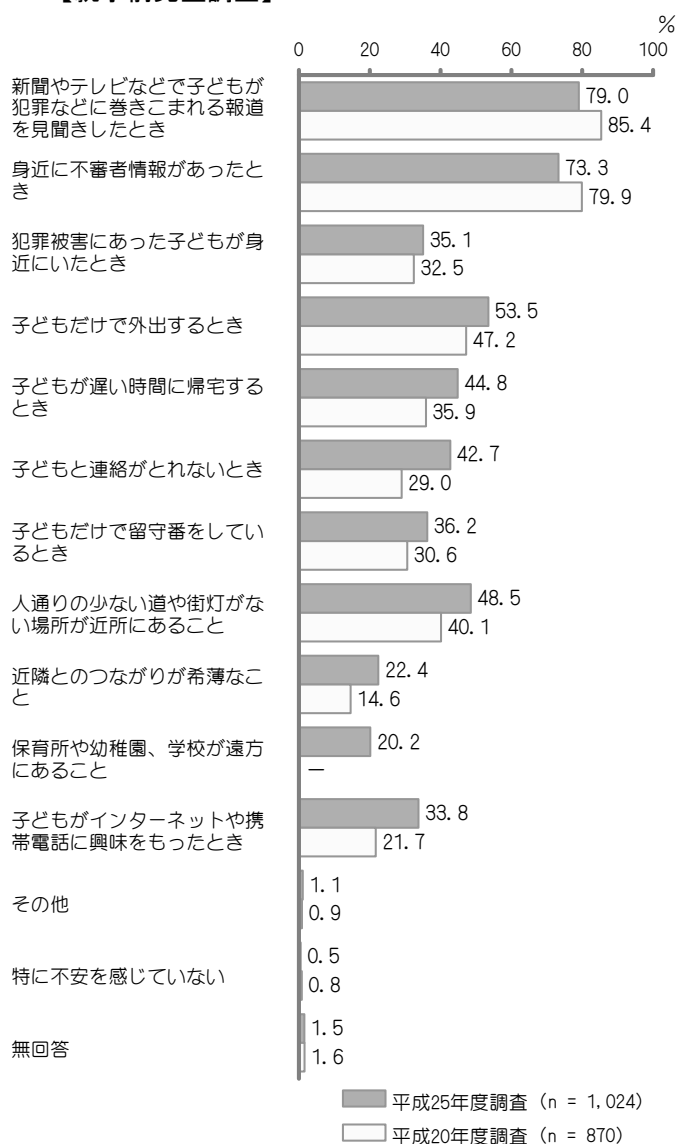


※ 数値が「-」のところは、回答の選択肢がない部分です。

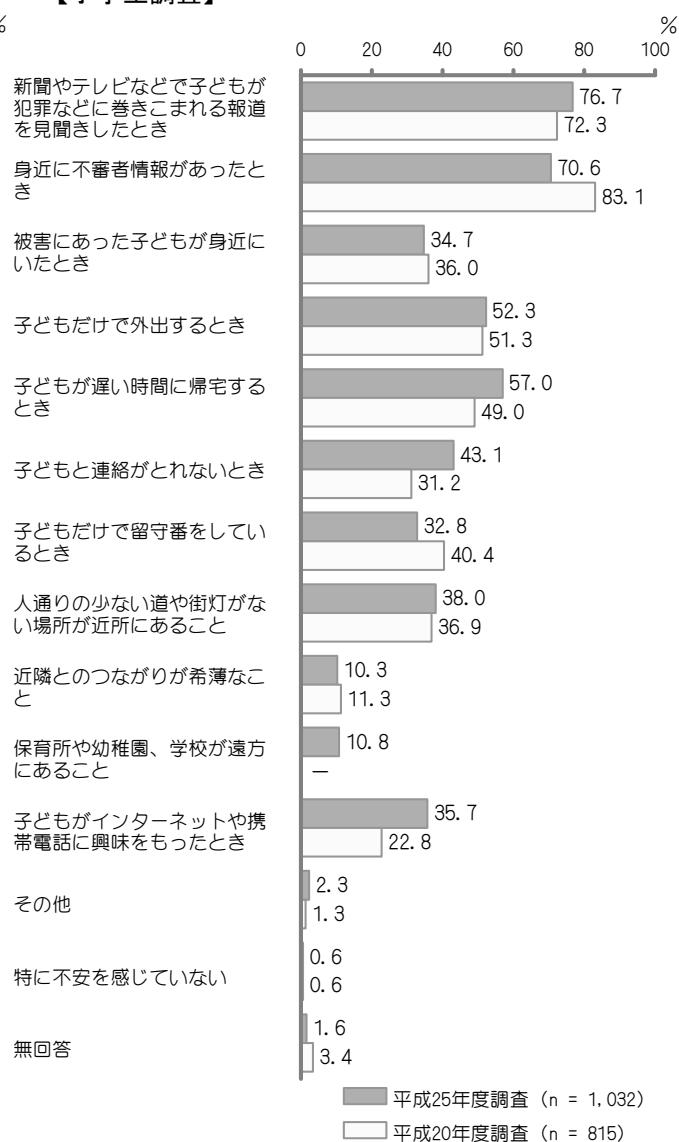
- 子育てで不安なことについては、就学前児童では「子どものしつけ」が最も高く、5割を超えています。また、「子どもの教育や将来の教育費」「子どもを叱りすぎているような気がする」が約4割となっています。
- 小学生では、「子どもの教育や将来の教育費」が最も高く、5割を超えています。また、「友達づきあい（いじめ等を含む）」「子どもを叱りすぎているような気がする」が約4割となっています。
- 就学前児童と小学生を比較すると、就学前児童では「食事や栄養」「仕事や自分のやりたいことができない」「病気や発育・発達」が小学生よりも10ポイント以上高くなっています。また、小学生で「子どもの教育や将来の教育費」が就学前児童よりも高くなっています。

## ② 子どもの安心・安全がおびやかされるのではないかと不安に感じること

### 【就学前児童調査】



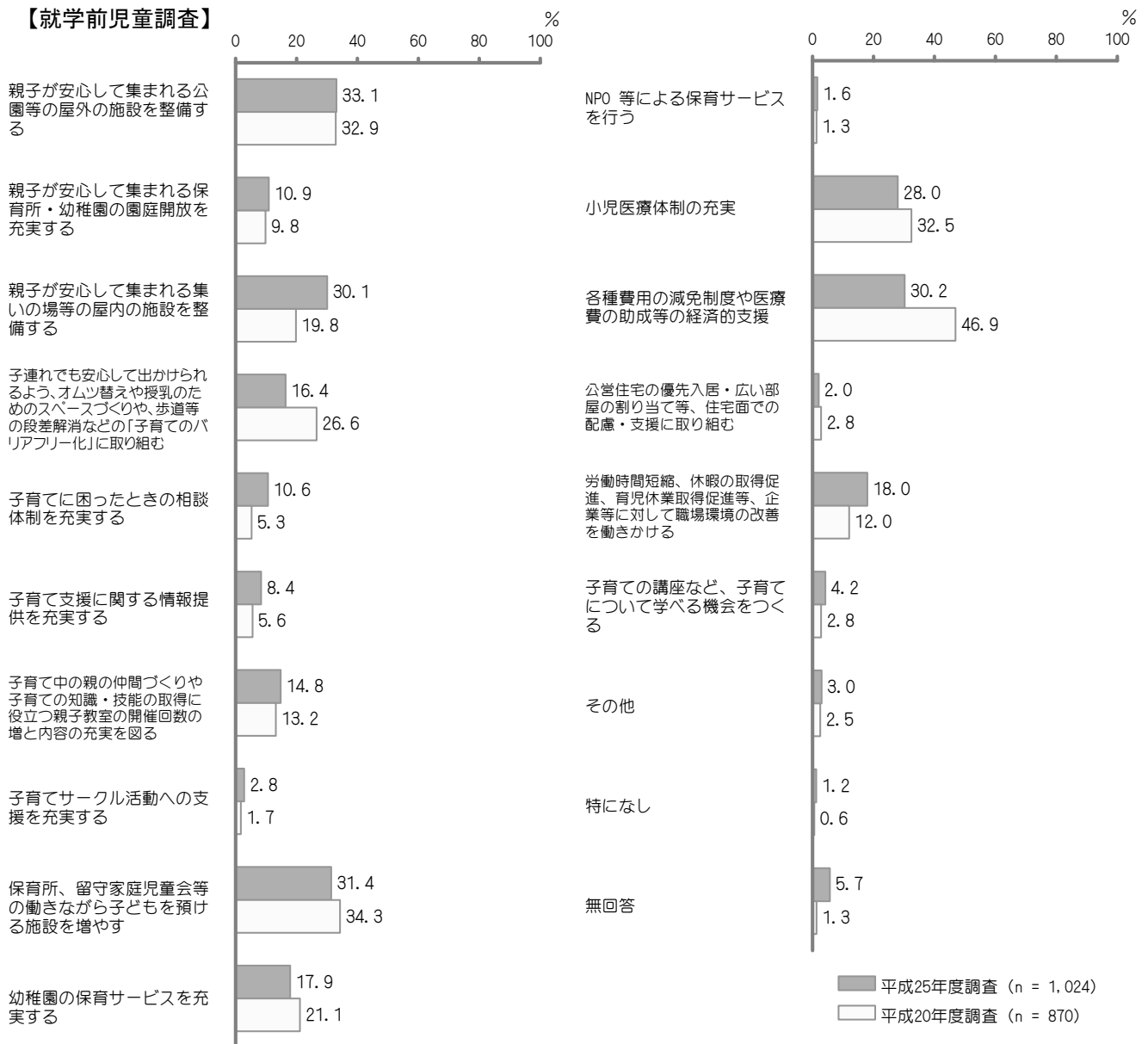
### 【小学生調査】



※ 数値が「-」のところは、回答の選択肢がない部分です。

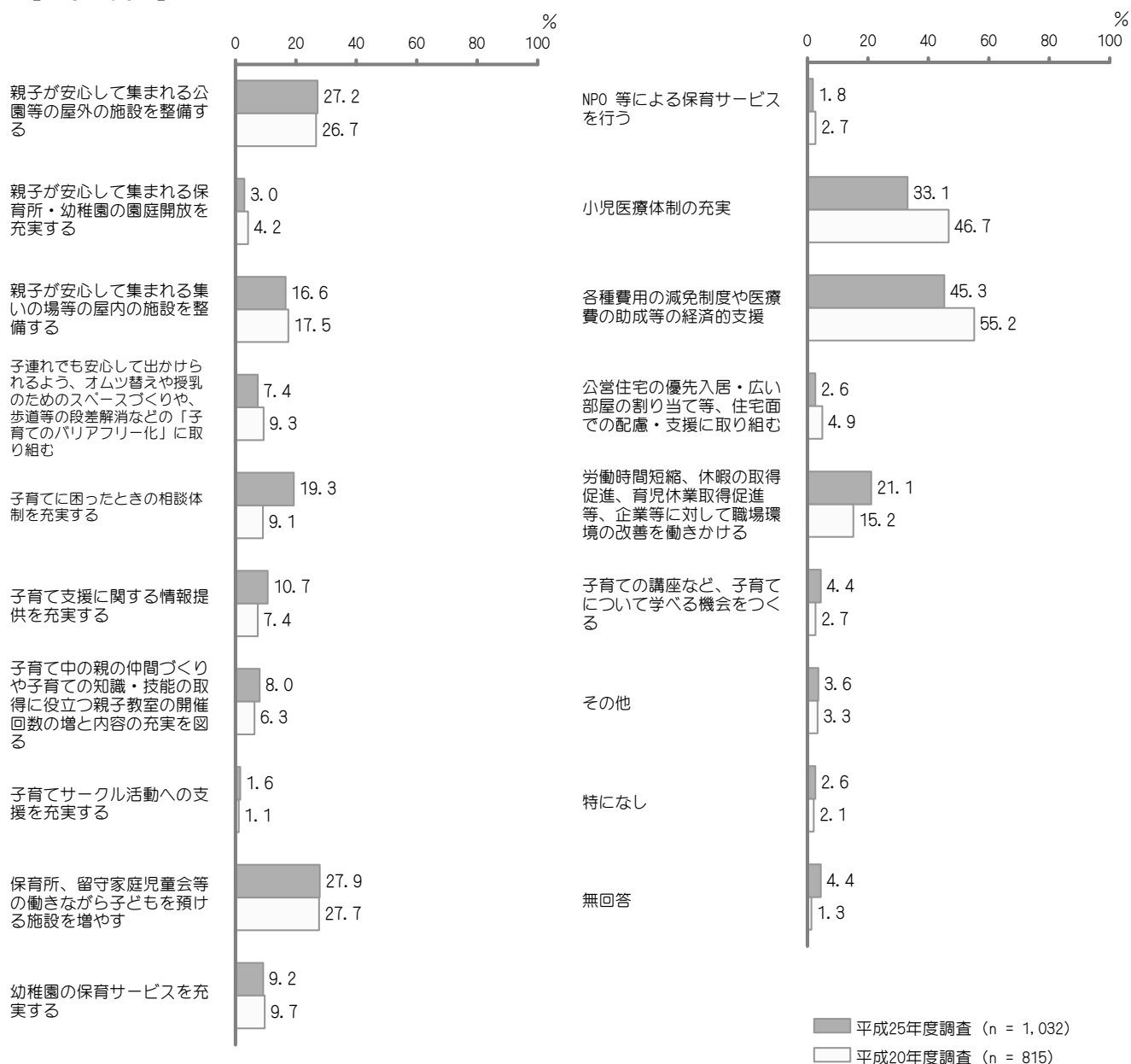
- 子どもの安心・安全がおびやかされるのではないかと不安に感じることについては、就学前児童・小学生ともに「新聞やテレビなどで子どもが犯罪などに巻きこまれる報道を見聞きしたとき」「身近に不審者情報があったとき」が7割を超えています。また、就学前児童では、小学生に比べ「近隣とのつながりが希薄なこと」の割合が高く、小学生では、就学前児童に比べ「子どもが遅い時間に帰宅するとき」の割合が高くなっています。
- 平成20年度調査と比較すると、就学前児童・小学生ともに「子どもと連絡がとれないとき」「子どもがインターネットや携帯電話に興味をもったとき」が前回調査よりも10ポイント以上高くなっています。

③ 子育て支援施策の希望



- 子育て支援施策の希望については、就学前児童では「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」「保育所、留守家庭児童会等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」「各種費用の減免制度や医療費の助成等の経済的支援」「親子が安心して集まれる集いの場等の屋内の施設を整備する」「小児医療体制の充実」が約3割となっています。
- 平成20年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる集いの場等の屋内の施設を整備する」が約10ポイント増加しています。一方、「各種費用の減免制度や医療費の助成等の経済的支援」が約16ポイント、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」が約10ポイント減少しています。

## 【小学生調査】

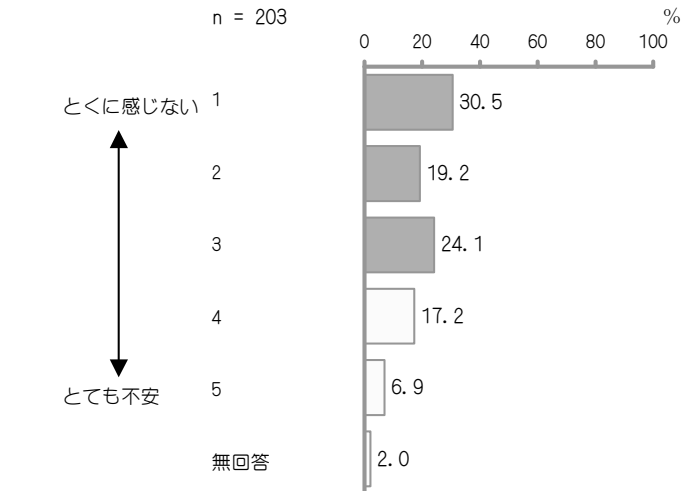


- 小学生では「各種費用の減免制度や医療費の助成等の経済的支援」が最も高く、4割を超えています。また、「小児医療体制の充実」「保育所、留守家庭児童会等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」がそれぞれ3割となっています。
- 平成20年度調査と比較すると、「子育てに困ったときの相談体制を充実する」が約10ポイント増加しています。一方、「小児医療体制の充実」は約13ポイント、「各種費用の減免制度や医療費の助成等の経済的支援」は約10ポイント減少しています。

(8) 妊婦調査結果について

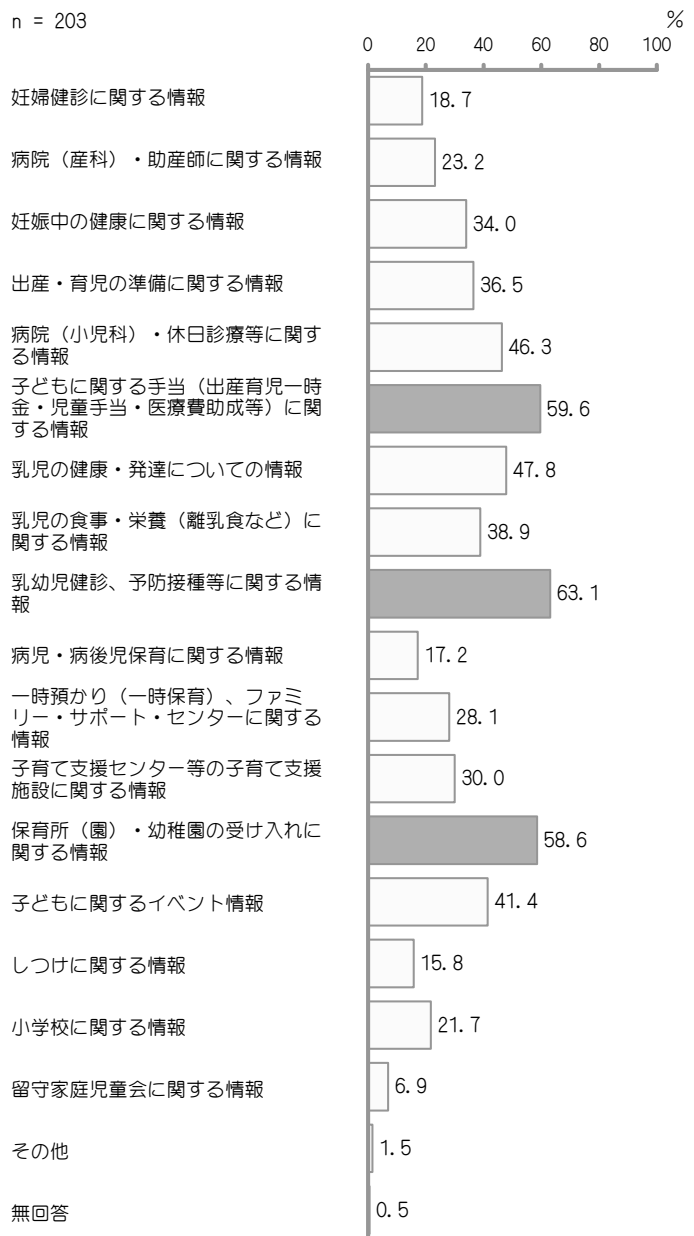
① 今回の妊娠がわかったとき「不安な気持ち」はありましたか。

・「1」の割合が30.5%と最も高く、次いで「3」の割合が24.1%、「2」の割合が19.2%となっています。



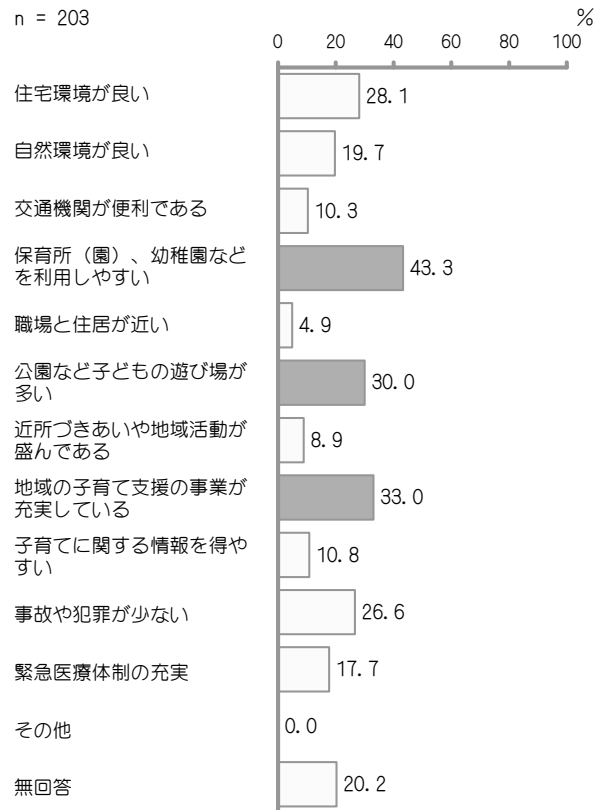
② 妊娠中に知りたい情報

・「乳幼児健診、予防接種等に関する情報」の割合が63.1%と最も高く、次いで「子どもに関する手当(出産育児一時金・児童手当・医療費助成等)に関する情報」の割合が59.6%、「保育所(園)・幼稚園の受け入れに関する情報」の割合が58.6%となっています。



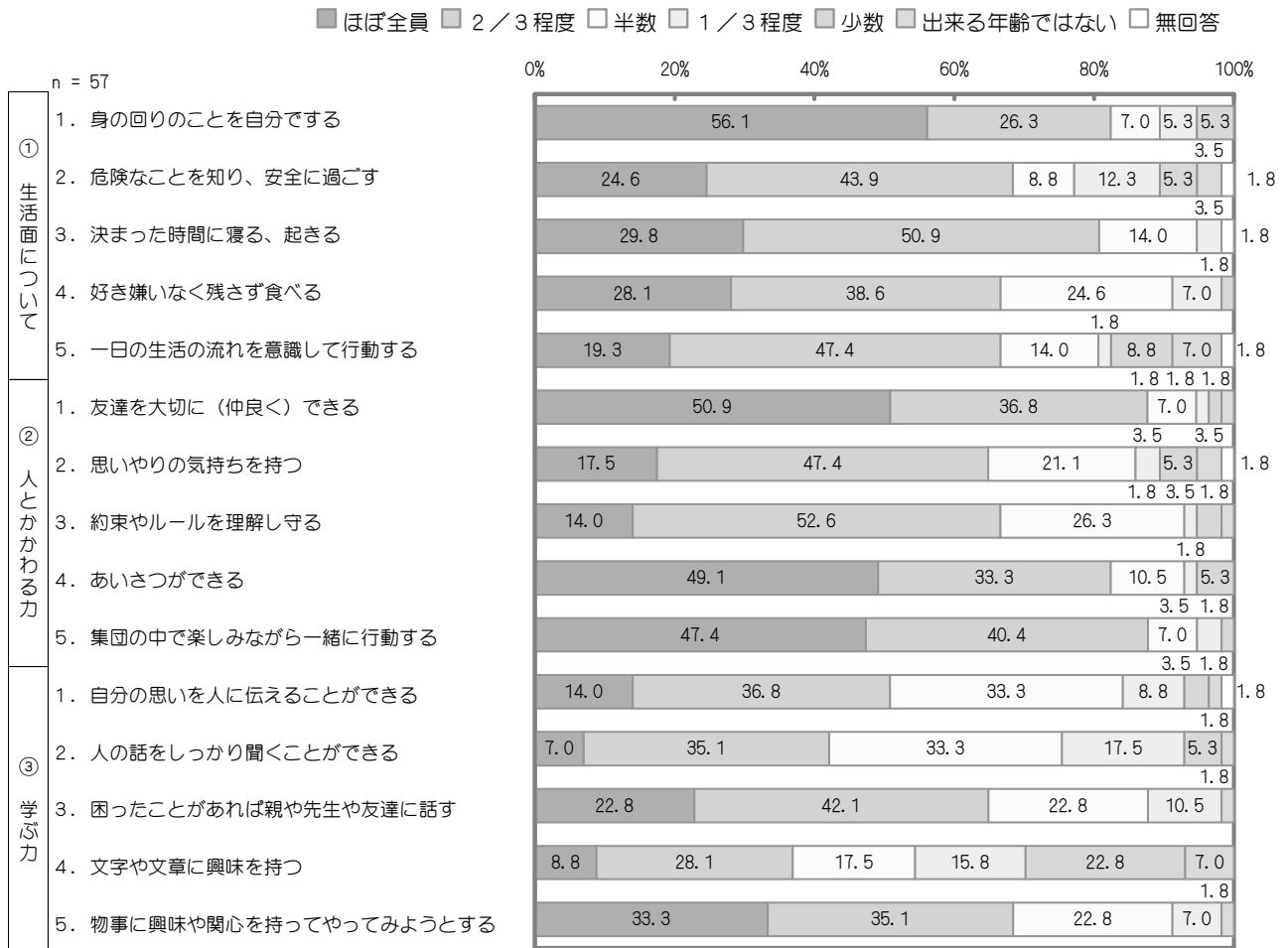
### ③ 「子育てしやすいまち」だと思うこと

•「保育所（園）、幼稚園などを  
利用しやすい」の割合が  
43.3%と最も高く、次いで  
「地域の子育て支援の事業  
が充実している」の割合が  
33.0%、「公園など子ども  
の遊び場が多い」の割合が  
30.0%となっています。



(9) 子育て担い手調査結果について

・子育て担い手側（3～5歳の担当）からみた子どもたちの生活習慣等について、約6割弱の人が、ほぼ全員が身の回りのことを自分ですると回答し、約2割の人が、文字や文章に興味を持っている子どもは少数であると回答しています。



・生活面で身につけておいてほしいこととして、「身の回りのことを自分でする」や「一人で排泄ができる」が高くなっています。

生活面において入学までに身につけておいてほしいこと		生活面において家庭でも積極的に取り組んでほしいこと	
項目	合計得点	項目	合計得点
身の回りのことを自分でする	1,107	身の回りのことを自分でする	1,076
一人で排泄ができる	1,028	一人で排泄ができる	955
危険なことを知り、安全に過ごす	855	決まった時間に寝る、起きる	948
一人でご飯が食べられる	823	一人でご飯が食べられる	783
決まった時間に寝る、起きる	777	危険なことを知り、安全に過ごす	777
一日の生活の流れを意識して行動する	655	好き嫌いなく残さず食べる	555
好き嫌いなく残さず食べる	446	一日の生活の流れを意識して行動する	527
その他	106	その他	107

(回答結果を点数化し、算出)

### 3 京田辺市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「京田辺市次世代育成支援行動計画」を策定しました。前期計画は平成 17 年度から 21 年度までとし、平成 20 年度には後期計画策定のためのアンケート調査を実施して、平成 22 年度から 26 年度まで（5 年間）の後期計画を策定しました。

#### 基本目標 1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

仕事と子育てを両立するための施策の充実は引き続き課題であり、また、子育てに対する悩み・ストレスの増大などの負担感等の軽減を図るため、この分野では「親（保護者）の支援」としての事業を展開しました。

- 年々増える保育ニーズに対応するため、病児保育、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）のスタートや保育所（園）の移転新築事業を進めるなどハード面の充実を図りました。
- 通常保育、朝夕の延長保育、幼稚園における預かり保育、放課後子どもプラン等、基本となる事業や地域子育て支援センターの増設・子育てひろばの新設、地域子育て支援センターなどの利用者との意見交換会も実施し、多様なニーズにあわせて子育て支援を実施し、一定の定着を図りました。
- ファミリー・サポート・センター事業の推進など地域の支え合い事業を推進しました。
- 京田辺市健康増進計画・食育推進計画を策定し、ライフステージを通じて重点プロジェクト毎の行動計画に基づき、事業を実施することができました。
- 「子どもの虐待防止の推進」を重要課題と考え、「子どもの権利条約」を市ホームページに掲載し啓発に努めました。11 月を児童虐待防止推進月間として啓発活動に重点を置き、子どもの虐待防止の推進を図りました。
- 新規事業として、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防の 3 ワクチンの予防接種の定期化に先駆けて費用助成を実施し、感染症の蔓延を防止しました。



## 【 新規事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
1-1-1	京田辺市健康増進計画の策定及び実施	平成 23 年度健康増進計画・食育推進計画を策定。重点プロジェクト毎の行動計画に基づき事業を実施。妊娠・出産期からライフステージを通じて母と子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達支援に取り組んだ。
1-1-3	食育推進計画の策定及び実施	平成 23 年度健康増進計画・食育推進計画を策定。重点プロジェクト毎の行動計画に基づき事業を実施。食のプロジェクトでは、各課の情報共有ができ、横断的に取り組むための役割が明確になった。地域との協働が課題であるが、定期的に食生活改善推進員養成講座を実施し、地域のボランティア活動の基盤が強化された。
1-3-1	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	仕事との両立だけでなく、親の育児疲れや負担感を軽減する施策として泊りのサービス提供がないため、2施設に平成 25 年 4 月から委託した。

## 【 拡充事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
1-1-1	子どもの事故防止、救急対応などの教育及び情報誌の作成	健診などの機会を利用して、約 90%以上の保護者に事故防止の意識が定着した。地域子育て支援センターの事業で「救急法の指導」を実施した。
1-1-3	伝統食などの調理実習	高齢者を講師に迎え、伝統食を取り入れた調理実習を実施するなど、世代間交流を通し地域ぐるみの子育て支援の取組につながった。
1-1-3	保育所（園）・幼稚園・学校における食育事業	食育推進計画の策定により、ライフステージをとおした食育を推進する方向性が明確となった。また、小学校では食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導に加え、小学校全校統一の指導案に基づく食育指導を進めることができた。保育所（園）・小学校などで季節の食材や特産物や地元産野菜を使用した給食を紹介したり、食習慣や食文化など年間を通して指導ができた。おたよりや広報紙・ホームページなどを通じて市民に周知し、地域や家庭でも継続して実施できるような取組を実施した。
1-1-5	子どもの医療費の助成	入院外は平成 16 年度は就学前、平成 22 年度に小学 3 年生、平成 24 年度に小学 6 年生、平成 26 年度に中学生まで、入院は平成 22 年度に中学生まで対象年齢を拡大することで乳幼児・児童及び生徒の健康の保持及び増進と、子育て家庭への経済的支援ができた。
1-2-1	児童虐待防止のパンフレットの配付	平成 22 年度に「STOP!子ども虐待」リーフレットを全戸配布、児童虐待対応マニュアル作成、関係機関に配布。子ども SOS カード 1 万枚作成し配布。相談啓発カード 5 千枚作成し、配布。11 月に児童虐待防止推進月間として、街頭啓発などの実施や市民・医療機関・各教育機関・子どもにかかる関係機関に啓発チラシを配布した。家庭児童相談室の相談件数も増加し、市民へ一定の周知が図れた。また、相談体制の充実を図るため、相談専用の電子メールを開設した。

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
1-2-1	子育てひろば事業	平成 22 年 7 月「子育てひろばてふてふ」を開設した。様々な企画を実施することで利用者は増加しており、乳幼児を対象とした地域の子育て支援拠点として定着した。反面、ひろばは自由にいけることから好評だが、リピーターが多く固定化していることは課題である。
1-2-2	ホームページによる情報発信の充実	各種の事業案内などの記事を掲載し、子育て家庭への情報提供のツールとして定着した。
1-2-2	地域子育て支援センター・子育てひろばからの情報発信	毎月、季節に応じた子育ての工夫やワンポイント、事業をおたよりに掲載をしており、特に施設の利用者に情報提供のツールとして定着している。
1-2-2	子育て外遊びマップの発行	「子育てマップ」として平成 19 年度から作成。平成 24 年に改訂し、1 千部の増刷を行った。「遊び場マップ」は同志社ローム記念館プロジェクトを活用し学生が作成し、平成 25 年に市が発行。
1-2-3	児童館における子どもとのふれあい体験事業	各種の催し物を通じて時間を共有する中で、乳幼児や児童が自然な交流ができた。
1-3-1	ファミリー・サポート・センター事業の推進	平成 16 年度から開始。全体の会員数としては目標を達成しているが、おねがい会員の登録が増える中、活動件数も増加している。受け皿となるまかせて会員の登録をさらに増やすため、継続して周知を徹底する。
1-3-1	病児・病後児保育事業	仕事と子育ての両立を支援する施策として病後児保育は実施しているが、病児保育は、平成 25 年度から順次開設し、病児・病後児 2 施設に拡充した。
1-3-2	民間保育所(園)の整備補助	平成 22 年度松井ヶ丘保育園移転工事完了。平成 26 年度の開園に向けた、みづく保育園の新園舎新築工事を進めた。
1-3-2	放課後子どもプラン	児童の居場所づくりと世代間交流を図る事業をすべての小学校区で実施した。 (延べ参加人数) 平成 22 年度 3,677 人 ⇒ 平成 25 年度 3,687 人
1-3-3	市男女共同参画計画の策定と事業の推進	京田辺市男女共同参画計画に基づく(平成 23 年度から実施)、各施策を展開した。 計画掲載事業：138 事業

【 計画外事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
22 年度実施	ヒブ・小児肺炎球菌予防接種費用助成事業	感染症予防を目的に平成 22 年度から費用の全額助成開始。平成 25 年 4 月から定期接種となった。
22 年度実施	子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業	思春期からの健康づくりの支援として感染症予防・がん予防を目的に平成 22 年度から費用の全額助成実施。平成 25 年 4 月から定期接種となったが、6 月から副反応について適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種勧奨を一時差し控えた。

## 基本目標2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

この分野では、「子どもの支援」としての事業を展開しました。

- ・乳幼児・児童・生徒の健康の保持及び増進と子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子育て支援医療費の入院外の対象者を中学生まで拡大しました。また、児童手当の対象者を中学生まで拡大しました。
- ・乳幼児相談や発達相談、児童館における相談事業など、乳幼児期の相談事業や小学校での教育相談の希望者が増加したことから、発達相談員や臨床心理士などの専門職を活用した相談事業を実施しました。
- ・学校では空調設備などの施設環境整備を実施し、子どもを健全に育成するための環境づくりの充実を行いました。

### 【 新規事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
2-1-7	子ども手当（児童手当）の支給	平成 22 年度から対象者を中学生まで拡大。平成 23 年 10 月から特別措置法が施行され、改めて申請手続きが必要となったが、支給対象者への制度変更・申請案内・受付・支給事務が適正にできた。子ども手当受給者は、平成 24 年度 4 月から児童手当に移行し、継続して支給している。

### 【 拡充事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
2-1-1	家庭支援推進保育事業	家庭において特に配慮を要する児童に対する家庭支援を行うため、公立 4 保育所に家庭支援推進保育担当保育士を各 1 名配置した。 平成 16 年度 2 人 ⇒ 平成 22 年度以降 4 人
2-1-1	保育所（園）、幼稚園、小・中学校など施設の計画的な改善	・河原保育所の園庭・来客用駐車場と園舎屋根の工事を実施、公立 4 保育所に新たにチャイルドシートを配置した。三山木保育所に仮設園舎を建設し定員を増やした。 ・幼稚園、小・中学校耐震補強工事・空調設備など学校の大規模改修事業や幼稚園の園庭整備を実施し、良好な、学校教育環境の改善整備を計画的に行うことができた。
2-1-3	小・中学校でのカウンセラーなど専門家による教育相談	平成 17 年度からの実施、有資格者のカウンセラーが、精神衛生面での支援や不登校児童生徒・保護者への支援、学校に対するコンサルテーション機能を果たしている。
2-1-7	児童扶養手当	父子家庭も手当の対象になったことに伴い（平成 22 年 8 月からの制度改正）、戸籍担当課との連携につとめ、制度の周知徹底ができた。
2-3-3	ヘルパーによる訪問	申請者全員に訪問し、希望に応じたヘルパー派遣が実施でき、産後の不安や負担の軽減が図れた。

### 基本目標3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

この分野では、「親・子どもを取り巻く環境整備」としての事業を展開しました。

- 子育て家庭への情報提供のツールとして、ホームページによる情報発信や「子育てマップ」の配布、大学がある街としての特色を生かし、学生との協働事業として「遊び場マップ」の作成・発行を実施しました。
- 継続して歩行者の安全安心を確保するため、道路整備を実施しました。
- エコパークかなびの活動などを通して循環型社会の啓発活動を行うなど、子どもが環境について学ぶためのきっかけづくりをしました。
- 学校での安全対策として、小・中学校全校の耐震補強工事が終了し、児童・生徒が安心して学べる環境づくりをしました。

#### 【 新規事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実績
3-1-3	子どもの遊び場情報誌の作成	「遊び場マップ」は同志社ローム記念館プロジェクトを活用し学生が作成し、平成 25 年度に市が発行。

#### 【 拡充事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実績
3-2-1	都市計画マスタープランの改訂	平成 22 年度にマスタープランを改訂。安全な道路空間創出のための歩道・緑道整備や交通安全施設の整備の方針を記載し、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの方針を定めた。
3-2-1	きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援	きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動を通じて、次世代へ良好な環境を引き継ぐため、環境保全や省エネなどに関する啓発を進めた。また、小学生や幼稚園児を対象に出前授業などを実施することで、子どもたちに環境保全への関心を高めるきっかけづくりができた。
3-2-1	緑の基本計画策定の見直し	緑の基本計画は策定済みであるが、目標とする整備水準に達していないことから、引き続き、現計画に基づき、緑化推進事業を展開していくこととした。
3-2-1	市民団体「京田辺エコパークかなび」の支援	京田辺エコパークかなびの活動を通じて、「3R」推進に関する啓発ができた。
3-2-2	公園里親制度（アダプト制度）の普及	公園里親制度のモデル事業を継続実施しているが、市と市民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度づくりが必要であり、平成 24 年度にすてきなまちなみ支援制度実施要綱を制定した。
3-2-3	保育所（園）、幼稚園小・中学校の耐震補強などの工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保育所（園）：児童が安心して生活できるように耐震補強工事に取り組んだ。</li> <li>• 小・中学校：平成 19 年度から耐震化を順次実施し、平成 25 年度に小・中学校全校の工事が完成。児童・生徒が安全で安心して学べる学校環境を整備することができた。</li> </ul>

## 【 計画外事業 】

事業群	事業内容 (細事業)	実 績
23 年度実施	施設の安全対策	耐震改修件数が前年度より大幅に増え、民間木造住宅の耐震化が促進された。 平成 23 年度 13 戸 ⇒ 平成 24 年度 33 戸+簡易改修 2 戸
23 年度実施	自転車通学用ヘルメットの貸与	学校の指導の成果もあり、貸与したヘルメットを装着して通学しているため、事故が起こったときの被害の軽減に寄与できた。

## 特定 14 事業

「特定 14 項目」とは、国が指定する 14 事業に係る保育サービスのことをいいます。

京田辺市は、大都市近郊の住宅地として人口増加が続いており、子どもの人口も増えています。「特定 14 事業」（延長保育・夜間保育・一時保育事業など）を中心に各種サービス利用者の意向や生活実態とサービスのニーズの把握をアンケート調査から行いました。なお、目標業務量は計画最終年度（26 年度）としています。

## 【 特定 14 事業 】

	事業名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標事業量
①	通常保育事業	年間 13,417 人	待機児童ゼロ（4 月 1 日現在）
②	延長保育事業	朝 558 人／日 夕 749 人／日	希望者全員の受け入れ
③	夜間保育事業	ファミリー・サポート・センター事業で代替	ファミリー・サポート・センター事業で代替
④	子育て短期支援 トワイライトステイ事業	ファミリー・サポート・センター事業で代替	ファミリー・サポート・センター事業で代替
⑤	休日保育事業	ファミリー・サポート・センター事業で代替	ファミリー・サポート・センター事業で代替
⑥	放課後児童健全育成事業	入会者数 555 人	希望者全員の受け入れ
⑦⑧	乳幼児健康支援一時預かり事業（派遣型・施設型）	平成 25 年度から病児保育を開始（平成 26 年から 2 か所） 病児保育 607 人 病後児保育 28 人	希望者全員の受け入れ
⑨	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	平成 25 年度開始 （乳児院・児童養護施設 2 施設に委託）	実施
⑩	一時保育事業	年間 2,923 人 利用のキャンセル待ちは生じた	希望者全員の受け入れ
⑪	特定保育事業	一時保育などで対応	一時保育事業などで対応
⑫	ファミリー・サポート・センター事業	会員数 454 人 会員登録数は達成した	会員数 300 人 （おねがい会員+まかせて会員+どっちも会員）
⑬⑭	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター（河原・大住）8,150 人 子育てひろば「てふてふ」9,904 人	地域子育て支援拠点事業の充実

## 4 本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

後期計画の3つの基本目標を達成するための新規・拡充事業については、実施に向けての準備を含めると、すべての事業が実施できました。今後は最終年度に向けて事業を充実しつつ、次の諸課題についてさらなる充実を図ることが必要です。

### (1) 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくりについて ●●●●●

#### 現状と課題

- ・通常保育、延長保育、一時保育や幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センターの利用者が増加していることから、保育所（園）の定員増、ショートステイ事業や病児保育の開設など、多様な働き方が選択できるよう保育ニーズに対応する環境づくりを行いました。
- ・食育の推進は推進計画を作成したことで、行政・家庭・学校・地域での役割が明確になりましたが、特に地域と協働して実施できるような取組の充実や、横断的かつ継続的に進める体制づくりを充実する必要があります。
- ・思春期の育児体験教室など、教育機関などとの連携を強化し、次世代の親育成のため、思春期に重点をおいた事業を推進する必要があります。
- ・親支援に関する取組を充実する必要があります。

### (2) 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくりについて ●●●●

#### 現状と課題

- ・養育支援訪問、家庭児童相談室へ相談など、各機関での相談件数が増加していることから、子育てに対する不安感や負担感の軽減や子どもの虐待未然防止対策として、子どもや親が相談できる場の相談体制の充実や情報提供する必要があります。

### (3) 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくりについて ●

#### 現状と課題

- 本市は転入者が多く、住民同士のつながりが希薄になりがちで、地域の子育て力が低下しています。民生児童委員などによる地域の見守り活動の拡充や、地域の団体が開催するサロン、子育てサークルへの活動支援など、地域での団体活動への支援を充実する必要があります。





## 1 基本理念

### (1) 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



### みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 — 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ —

いつの時代も、子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、社会の発展に欠かせないものであるとともに、未来への希望となるものです。

しかし、社会の複雑化に伴って価値観も多様化し、また、家族構成においても核家族が増え、共働き世帯が増加しています。さらに近年では、人間関係の希薄化による保護者の孤立化や虐待の問題などもあり、子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした社会では、親のみが子育てに関わるのではなく、地域の人々が積極的に子育てに関わり、地域社会や人と人とのふれあいを大切にしながら、社会全体で子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

本市では、家庭や地域の温かいまなざしと支えの中で、子どもたちが成長していく輝きが、世代を超えてすべての市民を結び、それによって明るい未来が描けるまちを目指します。

---

## 2 基本的な視点

子どもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）は、世界中の子どもの基本的人権の尊重を目的として、多くの国や機関が10年に及ぶ議論を行い、1989年に国連総会で、全会一致で採択されました。

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

本市においても、これまで推進してきた「京田辺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」における新たな方向から、次の5つの基本的な視点に基づき、計画を推進していきます。

### (1) 子どもの健やかな成長と子育てを喜びと感じられる支援 ●●●●●

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長していくことが望めます。

子育てについては、父母をはじめとする保護者がまずはその役割を担っています。保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子どもの成長に喜びを感じて子育てができるように環境を整えることなどの支援することが子どもの健やかな成長の実現につながります。親としての成長を支援することは、子育ての自覚と責任についての力量を高めていくことになります。子どもの健やかな育ちが保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

### (2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、個々のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠する前から妊娠・出産期までの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、親となる人の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援を充実する必要があります。

### (3) 地域社会全体で子育てを支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おののおのが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりが必要です。

### (4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進 ●●●●●●●●

本市では、京田辺市男女共同参画行動計画に基づき、すべての市民が、性別にかかわらずなく、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みを作ることが必要です。

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

### (5) 京田辺らしい個性と魅力を生かした子育て支援 ●●●●●●●●●●

本市は、自然、歴史、文化など、かけがえのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。また、JRや近鉄の鉄道のアクセスにも恵まれているほか、同志社大学や同志社女子大学などの大学生が多く市内に暮らしていることもあり、若者のまちとしても栄え、毎年転入が転出を上回る社会増の状況が続いてきました。

子育て支援においても、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育ててきました。

これらの資源の活用を図り、京田辺らしい個性と魅力を生かした子育て支援をすすめる、「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える事業を推進します。





## 基本目標 2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

### (1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

そこで、就学前児童の子どもの自立と協働の力を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協働する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取組を充実します。

また、子どもたちが心身ともに健やかに、また、たくましく成長することができるよう、地域のスポーツ・文化活動、社会活動などの活性化を図るとともに、子どもを取り巻く諸問題に対する相談体制の充実、各種手当や経済的支援の推進に努めます。

### (2) 子どもの権利擁護の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

子どもが自己肯定感を持ち、自分の存在価値を正しく認められるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。また、市民や関係機関と共に、それぞれの家庭に応じた身近な見守りと支援を推進します。

### (3) 子どもの虐待防止対策の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

全国的に児童虐待の状況は、相談件数の増加とともに、その内容も複雑・困難化し、ますます深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけではなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えることから、迅速かつ適切な対応が求められます。

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、見守りや相談体制の充実を図ります。

**基本目標3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり****(1) 地域における子育て支援の推進**

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくしている保護者が増えていると考えられ、家庭の養育機能の低下や家庭だけでは解決できない問題も多くなっています。

このような状況を踏まえ、地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用及び参加を促進し、地域活動などを通じた居場所づくりを推進することで、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。

**(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり**

より子育てしやすいまちを目指して、親子が安心して集まれる公園や室内施設の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めていきます。

また、警察、行政、地域などの連携や協力による子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進し、危機管理体制を強化することで、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、すべての人々がともに支えあう社会づくりを推進します。

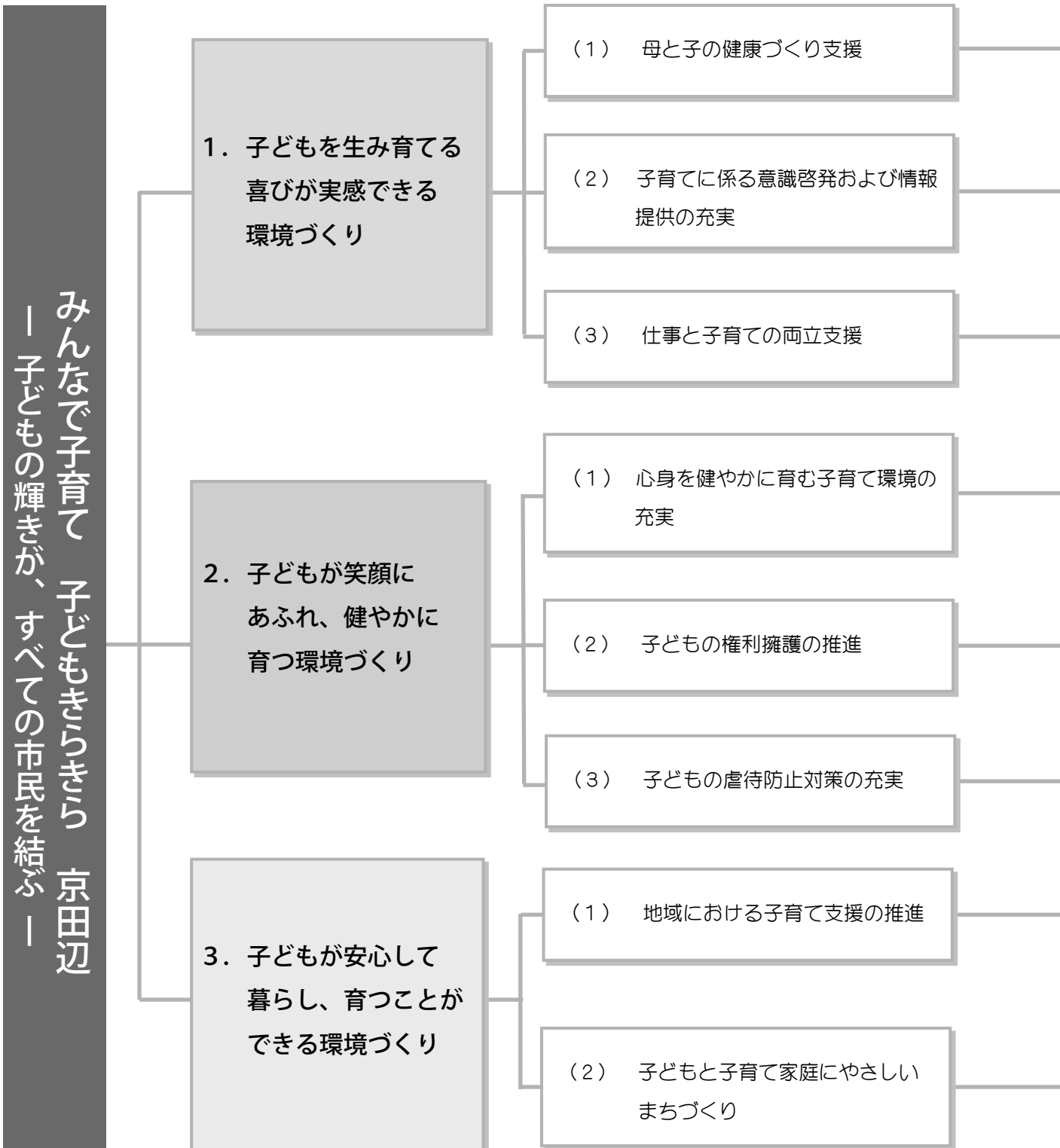
## 4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、3の基本目標と8の施策目標で構成されています。

【基本理念】

【基本目標】

【施策目標】





**重点事業**

○妊婦・周産期の母子保健事業の推進 ○乳幼児期の訪問指導の推進 ○リフレッシュのための事業促進  
○30歳代のための健康づくり応援プロジェクト ○子どもの発達支援事業

**実施事業**

・妊婦・周産期の母子保健事業の推進 ・乳幼児期の健康診査事業の推進 ・乳幼児期の相談事業の推進 ・乳幼児期の訪問指導の推進 ・感染症予防対策の充実  
・京田辺市健康増進計画・食育推進計画に係る事業の推進 ・健康づくり事業の推進 ・保育所における児童の健康づくり ・幼稚園における児童の健康づくり  
・小・中学校における児童・生徒の健康づくり ・思春期～青年期の健康づくりの支援 ・健康づくり事業における食育事業・母子保健事業における食育事業  
・児童館における食育事業 ・保育所、幼稚園、学校における食育事業 ・地域における食育事業 ・絵本にふれる機会の充実 ・健康情報管理の充実  
・子どもの事故防止、救急対応などの教育 ・子どもの発達支援事業 ・成人風しん予防接種費用助成事業 ・小児慢性特定疾病日常生活用具の給付  
・医療体制の整備・充実のための働きかけ ・自立支援医療給付事業の推進 ・母子家庭医療費助成事業 ・子どもの医療費の助成

**重点事業**

○地域子育て支援拠点事業の推進 ○相談事業の充実 ○乳幼児訪問指導事業の充実 ○子育てに係る情報提供体制・方法の充実  
○子育てガイドブック作成

**実施事業**

・男女共同参画に係る啓発 ・地域子育て井戸端会議 ・子育ての学習機会の充実 ・将来における少子化や子育てに係る関心の喚起 ・相談事業の充実  
・子育てに係る情報提供体制・方法の充実 ・地域子育て支援センター・子育てひろばからの情報発信 ・育児体験の推進 ・明日の親となるための子育て理解講座  
・親子消防体験会 ・子どもの事故防止、救急対応などの教育 ・児童虐待防止啓発事業

**重点事業**

○ファミリー・サポート・センター事業の推進 ○子育て短期支援事業 ○放課後児童対策の推進 ○各種保育サービスの充実  
○病児・病後児保育事業 ○幼稚園における預かり保育の充実

**実施事業**

・京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 ・事業所への啓発

**重点事業**

○保育・教育活動施設の充実 ○児童館事業の推進 ○子どもの居場所づくりの推進 ○放課後子どもプランの充実  
○コミュニティ・スクールの導入 ○豊かな人間性を育む教育の推進 ○児童福祉施設などにおける相談の実施

**実施事業**

・意見発表などの機会の充実 ・保育・教育内容の充実 ・学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ・国際化・情報化などの社会の変化に対応する教育の推進  
・民生児童委員・主任児童委員への活動支援 ・児童福祉施設などにおける相談の実施 ・学校などにおける相談体制の充実  
・子どもへの相談支援（カウンセラーなど専門家の支援） ・教育活動の充実 ・幼稚園、保育所と小学校の連携の推進 ・小・中学校の連携強化  
・各種スポーツ教室・大会などの実施 ・スポーツクラブなどの育成 ・地域組織によるスポーツの推進 ・社会体育施設の設備の充実など ・青少年関係団体の育成・支援  
・自然の中で体験学習の充実（野外活動センターの運営の充実） ・ふるさと体験学習の推進 ・図書館事業の推進 ・国際交流の推進 ・各種手当の支給による支援  
・子どもの医療費の助成 ・保育・教育費用の負担軽減 ・養育医療給付事業 ・育成医療給付事業 ・中学校昼食提供事業

**重点事業**

○障がいがある児童の自立支援事業

**実施事業**

・人権意識の高揚 ・子どもの権利、児童福祉の理念の周知 ・人権教育の充実 ・京田辺市障害福祉計画に係る事業の推進 ・京田辺市障害者基本計画に係る事業の推進  
・自立支援医療給付事業の推進 ・各種手当などの支給による支援 ・発達相談員による発達相談 ・障がい児保育・教育などの推進 ・学校施設のバリアフリー化  
・留守家庭児童会の充実 ・民生児童委員・主任児童委員への活動支援 ・母子家庭医療費助成事業 ・ひとり親家庭の日常生活支援  
・ひとり親家庭の各種手当の支給による支援 ・ひとり親家庭の交流促進 ・母子家庭の就労支援 ・女性相談 ・世界に開かれたまちづくりの推進

**重点事業**

○要保護児童対策地域協議会の機能強化 ○地域子育て支援センターなどでの相談 ○保健師などによる訪問  
○子育て短期支援事業 ○学校における相談

**実施事業**

・各種健診における相談 ・各種発達相談などにおける相談 ・家庭児童相談室での相談 ・保育所における相談事業 ・児童館における相談事業 ・幼稚園における相談事業  
・学校における相談 ・民生児童委員・主任児童委員による相談 ・女性相談 ・保健師などによる訪問 ・家庭相談員による訪問 ・ヘルパーによる訪問  
・児童虐待防止啓発事業

**重点事業**

○子どもの居場所づくりの推進 ○仲間づくりの支援

**実施事業**

・生涯学習人材バンク ・地域子育てセミナーの開催支援 ・ふるさと体験学習の推進 ・高齢者などとの交流の推進 ・子ども会育成事業の推進 ・市民活動の支援  
・仲間づくりの支援 ・育児サークルの支援 ・地域に開かれた保育事業の推進 ・学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進  
・子ども・子育て支援計画に係る事業の推進

**実施事業**

・自然体験活動などの促進 ・ふるさと体験学習の推進 ・京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の推進 ・水と緑のネットワークの推進 ・緑化の推進  
・循環型社会の構築 ・本市の文化を次世代に受け継ぐ事業の推進 ・体育館・運動施設の開放 ・公園の新設、整備など ・身近な遊び場の整備 ・施設の安全対策  
・登下校時の安全対策 ・地域の防犯パトロール支援 ・道路整備 ・子ども緊急避難場所などの指定 ・地域での防犯対策の充実 ・交通安全対策の充実  
・防災対策の推進 ・安心・安全教育の推進 ・有害環境対策の推進 ・京田辺市バリアフリー基本構想の実施 ・福祉のまちづくりの推進 ・社会体育活動事業



## 第4章

## 施策の展開

3つの基本目標の実現に向けて、施策目標別に今後の方向と、具体的な重点事業・実施事業を位置づけ、計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育ての様々な課題の解決に向けて、3つの基本目標を設定しています。</li> </ul> <p>※ 第3章参照</p>
施策目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標を実現するための8つの施策目標を設定しています。</li> <li>ニーズ調査などから本市の現状・課題と方向性を示しています。</li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標・施策の方向を達成するための主な事業として、本市が取り組むべき役割を示しています。</li> <li>施策・事業別に関係課を示しています。</li> </ul>

## 基本目標 1 子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり

### 施策目標 (1) 母と子の健康づくり支援

妊娠する前や妊娠期から不安なく子どもを産むことができるよう、また、子どもが健やかに育つよう、医療機関、保育所(園)・幼稚園などの関係機関と連携を強化しながら、母子保健事業をきめ細かく実施していきます。

子どもの健やかな育ちを支えるための乳幼児健診の充実はもちろん、母親の心身の健康も子どもの育ちに影響することから、母子手帳の早期交付、乳幼児のいる家庭への訪問指導など、保護者の健康管理や子育ての相談などを継続して実施していきます。

また、乳幼児期・学童期における食生活は、今後の食習慣を形成し、生涯の健康の基礎となるものです。「食」を通じて子どもの心と身体の健やかな成長を支援するため、正しい食習慣の知識・技術の習得など、子どもの成長、発達にあわせて切れ目のない食育推進事業を展開します。

#### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
1	妊婦・周産期の母子保健事業の推進	<b>拡充事業</b> ○不妊治療費等助成事業 ・不育症 ・男性不妊症	子育て支援	不妊症 延べ 205 人	希望者全員
		○妊婦健康診査費助成事業 妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産ができるよう、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、医学的検査を実施する事業	子育て支援	基本健診 14 回分、諸検査の費用を助成	基本健診 14 回分、諸検査の費用を助成
		<b>新規事業</b> ○産前・産後ホームヘルパー派遣事業 妊産婦が産前・産後の体調不良のため家事や育児を行うことが困難な核家族の家庭などにホームヘルパーを派遣	子育て支援	産後ヘルパー派遣事業 実人数 5 人 延べ派遣時間 135.5 時間	希望者全員に派遣

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度 目標
		<b>新規事業</b> ○産後うつ啓発事業 産後うつの啓発やスクリーニングの方法を検討・実施することで、産後うつ病の客観的評価と早期支援を実施	子育て支援	—	対象者全員実施
2	乳幼児期の訪問指導の推進	○こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、養育環境などを把握し支援する（再掲 2-（3））	子育て支援	対象児：565人 訪問数：520人（里帰りによる他市に依頼含む） 訪問率：92.1%	訪問率 100%
		○養育支援訪問事業 養育支援が必要な家庭に対し、その居宅を訪問して養育に関する指導・助言などを行う事業（再掲 2-（3））	子育て支援	95件（実訪問件数）	対象者全員実施
3	リフレッシュのための事業促進	○ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（再掲 1-（3））	子育て支援	【活動件数】2,742件 【会員数】 おねがい会員 317人 まかせて会員 102人 どっちも会員 35人 合計 454人	会員数600人（おねがい会員、まかせて会員、どっちも会員とも）
		<b>拡充事業</b> ○一時保育事業 ・保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）で一時的に預かる事業 ・河原保育所に一時保育室「ひまわり」を併設。三山木保育所に一時保育を新設（再掲 1-（3））	子育て支援	河原保育所一時保育（ひまわり）において、キャンセル待ちは生じたが、年間2,923人が利用した	三山木保育所に一時保育を新設希望者全員の受け入れ

基本目標 1 | 施策目標 (1)

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
4	30 歳代のための健康づくり応援プロジェクト	<b>拡充事業</b> ○いきいき健診（健康診査） 30 歳から健康について関心を持ち早期から生活習慣病予防にとりくむことができるよう、30 歳代男女を対象に健康診査を実施	健康推進	いきいき健診（女性） 受診者数 180 人 （受診率 22.1%）	・30・35 歳（女性） 受診率 22.0% ・その他、希望者全員実施
		<b>新規事業</b> ○健幸もりもりセミナー（健康教育） 30 歳代女性を対象に、乳がん検診、骨密度測定を実施し、若い世代に人気のあるヨガやストレッチ、栄養・休養について健康教育を実施	健康推進	—	参加者数 100 人
5	子どもの発達支援事業	<b>拡充事業</b> ○保育所（園）巡回発達相談 臨床心理士と保健師などが各保育所（園）を巡回訪問し、集団観察と保育士への助言を行う	子育て支援	公立 3 保育所	全所（園）で実施

## 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
6	妊婦・周産期の母子保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不妊治療費等助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊症</li> <li>・不育症</li> <li>・男性不妊症</li> </ul> </li> <li>○母子健康手帳の交付（外国語も含む）</li> <li>○父子健康手帳の交付</li> <li>○妊婦アンケート（ハイリスク妊婦の早期発見） （再掲 2-（3））</li> <li>○妊婦歯科健康診査費助成事業</li> <li>○パパママセミナー （再掲 1-（2））</li> </ul>	子育て支援
7	乳幼児期の健康診査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3か月児健康診査 （再掲 2-（3））</li> <li>○1歳6か月児健康診査 （再掲 2-（3））</li> <li>○3歳6か月児健康診査 （再掲 2-（3））</li> </ul>	子育て支援
8	乳幼児期の相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン （再掲 1-（2）、2-（1）、2-（3））</li> <li>○10か月児発達相談 （再掲 1-（2）、2-（1）、2-（3））</li> <li>○2歳児発達相談 （再掲 1-（2）、2-（1）、2-（3））</li> <li>○発達相談員による発達相談 （再掲 1-（2）、2-（1）、2-（2）、2-（3））</li> <li>○転入時アンケート （再掲 1-（2）、2-（1）、2-（3））</li> </ul>	子育て支援
9	乳幼児期の訪問指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） （再掲 2-（3））</li> <li>○妊産婦訪問</li> <li>○未熟児訪問</li> <li>○乳幼児訪問</li> <li>○障がいのある児童の訪問 （再掲 2-（2））</li> <li>○養育支援訪問事業 （再掲 2-（3））</li> </ul>	子育て支援

No	施策	取組内容	関係課
10	感染症予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種事業</li> <li>○感染症に係る危機管理</li> <li>○感染症に係る情報提供</li> <li>○感染症予防事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・肝炎ウイルス予防検診</li> <li>・結核住民検診</li> </ul> </li> </ul>	子育て支援 安心まちづくり 健康推進
11	京田辺市健康増進計画・食育推進計画に係る事業の推進	○京田辺市健康増進計画・食育推進計画に係る重点プロジェクト毎（栄養・食生活、運動、こころ、たばこ）に実施する	健康推進
12	健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康教育   楽歩塾</li> <li>○ウォーキングマップの作成</li> <li>○こころの健康づくり啓発事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康づくり月間実施</li> <li>・ホームページ掲載</li> </ul> </li> <li>○こころの体温計導入</li> <li>○喫煙・受動喫煙防止啓発事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙・受動喫煙防止月間実施</li> <li>・ホームページ掲載</li> </ul> </li> <li>○禁煙教育   たばこ対策セミナー</li> <li>○妊娠届出時喫煙者の把握・禁煙指導</li> </ul>	健康推進 障害福祉
13	保育所（園）における児童の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所（園）における健康診査などの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科・歯科健康診査</li> <li>・尿・ぎょう虫検査</li> <li>・視力測定</li> </ul> </li> <li>○保育所（園）における健康教育の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士による歯みがき教室</li> <li>・手洗い教室</li> <li>・運動教室</li> </ul> </li> <li>○食中毒などの予防</li> <li>○幼保合同研修</li> <li>○保健研修</li> </ul>	子育て支援
14	幼稚園における児童の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立幼稚園健康管理事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断の実施</li> <li>・歯みがき指導</li> </ul> </li> <li>○私立幼稚園健康診断事業への補助   市内私立幼稚園への補助</li> <li>○幼保合同研修</li> </ul>	学校環境整備 学校教育
15	小・中学校における児童・生徒の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の健康教育実施などに係る相談・支援等</li> <li>○小・中学校健康管理事業（定期健康診断の実施）</li> <li>○健康教育               <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズに関する指導を含む性教育</li> <li>・喫煙、薬物乱用の防止など、健康に関する課題への対応</li> </ul> </li> </ul>	学校教育 学校環境整備



No	施策	取組内容	関係課
16	思春期～青年期の健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性に関する啓発事業</li> <li>○思春期保健学習会 保育所（園）、幼稚園、小・中学校及び母子保健担当係とのネットワーク構築</li> </ul>	健康推進 子育て支援 学校教育
17	健康づくり事業における食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食育推進計画に係る重点プロジェクト（栄養・食生活）の推進</li> <li>○食育に関する啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育月間実施（展示など）</li> <li>・広報紙、ホームページ掲載</li> </ul> </li> <li>○いきいきレシビ紹介事業 広報紙、ホームページ掲載</li> <li>○食生活改善推進員による食生活改善普及活動</li> <li>○食生活改善推進員の養成</li> </ul>	健康推進
18	母子保健事業における食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パパママセミナー</li> <li>○離乳食教室（前期・後期）</li> <li>○栄養教室（1歳6か月児健診）</li> <li>○赤ちゃんサロン、乳幼児健診等栄養相談</li> </ul>	子育て支援
19	児童館における食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統食などの調理実習 児童館などにおいて、郷土食の調理実習をつうじて伝統食を学ぶとともに、高齢者との交流を図る</li> </ul>	子育て支援
20	保育所（園）、幼稚園、学校における食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所（園）給食などにおける食育の指導</li> <li>○幼稚園、学校などにおける食育の指導</li> <li>○学校給食などにおける地元産野菜の導入</li> <li>○農業体験</li> <li>○「食育の日」に関する啓発事業 一休さん派遣事業</li> <li>○調理実習講師派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来君」の食生活支援事業（6年生に調理実習）</li> <li>・「ごはんとお味噌汁づくり」（5年生家庭科調理実習）</li> </ul> </li> <li>○まるごときょうとの日</li> </ul>	子育て支援 健康推進 学校教育 学校環境整備 農政
21	地域における食育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における食育事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館などにおける調理実習</li> </ul> </li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
22	絵本にふれる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おはなし会 おはなしや絵本の読み聞かせなどの体験を通じて本に親しむ （再掲 2-（1））</li> <li>○ふれあい絵本スタート事業</li> <li>○絵本の紹介</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進 子育て支援
23	健康情報管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康手帳」の配布</li> <li>○母子健康管理システム</li> </ul>	子育て支援

No	施策	取組内容	関係課
24	子どもの事故防止、 救急対応などの教育	○子どもの事故防止など救急対応に係わる健康教育の実施 及び救急処置に係わるパンフレットの配布 (再掲 1- (2)、3- (2)) ○市民への応急手当の普及 (再掲 1- (2)、3- (2))	子育て支援 警防
25	子どもの発達支援事 業	○耳の聞こえチェックリストの配布 ○子どもの聞こえ支援事業 軽中等度難聴児への聞こえの確保と言語の発達支援す るため、補聴器購入などの費用を助成	子育て支援 障害福祉
26	成人風しん予防接種 費用助成事業	○成人風しん予防接種費用助成事業 妊婦の風しん感染予防を強化し、先天性風しん症候群 の発生を予防するため 18~49 歳の男女に対し「麻し ん・風しんの予防接種」費用の一部助成を行う	健康推進
27	小児慢性特定疾病日 常生活用具の給付	○小児慢性特定疾病日常生活用具の給付	子育て支援
28	医療体制の整備・充 実のための働きかけ	○小児救急電話相談「# 8000」 ○小児救急医療体制 ○休日応急診療所事業 (本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請 など	子育て支援 健康推進
29	自立支援医療給付事 業の推進	○自立支援医療給付事業の推進 (再掲 2- (2))	障害福祉
30	母子家庭医療費助成 事業	○ひとり親家庭医療費助成事業 (再掲 2- (2))	国保医療
31	子どもの医療費の助 成	○子どもの医療費助成を行い、子育て家庭への経済的支援 を行う (再掲 2- (1))	子育て支援

## 施策目標(2) 子育てに係る意識啓発及び情報提供の充実

少子化が進んでいる昨今では、子どもとふれあう機会は減少しています。そのため、親となる世代に実体験を伴った知識の不足や情報過多による育児不安の増大、知識の偏りが見られます。次代の親となる若い世代が、女性も男性も、ともに子育ての正しい知識を持ち、主体的にかかわれるよう、啓発や学習機会を設けます。また、思春期においては、実際に地域のサロンや保育所(園)・幼稚園の子どもと交流し、育児体験をすることにより、家族や家庭の大切さ・子どもを生き育てることの喜びを実感することで、次代の親づくりを推進します。

また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、親になった人たちの中には、孤立感を抱く人も増えています。保護者がゆとりを持って安心して子育てをできるよう、地域全体が子育てを支えていくという意識啓発に努めます。その中で、悩みを抱える保護者自身も、地域で気軽に相談できるよう、地域子育て支援拠点を活用するとともに、相談事業を充実していきます。

### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成25年度実績	平成31年度目標
1	地域子育て支援拠点事業の推進	<b>拡充事業</b> ○地域子育て支援センター事業 ・乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供など援助を行う事業 ・河原保育所・大住保育園に併設。三山木保育所に新設	子育て支援	地域子育て支援センター(河原保育所・大住保育園)利用者 園庭開放 3,643人 親子あそび 1,951人 すくすくサロン 308人 サークル活動のサポート出前保育 1,176人	三山木保育所に地域子育て支援センターを新設
		○子育てひろば事業 子育てひろば「てふてふ」	子育て支援	子育てひろば「てふてふ」利用者延べ 9,904人	実人数の増加
2	相談事業の充実	<b>拡充事業</b> ○地域子育て支援センターなどでの子育て相談事業(再掲2-(1)、2-(3))	子育て支援	地域子育て支援センターなどでの子育て相談 電話 65件 来所 305件 事業内実施時 323件	三山木保育所に地域子育て支援センターを新設

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
3	乳幼児訪問指導事業の充実	<p><b>新規事業</b></p> <p>○地域子育て支援センターでの訪問相談事業          こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診などから、支援が必要になりえる親子について訪問を実施し、地域の社会資源の活用につなげる</p>	子育て支援	—	1 か所で実施
4	子育てに係る情報提供体制・方法の充実	<p><b>新規事業</b></p> <p>○地域子育て支援センター啓発事業          3 か月健診に出向き、地域子育て支援センターの紹介を実施</p>	子育て支援	—	実施
		<p><b>新規事業</b></p> <p>○利用者支援事業          教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談や関係機関との連携を実施</p>	子育て支援	—	1 か所で設置
5	子育てガイドブック作成	<p><b>新規事業</b></p> <p>○子育てガイドブック作成          出産や育児に関する情報や行政サービスなどを紹介するガイドブックを作成</p>	子育て支援	—	ガイドブックの作成

## 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
6	男女共同参画に係る啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ふれあい夢フェスタなど (再掲 1- (3) )</li> <li>○学習機会の充実 女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書などの貸出しなど (再掲 1- (3) )</li> <li>○子どもに対する男女共同参画への意識啓発</li> </ul>	市民参画
7	地域子育て井戸端会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
8	子育ての学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育てセミナーの開催支援 (再掲 2- (1) 、3- (1) )</li> <li>○パパママセミナー (再掲 1- (1) )</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進 子育て支援
9	将来における少子化や子育てに係る関心の喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙への記事掲載</li> <li>・パンフレットの配布</li> </ul> </li> <li>○「保育のつどい」の実施</li> </ul>	子育て支援
10	相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所(園)における相談事業 (再掲 2- (1) 、2- (3) )</li> <li>○地域子育て支援センターなどでの子育て相談事業 (再掲 1- (2) 、2- (1) 、2- (3) )</li> <li>○児童館における相談事業 (再掲 2- (1) 、2- (3) )</li> <li>○家庭児童相談室における相談事業 (再掲 2- (1) 、2- (3) )</li> </ul>	子育て支援

No	施策	取組内容	関係課
11	相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン (再掲 1- (1)、2- (1)、2- (3))</li> <li>○10か月児発達相談 (再掲 1- (1)、2- (1)、2- (3))</li> <li>○2歳児発達相談 (再掲 1- (1)、2- (1)、2- (3))</li> <li>○発達相談員による発達相談 (再掲 1- (1)、2- (1)、2- (2)、2- (3))</li> <li>○転入時アンケート (再掲 1- (1)、2- (1)、2- (3))</li> <li>○民生児童委員・主任児童委員による相談支援 (再掲 2- (1)、2- (3))</li> <li>○幼稚園における相談事業 (再掲 2- (1)、2- (3))</li> <li>○小・中学校での教育相談 (再掲 2- (1)、2- (3))</li> </ul>	子育て支援 社会福祉 学校教育
12	子育てに係る情報提供体制・方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙による情報発信の充実 子育て支援に関する情報提供や意識啓発の充実</li> <li>○ホームページによる情報発信の充実</li> <li>○「学びの情報誌」、チラシなどの活用と内容の充実</li> <li>○各種情報誌</li> <li>○利用者支援事業</li> </ul>	関係各課
13	地域子育て支援センター・子育てひろばからの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てに係る情報を積極的に発信する</li> </ul>	子育て支援
14	育児体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期育児体験教室 中学生が乳幼児に触れ合う機会を持つ</li> <li>○保育所(園)における子どもとのふれあい体験事業</li> <li>○児童館における子どもとのふれあい体験事業 児童が乳幼児と触れ合う機会をつくり世代間の交流を図る</li> <li>○学生ボランティア支援事業</li> </ul>	子育て支援
15	明日の親となるための子育て理解講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学生を対象とした子育て理解講座</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
16	親子消防体験会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親子消防体験会 夏休み期間中に、市内在住の小学生とその保護者を参加対象とし、救急講習の受講及び各種消防・救助体験</li> </ul>	警防
17	子どもの事故防止、救急対応などの教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの事故防止など救急対応に係わる健康教育の実施及び救急処置に係わるパンフレットの発行 (再掲 1- (1)、3- (2))</li> <li>○市民への応急手当の普及 (再掲 1- (1)、3- (2))</li> </ul>	子育て支援 警防

No	施策	取組内容	関係課
18	児童虐待防止啓発事業	<p>○啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発</li> <li>・広報紙やホームページによる啓発</li> <li>・リーフレット、子育て相談カード公募などの作成・配布 (再掲 2- (3) )</li> </ul> <p>○講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て講演会の開催 (再掲 2- (3) )</li> </ul> <p>○研修会などの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにかかわる関係機関への研修会の実施</li> <li>・民生児童委員、学生などが地域で行う虐待防止のための活動支援(学生によるオレンジリボンキャンペーン、子育てサロンへの遊び提供) (再掲 2- (3) )</li> </ul>	子育て支援

### 施策目標 (3) 仕事と子育ての両立支援

女性の社会進出や働き方の多様化により、様々な保育ニーズが生まれています。一方で、職場の理解が進まないために、出産により就労を諦める女性も未だ多くなっています。仕事と子育ての両立を図るためには、育児休業が取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。

乳幼児期・学童期を通じて、個々の事情に応じた、利用しやすい保育サービスを提供できるよう、一時保育や病児保育、留守家庭児童会など多様な保育を展開します。また、幼稚園における預かり保育も充実します。

事業者に対しても、働きながら安心して子育てができるよう、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の子育て参加への意識啓発を働きかけていきます。

#### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
1	ファミリー・サポート・センター事業の推進	○ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 (再掲 1-(1))	子育て支援	【活動件数】 2,742 件 【会員数】 おねがい会員 317 人 まかせて会員 102 人 どっちも会員 35 人 合計 454 人	会員数 600 人 (おねがい会員、まかせて会員、どっちも会員とも)
2	子育て短期支援事業	○子育て短期支援事業 ・保護者が心身または環境上の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童の養育を行うための短期間の施設での預かり事業 ・京都大和の家(精華町)と桃山学園(京都市)で実施	子育て支援	平成 25 年 4 月からの実施 委託先(児童養護施設及び乳児院「大和の家」、児童養護施設「桃山学園」)に委託契約 利用日数: 19 日	希望者全員の受け入れ



No	施策	取組内容	関係課	平成25年度実績	平成31年度目標
3	放課後児童対策の推進	<b>拡充事業</b> ○留守家庭児童会 保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなど。	社会教育・スポーツ推進	ボランティア派遣事業を年75回実施。また、放課後子どもプランと留守家庭児童会が連携し事業実施できた 希望者全員の受け入れができた	対象学年を6年生まで拡大する。 希望者全員の受け入れ
		○放課後子どもプラン 児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施 (再掲 2-(1))	社会教育・スポーツ推進	年間実施日数 83日 野外活動センターと市内全9小学校で実施 子どもの参加延べ人数 3,687人	9か所で実施
4	各種保育サービスの充実	○通常保育事業	子育て支援	年間 13,417人 待機児童ゼロ(4月1日現在)	希望者全員の受け入れ
		○延長保育事業	子育て支援	朝の延長保育は、1日あたり延べ、558人が利用した 夕の延長保育は、1日あたり延べ、749人が利用した 希望者全員の受け入れができた	希望者全員の受け入れ
		<b>拡充事業</b> ○一時保育事業 ・保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所(園)で一時的に預かる事業 ・河原保育所に一時保育室「ひまわり」を併設。三山木保育所に一時保育を新設 (再掲 1-(1))	子育て支援	河原保育所一時保育(ひまわり)において、キャンセル待ちは生じたが、年間 2,923人が利用した	三山木保育所に一時保育を新設 希望者全員の受け入れ
		○低年齢児保育(産休明け児童の保育)	子育て支援	年間 8人	希望者全員の受け入れ

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
		○民間保育所（園）運営助成	子育て支援	3つの民間保育所（園）に運営補助金を交付	適正な運営補助の実施
5	病児・病後児保育事業	○病児・病後児保育事業 病気中や病気の回復期にあり家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施する事業	子育て支援	平成 25 年 5 月から順次病児保育事業を開始 病児保育 607 人 病後児保育 28 人 (平成 26 年度末で病児保育事業を 2 か所で実施済み)	希望者全員の受け入れ
6	幼稚園における預かり保育の充実	<b>拡充事業</b> ○市立幼稚園預かり保育事業 通常の教育時間の前後等に園児の保育を実施する事業	学校教育	8 園で延べ 8,100 人が利用した 1 日平均 8.3 人	市立幼稚園全園で実施時間を延長するとともに、夏休みなど長期休業期間中も実施

### 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
7	京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進	○京田辺市男女共同参画計画事業の推進 ○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ふれあい夢フェスタなど (再掲 1- (2) ) ○学習機会の充実 女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書などの貸出しなど (再掲 1- (2) ) ○市民リーダーの養成 京都府女性の船への参加補助、市民活動の支援 ○女性の相談室 一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲 2- (2) 、 2- (3) )	市民参画
8	事業所への啓発	○事業所への啓発の推進 ・母性保護についての啓発 ・父親の子育て参加など ・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発	社会福祉 産業振興

## 基本目標2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

### 施策目標（1）心身を健やかに育む子育て環境の充実

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。様々な遊び・体験を通して「生きる力」の基礎を養うとともに、また、子どもが自らの個性を生かし、たくましく心豊かに成長していくには、家庭教育や自己肯定感を養いながら安心して過ごせる環境が不可欠です。

学童期には、様々な人とかかわる中で自他を尊重し、また、自ら考え表現する体験を通し、成長していく機会を設けます。さらに、確かな学力を身につけ、個性を豊かにする教育を工夫していきます。

現代社会においては子どももストレスにさらされており、いじめや不登校に悩む子どもも少なくありません。子どもが安心して過ごせる環境をつくるために、保護者への相談体制を充実するとともに、子どもへの相談事業も実施します。

また、子育てを困難にしている要因として、経済的負担が挙げられます。経済的負担・不安から子どもの芽を摘むことのないよう、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

#### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成25年度実績	平成31年度目標
1	保育・教育活動施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所（園）、幼稚園、小・中学校など施設の計画的な改善</li> <li>○施設の維持管理及び公共施設における環境整備を計画的に行う</li> </ul>	教育総務 学校環境整備 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所（園） 田辺東幼稚園内に河原保育所分園を開設 三山木保育所建築工事に着手</li> <li>○小学校 全小学校（三山木小学校を除く）に空調設備を設置するための設計を行った 小学校空調設備設置工事に着手 三山木小学校増築事業に伴う造成工事を施工した</li> <li>○中学校 田辺中学校既設管理等耐震補強工事、大規模改修工事を施工（最終年度）し完成させた</li> </ul>	三山木小学校増築事業の完了

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
2	児童館事業の推進	○なかよしクラブ 各児童館：18 歳未満の小・中学生、高校生対象	子育て支援	延べ利用者数 15,082 人	延べ利用者数 16,000 人
3	子どもの居場所づくりの推進	○子どもの居場所づくりの推進 (再掲 3- (1) )	社会教育・スポーツ推進	新規 2 地域開設。42 区・自治会のうち 14 箇所継続実施	16 か所で実施
4	放課後子どもプランの充実	○放課後子どもプラン 児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々の世代間交流をねらいとして実施 (再掲 1- (3) )	社会教育・スポーツ推進	年間実施日数 83 日 野外活動センターと市内全 9 小学校で実施 子どもの参加延べ人数 3,687 人	9 か所で実施
5	コミュニティ・スクールの導入	<b>新規事業</b> ○コミュニティ・スクールの導入 地域や保護者の声を学校運営に直接反映するコミュニティ・スクール制度を導入する	学校教育	—	1 か所導入
6	豊かな人間性を育む教育の推進	○適応指導教室（ポットラック）の充実 (再掲 2- (3) )	学校教育	年間開室日数 202 人 通室延べ人数 339 人	継続実施
7	児童福祉施設などにおける相談の実施	<b>拡充事業</b> ○地域子育て支援センターなどでの子育て相談事業 (再掲 1- (2) 、2- (3) )	子育て支援	地域子育て支援センターなどでの子育て相談 電話 65 件 来所 305 件 事業内実施時 323 件	三山木保育所に地域子育て支援センターを新設

### 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
8	意見発表などの機会の充実	○「子どもの主張大会」の実施及び広報誌の発行	学校教育 社会教育・スポーツ推進 子育て支援

No	施策	取組内容	関係課
9	保育・教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育内容の充実（保育所（園））</li> <li>○家庭支援推進保育事業 家庭において特に配慮を要する保育所（園）児童に対する家庭を支援し、家庭支援推進保育士を設置</li> <li>○図書館活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書 の 充実</li> <li>・点字図書作成</li> <li>・手作りの本講習会など</li> <li>・移動図書館</li> <li>・障がいのある人への対面朗読 など</li> </ul> </li> <li>○地域子育てセミナーの開催支援（再掲 1-（2）、3-（1））</li> <li>○特色ある園づくり（幼稚園）</li> </ul>	<p>子育て支援 社会教育・スポーツ推進 学校教育</p>
10	学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特色ある学校づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・学校応援プロジェクト（学校改善）</li> <li>・社会人講師の活用（地域人材の活用）</li> <li>・総合的な学習の時間の充実</li> <li>・コミュニティ・スクールの導入（再掲 3-（1））</li> </ul> </li> <li>○進路指導の充実 職場体験学習</li> </ul>	<p>学校教育</p>
11	国際化・情報化などの社会の変化に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際理解教育の充実 A E T の活用</li> <li>○環境教育の充実</li> <li>○情報教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・I C T 環境の充実</li> <li>・コンピューター等の機器の充実</li> <li>・情報活用能力の育成</li> </ul> </li> </ul>	<p>学校教育</p>
12	民生児童委員・主任児童委員への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京田辺市民生児童委員協議会への活動費の助成 区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成（再掲 2-（2））</li> <li>○民生児童委員・主任児童委員による相談支援（再掲 1-（2）、2-（3））</li> </ul>	<p>社会福祉</p>

No	施策	取組内容	関係課
13	児童福祉施設などにおける相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所（園）における相談事業 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○児童館における相談事業 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○家庭児童相談室における相談事業 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン （再掲 1-（1）、1-（2）、2-（3））</li> <li>○10か月児発達相談 （再掲 1-（1）、1-（2）、2-（3））</li> <li>○2歳児発達相談 （再掲 1-（1）、1-（2）、2-（3））</li> <li>○発達相談員による発達相談 （再掲 1-（1）、1-（2）、2-（2）、2-（3））</li> <li>○転入時アンケート （再掲 1-（1）、1-（2）、2-（3））</li> <li>○相談体制の充実など <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員の研修、技能向上</li> <li>・相談対応に当たっての関係部署などとの連携強化など</li> </ul> </li> </ul>	子育て支援
14	学校などにおける相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園における相談事業 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○小・中学校での教育相談 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> </ul>	学校教育
15	子どもへの相談支援（カウンセラーなど専門家の支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館における相談事業 指導員と子どものふれあいの中での間接的な相談、手助け （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○家庭児童相談室における相談事業 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○小・中学校での教育相談 （再掲 1-（2）、2-（3））</li> <li>○小・中学校でのカウンセラーなど専門家による教育相談 臨床心理士など専門家による学校復帰や進学などに対する支援と保護者への相談体制の充実強化 （再掲 2-（3））</li> <li>○適応指導教室（ポットラック）の充実 （再掲 2-（3））</li> </ul>	子育て支援 学校教育

No	施策	取組内容	関係課
16	教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の資質の向上 (保育士・幼稚園教諭・小、中学校教職員) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・学校応援プロジェクト</li> <li>・各種研修会への参加</li> <li>・初任者研修など</li> <li>・幼保合同研修</li> <li>・保健研修</li> </ul> </li> <li>○指導体制の充実とそのための条件整備 個に応じたきめこまかな指導</li> </ul>	子育て支援 学校教育
17	幼稚園、保育所(園)と小学校の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童、保護者、教職員の交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会への招待</li> <li>・児童の交流</li> <li>・幼保合同研修</li> </ul> </li> </ul>	子育て支援 学校教育
18	小・中学校の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校の連携強化 小・中学校合同研修(授業参観、授業の指導方法の研究など)</li> </ul>	学校教育
19	各種スポーツ教室・大会などの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民総合体育大会など 市民総合体育大会、市民マラソン大会など</li> <li>○スポーツ教室など 少年スポーツ教室、各種水泳教室などの開催</li> <li>○健康体カづくり 京田辺市生涯スポーツフェスティバルなど</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
20	スポーツクラブなどの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツクラブなどの育成 京たなべ・同志社スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の育成</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
21	地域組織によるスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域スポーツ大会開催など <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リーダー研修会</li> <li>・スポーツリーダー研修会</li> <li>・水泳指導者研修会</li> </ul> </li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
22	社会体育施設の設備の充実など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会体育施設の設備の充実など</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
23	青少年関係団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種団体の育成・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・京田辺市子ども会</li> <li>・京田辺市青年団</li> <li>・京田辺市青少年問題連絡協議会</li> <li>・京田辺市PTA連絡協議会 など</li> </ul> </li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
24	自然の中での体験学習の充実(野外活動センターの運営の充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野外活動のつどい (再掲 3-(2))</li> <li>○子どもの日(野外活動に親しむ日)無料開放 (再掲 3-(2))</li> <li>○土曜わくわく体験教室 (再掲 3-(2))</li> <li>○夕涼みのつどい (再掲 3-(2))</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進

No	施策	取組内容	関係課
25	ふるさと体験学習の推進	○ふるさと体験学習 小学校区単位で体験学習委員会を設置し、年間 3~4 回の体験活動の機会を提供 (再掲 3- (1) )	社会教育・スポーツ推進
26	図書館事業の推進	○夏休み子どもフェスティバル 手づくり会、人形劇、映画会など ○おはなし会 (再掲 1- (1) ) ○図書館活動の充実	社会教育・スポーツ推進
27	国際交流の推進	○海外都市などとの友好交流 海外の子どもや留学生などとの交流 ○多文化交流の機会づくり・情報提供 ○国際交流体験の支援 ホームステイ受け入れや海外での交流体験などを支援する	市民参画
28	各種手当の支給による支援	○高等学校奨学金（府制度） 奨学金により支援を行う（生活保護・ひとり親・市民税非課税世帯） ○児童手当 ○児童扶養手当 (再掲 2- (2) ) ○母子家庭奨学金 府制度：広報、申請書配布、進達事務 (再掲 2- (2) ) ○交通遺児奨学金 府制度：広報、申請書配布 (再掲 2- (2) ) ○市特別児童福祉手当 (再掲 2- (2) ) ○特別児童扶養手当 国制度、府による認定・支給事務：市は進達事務 (再掲 2- (2) ) ○市心身障害児童特別手当 (再掲 2- (2) ) ○市特定心身障害等児童特別手当 (再掲 2- (2) )	子育て支援 社会福祉
29	子どもの医療費の助成	○子どもの医療費助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う (再掲 1- (1) )	子育て支援



No	施策	取組内容	関係課
30	保育・教育費用の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所（園）保育料の軽減（生活保護・ひとり親世帯など）</li> <li>○幼稚園保育料の軽減（生活保護・ひとり親世帯など）</li> <li>○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行費</li> <li>・就学援助費</li> <li>・特別支援教育就学奨励費</li> </ul> </li> <li>（再掲 2-（2））</li> <li>○留守家庭児童会負担金の減免</li> </ul>	子育て支援 学校教育 社会教育・スポーツ推進
31	養育医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育に必要な養育医療を給付する</li> </ul>	子育て支援
32	育成医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体に障がいのある児童に対して、指定自立支援医療機関において生活能力を得るために必要な育成医療を給付する</li> </ul>	障害福祉
33	中学校昼食提供事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭弁当を持参できない生徒のため、デリバリー方式による選択式注文弁当事業を導入</li> <li>安全・安心な食環境の充実を図る</li> </ul>	学校環境整備

## 施策目標（２）子どもの人権擁護の推進

子どもが健やかに成長するためには、すべての子どもがひとりの人間として尊重されることが必要です。特に、近年ではひとり親の増加や、発達に課題のある子ども、外国籍の子どもが増加していることから、様々な環境の人を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要となっています。

子どもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える理解づくりを進めます。

障がいがある人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、障がいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制の充実に努めます。

言語、文化などの違いにより子育てなどに不安を感じている外国人や、援護を要する帰国者の子どもと保護者も、安心して健康に本市で暮らせるよう、サポート体制を充実します。

### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
1	障がいがある児童の自立支援事業	<b>新規事業</b> ○支援ファイルを活用した継続的支援の実施 発達などに障がいがある児童の自立と社会参加に向けて、ライフステージを通して、医療・福祉・保健・教育・労働などの継続的支援の実施	学校教育 障害福祉 子育て支援	—	実施

### 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
2	人権意識の高揚	○人権問題研修会 ○わくわくワークショップ ○広報紙、啓発冊子などによる啓発 ○ヒューマン映画上映会	人権啓発推進

No	施策	取組内容	関係課
3	子どもの権利、児童福祉の理念の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童福祉週間」の実施</li> <li>○「子どもの権利条約」のホームページによる周知</li> <li>○「子どもの権利条約」のリーフレットによる啓発</li> </ul>	子育て支援
4	人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートフルフェスタ、幼児、小・中学生の作品展示など</li> <li>・人権に係る学習会</li> </ul> </li> <li>○価値観の違いを認める意識の醸成 保育所（園）・幼稚園・小、中学校</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進 子育て支援 学校教育
5	京田辺市障害福祉計画に係る事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種障がい福祉サービスの給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問系サービス</li> <li>・日中活動系サービス</li> <li>・居住系サービス</li> <li>・補装具費支給事業</li> <li>・日常生活用具給付事業</li> </ul> </li> <li>○地域生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・日中一時支援事業</li> </ul> </li> </ul>	障害福祉
6	京田辺市障害者基本計画に係る事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京田辺市障害者基本計画の基本目標に基づき実施</li> </ul>	障害福祉
7	自立支援医療給付事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援医療給付事業の推進 (再掲 1- (1) )</li> </ul>	障害福祉
8	各種手当などの支給による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別障害者手当</li> <li>○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行費</li> <li>・就学援助費</li> <li>・特別支援教育就学奨励費</li> </ul> </li> <li>(再掲 2- (1) )</li> <li>○市特別児童福祉手当 (再掲 2- (1) )</li> <li>○特別児童扶養手当 (国制度：府による認定・支給事務：市は進達事務) (再掲 2- (1) )</li> <li>○市心身障害児童特別手当 (再掲 2- (1) )</li> <li>○市特定心身障害等児童特別手当 (再掲 2- (1) )</li> </ul>	障害福祉 学校教育 子育て支援
9	発達相談員による発達相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達相談員による発達相談 (再掲 1- (1) 、1- (2) 、2- (1) 、2- (3) )</li> </ul>	子育て支援

No	施策	取組内容	関係課
10	障がい児保育・教育などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児保育の実施 保育所（園）での保育の必要がある障がいのある児童の受入れ</li> <li>○障がいのある児童の訪問 （再掲 1-（1））</li> <li>○児童デイサービス事業</li> <li>○サマースクール事業への支援</li> <li>○就学指導委員会活動の充実</li> <li>○特別支援教育の推進</li> </ul>	子育て支援 障害福祉 学校教育
11	学校施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設のバリアフリー化 小・中学校への障がいのある児童の受け入れに当たり、施設のバリアフリー化を図る</li> </ul>	学校環境整備
12	留守家庭児童会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○留守家庭児童会での障がいのある児童の受入れ</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
13	民生児童委員・主任児童委員への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京田辺市民生児童委員協議会への活動費の助成 区域担当委員・主任児童委員への活動費の助成 （再掲 2-（1））</li> </ul>	社会福祉
14	母子家庭医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭医療費助成事業 （再掲 1-（1））</li> </ul>	国保医療
15	ひとり親家庭の日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子自立支援員などによる、ひとり親家庭への相談支援</li> <li>○母子家庭日常生活支援事業 府制度</li> <li>○母子世帯府営住宅優先入居 府制度</li> </ul>	子育て支援
16	ひとり親家庭の各種手当の支給による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当 （再掲 2-（1））</li> <li>○母子家庭奨学金 府制度：広報・申請書配布・進達事務 （再掲 2-（1））</li> <li>○市特別児童福祉手当 （再掲 2-（1））</li> <li>○交通遺児奨学金 府制度：広報・申請書配布 （再掲 2-（1））</li> </ul>	子育て支援
17	ひとり親家庭の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭新入学児童を祝い励ます会の開催</li> <li>○京田辺母子会活動の支援 母子家庭交流事業支援など</li> </ul>	子育て支援
18	母子家庭の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>○自立支援教育訓練給付事業</li> </ul>	子育て支援

No	施策	取組内容	関係課
19	女性相談	○女性の相談室 一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲 1- (3)、2- (3))	市民参画
20	世界に開かれたまちづくりの推進	○サポート体制の充実 (市内在住外国人などへの情報提供など)	市民参画

## 施策目標（3）子どもの虐待防止対策の充実

全国的にみても、児童虐待は相談件数も増加し、内容も複雑・困難化するなど、ますます深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもへの身体への影響だけではなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待により生じるであろう、こころの傷、愛着障がい、非行などを防ぎ、児童のよりよい養育環境で育っていただけるように、家庭に対するきめ細やかな支援や関係機関との連携が求められ、京田辺市要保護児童対策地域協議会を核としたネットワークの強化に努めます。

また、虐待を未然に防止するため、子どもを見守る関係機関による相談体制を充実するとともに市民や、関係機関にむけての、講演会や研修など啓発活動により虐待に関する知識を深め、虐待の防止に努めます。

### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
1	要保護児童対策地域協議会の機能強化	○代表者会議の開催 ・児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、児童及び妊婦の早期発見及び適切な支援を図る ・児童虐待防止の啓発	子育て支援	年間 2 回開催	年間 2 回開催
		○実務者会議の開催 要保護児童対策地域協議会において関係機関が定期的に児童及び妊婦の進行管理を行う	子育て支援	年間 5 回開催	年間 5 回開催
		○個別ケース検討会議の開催 要保護児童対策地域協議会において関係機関が随時、情報交換、支援内容の協議など	子育て支援	個別ケース検討会議 延べ 46 回	随時

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度 目標
		○他機関との連携による見守り体制の強化 要保護児童対策地域協議会にて進行管理をしている児童・妊婦などについて関係機関と定期的に情報共有を実施し、見守りのネットワークを強化する	子育て支援	保育所（園）、幼稚園、小中学校との定期的な情報提供の実施（要保護児童・要支援児童・特定妊婦）	定期的（1回/月）な情報提供の実施（本市内外）
2	地域子育て支援センターなどでの相談	<b>拡充事業</b> ○地域子育て支援センターなどでの子育て相談事業（再掲 1-（2）、2-（1））	子育て支援	地域子育て支援センターなどでの子育て相談電話 65 件 来所 305 件 事業内実施時 323 件	三山木保育所に地域子育て支援センターを新設
3	保健師などによる訪問	○こんにちは赤ちゃん訪問事業（再掲 1-（1））	子育て支援	対象児：565 人 訪問数：520 人（里帰りによる他市に依頼含む） 訪問率：92.0%	訪問率 100%
		○養育支援訪問事業（再掲 1-（1））	子育て支援	95 件（実訪問件数）	対象者全員に実施
4	子育て短期支援事業	○保護者が疾病、疲労その他の身体的若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や緊急避難として一時的に児童を養育・保護を行う為の短期間の施設での預かり事業	子育て支援	平成 25 年 4 月からの実施 委託先（児童養護施設及び乳児院「大和の家」、児童養護施設「桃山学園」）に委託契約 利用日数：19 日	希望者全員の受け入れ
5	学校における相談	○適応指導教室（ポットラック）の充実（再掲 2-（1））	学校教育	年間開室日数 202 人 通室延べ人数 339 人	継続実施

## 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
6	各種健診における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3か月児健康診査 (再掲 1- (1) )</li> <li>○1歳6か月児健康診査 (再掲 1- (1) )</li> <li>○3歳6か月児健康診査 (再掲 1- (1) )</li> </ul>	子育て支援
7	各種発達相談などにおける相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン (再掲 1- (1) 、1- (2) 、2- (1) )</li> <li>○10か月児発達相談 (再掲 1- (1) 、1- (2) 、2- (1) )</li> <li>○2歳児発達相談 (再掲 1- (1) 、1- (2) 、2- (1) )</li> <li>○発達相談員による発達相談 (再掲 1- (1) 、1- (2) 、2- (1) 、2- (2) )</li> <li>○転入時アンケート (再掲 1- (1) 、1- (2) 、2- (1) )</li> <li>○妊婦アンケート(ハイリスク妊婦の早期発見) (再掲 1- (1) )</li> </ul>	子育て支援
8	家庭児童相談室での相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭児童相談室における相談事業 (再掲 1- (2) 、2- (1) )</li> </ul>	子育て支援
9	保育所(園)における相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所(園)における相談事業 (再掲 1- (2) 、2- (1) )</li> </ul>	子育て支援
10	児童館における相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館における相談事業 (再掲 1- (2) 、2- (1) )</li> </ul>	子育て支援
11	幼稚園における相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園における相談事業 (再掲 1- (2) 、2- (1) )</li> </ul>	学校教育
12	学校における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校での教育相談 (再掲 1- (2) 、2- (1) )</li> <li>○小・中学校でのカウンセラーなど専門家による教育相談 臨床心理士など専門家による学校復帰や進学などに対する支援と保護者への相談体制の充実強化 (再掲 2- (1) )</li> </ul>	学校教育
13	民生児童委員・主任児童委員による相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員・主任児童委員による相談支援 (再掲 1- (2) 、2- (1) )</li> </ul>	社会福祉



No	施策	取組内容	関係課
14	女性相談	○女性の相談室 一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲 1- (3)、2- (2))	市民参画
15	保健師などによる訪問	○幼稚園、保育所(園)への訪問	子育て支援
16	家庭相談員による訪問	○妊婦への訪問 ○要保護児童家庭などへの訪問 ○施設退所後のフォロー訪問	子育て支援
17	ヘルパーによる訪問	○児童虐待が懸念される家庭に対し、児童の安全確保や虐待の悪化を防ぐ為にヘルパーを派遣し、家事・育児などの支援を行う	子育て支援
18	児童虐待防止啓発事業	○啓発事業 ・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発 ・広報紙やホームページによる啓発 ・リーフレット、子育て相談カードデザイン公募・作成・配布 (再掲 1- (2)) ○講演会 子育て講演会の開催 (再掲 1- (2)) ○研修会などの実施 ・子どもにかかわる関係機関への研修会の実施 ・民生児童委員、学生など地域での虐待防止のための活動支援(学生によるオレンジリボンキャンペーン、子育てサロンへの遊び提供) (再掲 1- (2))	子育て支援

## 基本目標 3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

### 施策目標（1）地域における子育て支援の推進

子どもが乳幼児期から社会性を獲得し、心ゆたかにたくましく成長するためには、地域の様々な人とのふれあいが不可欠です。地域社会全体での子育てを推進するため、地域の人材活用や参加支援体制の充実を図ります。

子ども同士の交流、親同士の交流のために、子どもの居場所の提供や育児サークルの活動を支援します。多年代での交流のためには、保育所（園）児童の福祉施設訪問などを行ないます。

また、幼稚園・保育所（園）も地域での子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを行ない、地域における子育て支援を推進します。

#### 重点事業

No	施策	取組内容	関係課	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標
1	子どもの居場所づくりの推進	○子どもの居場所づくりの推進 (再掲 2-(1))	社会教育・スポーツ推進	新規 2 地域開設。42 区・自治会のうち 14 箇所継続実施	16 箇所実施

No	施策	取組内容	関係課	25年度実績	31年度目標
2	仲間づくりの支援	○子育てサロン	社会福祉	親同士、子同士の気軽な交流の場として、各地域で実施されている子育て支援事業に対する民生委員・児童委員の活動を支援した	活動支援の継続
		○児童館事業の充実	子育て支援	・ふれあい広場 延べ利用者数（保護者含む） 田辺児童館 101人 普賢寺児童館 427人 大住児童館 12,163人 合計 12,691人 ・親子教室 延べ利用者数（保護者を含む） 普賢寺児童館 5,909人 大住児童館 3,518人 南山こどもセンター 902人 合計 10,329人	延べ利用者数（保護者含む） 田辺児童館 100人 普賢寺児童館 7,200人 大住児童館 16,000人 南山こどもセンター 1,700人 合計 25,000人
		<b>拡充事業</b> ○地域子育て支援拠点事業	子育て支援	地域子育て支援センター（河原保育所・大住保育園） 8,150人 子育てひろば「てふてふ」 9,904人	三山木保育所に地域子育て支援センターを新設

### 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
3	生涯学習人材バンク	○生涯学習事業保育ボランティア事業 市民の生涯学習事業支援のための人材派遣・斡旋	社会教育・スポーツ推進
4	地域子育てセミナーの開催支援	○地域子育てセミナーの開催支援 (再掲 1-(2)、2-(1))	社会教育・スポーツ推進

No	施策	取組内容	関係課
5	ふるさと体験学習の推進	○ふるさと体験学習 小学校区単位で体験学習委員会を設置し、年間3~4回の体験活動の機会を提供 (再掲 2- (1)、3- (2))	社会教育・スポーツ推進
6	高齢者などとの交流の推進	○大住ふれあいセンターでの交流事業の推進 ○保育所(園)地域活動事業 世代間交流事業(保育所(園)児童の老人福祉施設などへの訪問活動など)	子育て支援 高齢介護
7	子ども会育成事業の推進	○子ども会育成事業 地域子ども会の育成と支援	社会教育・スポーツ推進
8	市民活動の支援	○市民団体の活動助成 ○市民活動に関する講座	市民参画
9	仲間づくりの支援	○親子なかよし学級(幼稚園) ○園庭開放(保育所(園))	学校教育 子育て支援
10	育児サークルの支援	○子育てサークルの支援 サークルリーダー交流会 ○保健師などの派遣 ○えびろんママの派遣 ○活動場所の提供など(児童館、地域子育て支援センターなど)	子育て支援
11	地域に開かれた保育事業の推進	○保育所(園)地域活動事業 ・保育所(園)体験事業(園庭開放) ・育児講座 ・世代間交流事業	子育て支援
12	学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進	○特色ある学校づくり ・子ども・学校応援プロジェクト(学校改善) ・社会人講師の活用(地域人材の活用) ・総合的な学習の時間の充実 ・コミュニティ・スクールの導入 (再掲 2- (1))	学校教育
13	子ども・子育て支援計画に係る事業の推進	○市子ども・子育て会議の開催 市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理	子育て支援

## 施策目標（2）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

本市は、木津川や甘南備山をはじめとする水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。その豊かな自然環境や歴史風土の中で子どもたちが伸び伸びと成長し、また、自然の恵みに感謝する心を育てるため、自然体験活動などを行ないます。

普段の遊びでも、子どもが自由に、また、安全に過ごすことができる遊び場を身近に確保するため、子どもにとって魅力のある公園や緑地の整備などを進めます。

近年では子どもが被害にあう事件も起こっていることから、子どもの安全・安心を図るべく、関係機関などとの連携・協力体制の下、交通安全や防犯対策など、関連事業を総合的に推進します。

また、誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。人にやさしいまちをめざして、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方による施設整備や道路の整備を推進します。

### 実施事業

No	施策	取組内容	関係課
1	自然体験活動などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然体験活動 新甘南備山生活環境保全林の活用など</li> <li>○野外活動のつどい (再掲 2- (1) )</li> <li>○子どもの日(野外活動に親しむ日) 無料開放 (再掲 2- (1) )</li> <li>○土曜わくわく体験教室 (再掲 2- (1) )</li> <li>○夕涼みのつどい (再掲 2- (1) )</li> <li>○学校・園での野外体験活動</li> </ul>	農政 社会教育・スポーツ推進 学校教育
2	ふるさと体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさと体験学習 小学校区単位で体験学習委員会を設置し、年間3～4回の体験活動の機会を提供 (再掲 2- (1) 、3- (1) )</li> </ul>	社会教育・スポーツ推進
3	京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援</li> <li>○美化意識向上のための啓発 市民一斉清掃の推進など</li> <li>○環境フェスタ</li> <li>○地球温暖化防止活動の促進</li> </ul>	環境

No	施策	取組内容	関係課
4	水と緑のネットワークの推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路ネットワーク化	施設整備
5	緑化の推進	○誕生記念樹配布 ○市民記念植樹祭	施設管理
6	循環型社会の構築	○ごみの分別収集の徹底 ごみ収集カレンダー、広報紙、ホームページなどにより告知し、ごみの分別を周知徹底	清掃衛生
		○家庭生ごみ自家処理容器など設置費補助 家庭から排出される生ごみを自家処理してもらうことによりごみの減量化を図る。購入金額に対して補助金交付	
6	循環型社会の構築	○再生資源集団回収事業補助 家庭から排出されるごみの内、再生できるごみをリサイクルしてもらうことにより、ごみの減量化を図る。リサイクル量に応じて補助金交付	清掃衛生
		○教室・講座 ごみの減量化施策、情報などについての講演など ○市民団体「京田辺エコパークかんなび」の支援 京田辺エコパークかんなびを支援することにより、「3R」推進に取り組む ① リデュース (Reduce) ごみ減量 ② リユース (Reuse) 不要品の再利用 ③ リサイクル (Recycle) ごみ再利用	
7	本市の文化を次世代に受け継ぐ事業の推進	○京田辺市文化振興計画の策定 ○文化財の保護及び市民への情報提供など	教育総務 社会教育・スポーツ推進
8	体育館・運動施設の開放	○スポーツに親しむ日	社会教育・スポーツ推進
9	公園の新設、整備など	○近隣公園の整備 ○街区公園の整備 ○公園里親制度（アダプト制度）の普及 ○公園遊具の安全点検の推進	施設整備 施設管理
10	施設の安全対策	○耐震診断士派遣事業 ○市営住宅の耐震補強工事 ○民間木造住宅の耐震改修工事などの補助	開発指導
11	登下校時の安全対策	○登下校時の安全対策 緊急用の笛の配布、自転車通学用ヘルメットの貸与	学校環境整備
12	地域の防犯パトロール支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会防犯パトロール支援	社会教育・スポーツ推進

No	施策	取組内容	関係課
13	道路整備	○準幹線道路の整備	施設整備
14	子ども緊急避難場所などの指定	○子ども緊急避難場所などの指定 商店などを活用した子ども緊急避難場所などの指定	安心まちづくり
15	地域での防犯対策の充実	○防犯灯の設置など ○地域防犯体制の育成 地域の防犯活動の芽を育成し、交流とネットワーク化の構築	安心まちづくり
16	交通安全対策の充実	○交通安全施設の設置及び管理	施設管理
17	防災対策の推進	○災害時の要配慮者対策の推進 市防災計画において、災害の影響を受けやすい乳幼児・妊産婦などへの支援・救助体制を整備 ○消防団員育成・強化事業	安心まちづくり 消防総務
18	安心・安全教育の推進	○子どもの事故防止など救急対応に係わる健康教育の実施及び救急処置に係わるパンフレットの発行 (再掲 1- (1) 、1- (2) ) ○市民への応急手当の普及 (再掲 1- (1) 、1- (2) )	子育て支援 警防
19	有害環境対策の推進	○地域環境浄化活動の推進 京都府社会環境浄化推進員	子育て支援
20	京田辺市バリアフリー基本構想の実施	○鉄道駅、道路、公園、駐車場など、公共施設のバリアフリー化 既存都市施設や公共施設のバリアフリー化を計画	計画交通
21	福祉のまちづくりの推進	○道路整備 市道補修の際は、子どもやベビーカーに配慮し、必要な箇所に段差の解消、細目グレーチングの使用、危険箇所の転落防止柵の設置	施設整備 施設管理
22	社会体育活動事業	○スポーツ推進員によるニュースポーツ教室	社会教育・スポーツ推進



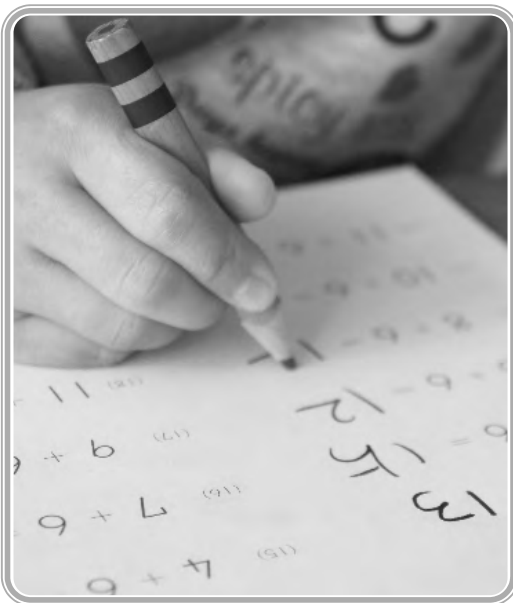


## 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の

## 見込みと確保方策並びに放課後子ども総合プラン

## に基づく取組

### 1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、自治体は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の实情に依りて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

本市では、これまで行政のまちづくり計画は、北部地域、中部地域、南部地域の3地域を基本としていることが多くなっていますが、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえ、教育・保育提供区域を3つに分けて計画策定することは地域間の偏りが大きく、確保の方策を策定する上で無理が生じることから、教育・保育提供区域を1区域（全市域）とします。

## 2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

#### 【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所（園）は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所（園）の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。

#### 【現状】

本市では、平成 25 年時点で、保育所（園）は公立保育所が 4 園、私立保育園が 3 園あり、幼稚園は公立幼稚園が 8 園、私立幼稚園が 2 園あります。それぞれの施設が本市の就学前子どもたちの健やかな成長を支えています。

		平成 26 年度（5 月 1 日現在）				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
児童数		940 人	696 人	410 人	51 人	
入所者数		940 人	1,157 人			
充足率		58.8%	101.5%			
定員	幼稚園	1,598 人	—			
	認可保育所	—	1,145 人			
	認定こども園	—	—			
	認可外保育所	—	—			

※ 児童数には市外在住者を含む。

【今後の方向性】

既存の利用施設などでニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において待機児童を生じさせないよう努めていきます。

特に0～2歳児においては、母親の就労状況などで保育ニーズが発生する可能性があることから、確保に当たっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、弾力的な受入などによる確保を図ります。

また、3歳児以上において、2号認定の児童として幼稚園へ通園する子どもが一定数見込まれる調査結果となっているため、市立幼稚園の預かり保育を拡充し対応します。

なお、認定こども園については、今後の保育ニーズの動向を踏まえ、引き続き検討を行います。

(2) 平成27年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容 ●●●●●

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,227人		1,304人	557人	
ニーズ量の見込み		1,328人	192人	691人	459人	116人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)	1,150人	694人	459人	116人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	378人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	0人	0人	0人	
認可外保育施設		—	0人	0人	0人	
提供量合計		1,528人	694人	459人	116人	
過不足分(提供量－ニーズ量)		8人	3人	0人	0人	

※ 「確認を受けない幼稚園」は、新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,314 人		1,282 人	555 人	
ニーズ量の見込み		1,380 人	199 人	718 人	451 人	116 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所 (園)	1,150 人	724 人	451 人	116 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	430 人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	0 人	0 人	0 人	
認可外保育施設		—	0 人	0 人	0 人	
提供量合計		1,580 人	724 人	451 人	116 人	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		1 人	6 人	0 人	0 人	

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,326 人		1,273 人	550 人	
ニーズ量の見込み		1,387 人	200 人	721 人	448 人	115 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所 (園)	1,150 人	724 人	448 人	115 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	437 人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	0 人	0 人	0 人	
認可外保育施設		—	0 人	0 人	0 人	
提供量合計		1,587 人	724 人	448 人	115 人	
過不足分 (提供量 - ニーズ量)		0 人	3 人	0 人	0 人	

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込み  
と確保方策並びに放課後子ども総合プランに基づく取組

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,262人		1,260人	546人	
ニーズ量の見込み		1,349人	195人	702人	444人	114人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)	1,150人	704人	444人	114人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	399人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	0人	0人	0人	
認可外保育施設		—	0人	0人	0人	
提供量合計		1,549人	704人	444人	114人	
過不足分(提供量-ニーズ量)		5人	2人	0人	0人	

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,235人		1,249人	541人	
ニーズ量の見込み		1,332人	193人	693人	440人	113人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)	1,150人	703人	440人	113人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	382人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居 宅訪問型、事業所内 保育	—	0人	0人	0人	
認可外保育施設		—	0人	0人	0人	
提供量合計		1,532人	703人	440人	113人	
過不足分(提供量-ニーズ量)		7人	11人	0人	0人	

### 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 時間外保育事業

##### 【事業概要】

保護者の就労形態の多様化などにより、18時以降も保育を必要とする児童に対し、時間外保育を実施します。

##### 【現状】

市内認可保育所（園）の全7か所で実施しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	379人	405人	384人	413人	409人
実施箇所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

##### 【今後の方向性】

新制度では、18時台の保育終了時間希望の保護者には、時間外保育で対応するように確保していくものとし、供給体制も可能と考えています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	377人	383人	382人	375人	371人
実施箇所数 (確保方策)	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
提供量	377人	383人	382人	375人	371人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

## (2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） ●●●●●●●●●●

### 【事業概要】

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中にも実施しています。

### 【現状】

保護者の希望により小学校1～4年生の児童を入会させ、放課後における児童の健全育成を行っています。

利用者の内訳をみると、低学年になるほど利用者数が多くなっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定 員 数	590 人	670 人	670 人	670 人	670 人
登 録 児 童 数	464 人	502 人	547 人	541 人	555 人
ク ラ ス 数	12 クラス	15 クラス	15 クラス	15 クラス	15 クラス

各年度 5 月 1 日現在

### 【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校1～6年生を対象に実施することとされており、潜在ニーズがうかがえます。

職員、利用定員、設備などについての新基準のもと、対象学年を小学6年生まで拡大します。提供量については利用者の動向をみながら、学校施設の活用などにより、定員を増やしていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 ( 1 ～ 4 年 )	674 人	676 人	677 人	681 人	682 人
ニ ー ズ 量 ( 5 ～ 6 年 )	106 人	106 人	113 人	119 人	121 人
計	780 人	782 人	790 人	800 人	803 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提 供 量	820 人	820 人	820 人	820 人	820 人
過 不 足 ( 提供量－ニーズ量 )	40 人	38 人	30 人	20 人	17 人

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●●●●●●●●●●

#### 【事業概要】

保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間養育または保護を行う事業です。

#### 【現状】

平成 25 年度から、市が委託する乳児院及び児童養護施設で実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	—	—	—	—	19 人
実 施 箇 所 数	—	—	—	—	2 か所

#### 【今後の方向性】

平成 25 年度から実施した事業であり、実績傾向は出ていませんが、今後も対応していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提 供 量	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



## (4) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

在宅の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

2か所の地域子育て支援センター、1か所の子育てひろばで実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	4,120 人	9,836 人	15,165 人	15,857 人	18,054 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

### 【今後の方向性】

平成 27 年度、南部地域に地域子育て支援センターを新設します。

地域子育て支援センターで実施する事業について、希望どおりに参加できるように、事業数を増やします。

既存の保育所（園）、幼稚園で引き続き園庭開放事業を実施し、子育て支援の場として提供します。

引き続き、児童館などを子育て支援の場として事業を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	68,293 人	67,412 人	66,899 人	66,275 人	65,688 人
実施箇所数 (確保方策)	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提供量	69,200 人	69,200 人	69,200 人	69,200 人	69,200 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	907 人	1,788 人	2,301 人	2,925 人	3,512 人

## (5) 幼稚園における一時預かり事業

### 【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、園児を保育する事業です。

### 【現状】

現在は、市立幼稚園8園で実施しており、利用者数も増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	2,956 人	3,294 人	4,271 人	5,529 人	8,100 人
実 施 箇 所 数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

### 【今後の方向性】

一時預かり事業は幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるので、新制度のもと、市立幼稚園全園で預かり保育の実施日・時間を拡充するなど、供給体制の充実を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定 による利用)	15,438 人	16,041 人	16,124 人	15,680 人	15,493 人
ニーズ量(2号認定 による利用)	8,127 人	8,444 人	8,488 人	8,254 人	8,156 人
計	23,565 人	24,485 人	24,612 人	23,934 人	23,649 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提 供 量	67,200 人	67,200 人	67,200 人	67,200 人	67,200 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニーズ量 )	43,635 人	42,715 人	42,588 人	43,266 人	43,551 人

※ 私立幼稚園で実施している預かり保育は除きます。

## (6) 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業 ●●●

### 【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）で一時的に預かる（保育）事業です。

### 【現状】

河原保育所で一時預かり（保育）事業を実施しています。

また、ファミリー・サポート・センターの事業として、子どもを預かっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	2,694 人	3,304 人	3,208 人	3,365 人	3,879 人
実 施 箇 所 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### 【今後の方向性】

南部地域に一時預かり（保育）事業ができる保育所（園）を新設します。これにより、利用定員が倍増されることから提供量がニーズ量を下回らないので、希望者全員の受入を行います。

あわせて、引き続き、ファミリー・サポート・センターでの受け入れも行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	6,505 人	6,421 人	6,372 人	6,313 人	6,257 人
実 施 箇 所 数 （ 確 保 方 策 ）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提 供 量	保育所（園）	7,500 人	7,500 人	7,500 人	7,500 人
	ファミリー・サポート・センター	1,100 人	1,100 人	1,100 人	1,100 人
過 不 足 （ 提 供 量 - ニーズ量 ）	2,095 人	2,179 人	2,228 人	2,287 人	2,343 人

※ 保育所（園）における年間最大受入者数：15 人×2 か所×250 日＝7,500 人

## (7) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所（園）・医療機関などに付設された専用スペースなどで看護師などが一時的に保育する事業です。

### 【現状】

以前は、病後児保育のみの実施でしたが、平成 25 年 5 月と平成 27 年 1 月に、新たに病児・病後児保育施設を開設しました。（計 2 か所）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	18 人	12 人	49 人	66 人	635 人

### 【今後の方向性】

現在の提供量はニーズ量を上回っているため、引き続き、事業を実施します。

受け入れ対象年齢は、放課後児童健全育成事業の利用対象学年の拡大と連動して保護者の就労支援の観点から「小学 4 年生」から「小学 6 年生」に引き上げます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 ( 就 学 前 )	305 人	310 人	309 人	303 人	300 人
ニ ー ズ 量 ( 小 学 生 )	912 人	922 人	949 人	985 人	996 人
計	1,217 人	1,232 人	1,258 人	1,288 人	1,296 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提 供 量	2,880 人	2,880 人	2,880 人	2,880 人	2,880 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	1,663 人	1,648 人	1,622 人	1,592 人	1,584 人

※ 年間最大受入者数：12 人×240 日＝2,880 人

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ●●●●

### 【事業概要】

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【現状】

現在、平成 22 年度に比べ、おねがい会員、まかせて会員、どっちも会員ともに着実に増えています。地域における援助活動が図られています。ただし、まかせて会員は微増な状況が続いています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
おねがい会員	269 人	255 人	274 人	289 人	306 人
まかせて会員	89 人	94 人	100 人	103 人	102 人
どっちも会員	39 人	29 人	27 人	28 人	34 人

### 【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続してまかせて会員の登録会・講習会の開催や、会員の定着を図るための研修会や交流会・説明会を実施するなど PR に努め、まかせて会員の増を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	2,581 人	2,594 人	2,659 人	2,756 人	2,805 人
提供量	4,188 人	4,156 人	4,202 人	4,346 人	4,491 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	1,607 人	1,562 人	1,543 人	1,590 人	1,686 人

## (9) 利用者支援事業

### 【事業概要】

子どもまたはその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

### 【現状】

現状は実施していませんが、新規で取り組みます。

### 【今後の方向性】

子ども及びその保護者など、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業計画などを円滑に利用できるよう、利用者支援事業を行います。

情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

## (10) 妊婦に対する健康診査

### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【現状】

妊娠届を提出した方に母子健康手帳とともに妊娠健康診査受診票（14回）と超音波検査受診票（1回）を交付し、健康診査費用の一部を助成しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健診受診票 交 付 者	633 人	658 人	610 人	617 人	633 人

### 【今後の方向性】

今後も引き続き、母子健康手帳に「妊婦健康診査公費負担受診券または助成」を添付し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	613 人	611 人	605 人	601 人	595 人
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のとおり、京都府医師会及び大阪府医師会の医療機関並びに京都府助産師会の助産所と契約を行う</li> <li>・上記以外の医療機関においては、引き続き助成事業を実施する</li> <li>・検査項目については、現状及び国の方向性に沿って実施する</li> </ul>				

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を目的に生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、養育環境などを把握する事業です。

### 【現状】

すべての乳児家庭を生後4か月までに保健師または助産師などが訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認及び、子育て情報の提供を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対 象 者 数	579 人	560 人	580 人	590 人	565 人
乳 児 家 庭 全 戸 訪 問 事 業	455 人	522 件	538 件	528 件	520 件
訪 問 率	78.6%	93.2%	92.8%	89.5%	92.0%

### 【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問（訪問率＝100%）に努めます。

相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	557 件	555 件	550 件	546 件	541 件
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	引き続き「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続して実施する				



## (12) 養育支援訪問事業など

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問して養育に関する指導・助言などを行う事業です。

### 【現状】

乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師や家庭相談員による訪問、育児支援ヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	48 件	42 件	63 件	86 件	95 件

### 【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努め、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	103 件	103 件	102 件	101 件	100 件
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	必要に応じて家庭児童相談室と連携し、養育支援訪問を実施する				

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### 【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

### 【現状】

実施していません。

### 【今後の方向性】

事業の導入について、国や府の動向を踏まえるとともに、必要に応じて今後の事業実施について検討していきます。

## (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

### 【事業概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所（園）、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

### 【現状】

実施していません。

### 【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入希望があった場合には、事業の導入の必要性について検討していきます。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに幼稚園及び認可保育所（園）と小学校などとの連携を推進します。
- ・幼児教育と子育て支援の更なる充実に向け「幼児教育及び子育て支援検討会議」の充実を図ります。

## 5 放課後子ども総合プランに基づく取組

### 【事業概要】

いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室（放課後子どもプラン）の計画的な整備等を進めることを目的に、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。同プランに基づき、留守家庭児童会と放課後子どもプランの連携を進めていきます。

### ※「一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室」とは

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。

### 【現状】

放課後子どもプランについては、市内9小学校区全てで実施しており、うち8小学校区で留守家庭児童会を同一敷地内で実施しています。

また、放課後子どもプランには、留守家庭児童会に入会している児童も自由に参加でき、放課後子どもプランのボランティアと留守家庭児童会の支援員が協力して児童の活動の充実と安全確保に取り組んでいます。

## 【今後の方向性】

放課後における児童の多様なニーズに対応するため、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を次のとおり推進します。

項 目	内 容
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の平成31年度に達成されるべき目標事業量	※第5章3(2)に記載
一体型の放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)の平成31年度に達成されるべき目標事業量	8か所
放課後子供教室(放課後子どもプラン)の平成31年度までの整備計画	10か所
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)の一体的な、又は連携した実施に関する具体的な方策	両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子供教室(放課後子どもプラン)の内容・実施日等について協議します
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)への活用に関する具体的な方策	特別教室等の学校施設の活用を図ります
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)及び放課後子供教室(放課後子どもプラン)の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会において一元的に所管します
地域の実情に応じた放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の開所時間の延長に係る取組等	放課後児童クラブ(留守家庭児童会)における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。また、高齢者等の地域の人材活用や地域の実情に応じた効果的・効率的な運営に取り組みます

## 1 施策の実施状況の点検



計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「京田辺市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを考慮しながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

## 2 国・府などとの連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携します。



## 資料編

### 1 京田辺市子ども・子育て会議設置条例

京田辺市条例9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 会議の委員は、非常勤とし、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、京田辺市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところによる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成25年6月28日）から施行する。



## 2 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 12 月 25 日	平成 25 年度 第 1 回 京田辺市子ども・子育て会議 (1) 京田辺市子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュール (4) アンケート調査について (5) その他
平成 26 年 2 月 3 日	平成 25 年度 第 2 回 京田辺市子ども・子育て会議 (1) 京田辺市子ども・子育て支援に係るニーズ調査について (2) 京田辺市の子ども・子育てをめぐる現状について (3) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画について (4) その他
平成 26 年 2 月 10 日 ～ 2 月 26 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 就学前児童の保護者アンケート 配布 1,500 通 回収 1,024 通 回収率 68.3% 小学生の保護者アンケート 配布 1,500 通 回収 1,032 通 回収率 68.8%
平成 26 年 3 月 28 日	平成 25 年度 第 3 回 京田辺市子ども・子育て会議 (1) 京田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について (2) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画の目次構成案に基づく策定方針について (3) 教育・保育提供区域の設定について (4) 子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査の実施について (5) その他
平成 26 年 4 月 16 日 ～ 4 月 30 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査（妊婦調査）実施 配布 325 通 回収 203 通 回収率 62.5%
平成 26 年 5 月 12 日	平成 26 年度 第 1 回 京田辺市子ども・子育て会議 (1) 京田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について (2) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について (3) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査の実施について (4) その他
平成 26 年 6 月 23 日	平成 26 年度 第 2 回 京田辺市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子育て支援に関する「量の見込み」と「確保方策の方向性」について (3) その他

開催日	審議内容等
平成 26 年 7 月 22 日 ～平成 26 年 8 月 15 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査（子育て担い手調査）実施 配布 186 通 回収 168 通 回収率 90.3%
平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年度 第 3 回 京田辺市子ども・子育て会議 （１）子ども・子育て支援新制度の実施に係る条例について（法令により条例制定が義務付けられているもの） （２）京田辺市次世代育成支援行動計画に係る成果と課題について （３）京田辺市子ども・子育て支援事業計画で策定する内容について （４）京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について
平成 26 年 9 月 26 日	平成 26 年度 第 4 回 京田辺市子ども・子育て会議 （１）教育・保育提供区域の設定について （２）子育て支援に関する「量の見込み」と「確保方策の方向性」について （３）京田辺市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】（第 1 章・第 2 章）について
平成 26 年 10 月 31 日	平成 26 年度 第 5 回 京田辺市子ども・子育て会議 （１）保育の必要性に係る基準等について （２）京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について （３）京田辺市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】（第 1 章・第 2 章）の意見とその対応について （４）京田辺市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】（第 3 章～第 6 章）について
平成 26 年 12 月 19 日	平成 26 年度 第 6 回 京田辺市子ども・子育て会議 （１）京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について （２）京田辺市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】（第 3 章～第 6 章）の意見とその対応について （３）京田辺市次世代育成支援行動計画（後期）に係る成果と課題について（平成 25 年度） （４）京田辺市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 12 月 26 日 ～平成 27 年 1 月 26 日	京田辺市子ども・子育て支援事業計画（素案）に係るパブリックコメントを実施
平成 27 年 1 月 30 日	平成 26 年度 第 7 回 京田辺市子ども・子育て会議 （１）京田辺市子ども・子育て支援事業計画（素案）について （２）その他

## 3 京田辺市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

氏名	推薦団体	備考
塘 利枝子	学識経験者（同志社女子大学）	会長
小島 秀規	京田辺医師会	副会長
野口 千尋	学生（同志社女子大学）	
島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会	
能塚 隆裕	京都府山城北保健所	平成 26 年 5 月 29 日まで
藤崎 美貴子		平成 26 年 5 月 30 日から
石塚 宏亘	京都府田辺警察署	平成 26 年 3 月 10 日まで
周防 尚樹		平成 26 年 3 月 11 日から
高野 保代	京田辺市 P T A 連絡協議会（幼稚園 PTA）	平成 26 年 5 月 29 日まで
細見 春菜		平成 26 年 5 月 30 日から
安徳 清孝	京田辺市 P T A 連絡協議会（小学校 PTA）	平成 26 年 5 月 29 日まで
石橋 志穂		平成 26 年 5 月 30 日から
藤本 妙子	京田辺市 P T A 連絡協議会（中学校 PTA）	平成 26 年 5 月 30 日から
松村 多佳子	京田辺市幼稚園園長会（幼稚園長）	
河村 豊和	京田辺市小中学校校長会（中学校長）	平成 26 年 4 月 29 日まで
村中 三千代	京田辺市小中学校校長会（小学校長）	平成 26 年 4 月 30 日から
姫野 正子	京田辺市小中学校教員（養護教諭）	平成 26 年 4 月 29 日まで
宮崎 晴美		平成 26 年 4 月 30 日から
久保 美希	京田辺市保育所保護者会	平成 26 年 4 月 29 日まで
上畑 恵美		平成 26 年 4 月 30 日から
関根 眞治	京田辺市内保育所所長	
田中 佐和美	子育てサークル	
畠山 智子	子育てサークル	
上川路真規子	市民（公募）	

## 4 用語解説（50音順）

### 【あ行】

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間の前後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

### 【か行】

#### 確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

#### 協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

#### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

#### 子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所。

### 【さ行】

#### 社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

#### 主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取組をしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

## ショートステイ事業

保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間養育または保護を行う事業。

## 【た行】

### 確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

## 【な行】

### 認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

### 認定こども園

保育所（園）と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

### 認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

## 【は行】

### バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

## 【ら行】

### 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

## 京田辺市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：京田辺市役所 健康福祉部 子育て支援課  
〒610-0393

京都府京田辺市田辺 80 番地

電話：(母子児童) 0774-64-1377

(保育) 0774-64-1376

F A X : 0774-63-5777